# 田中小学校既存校舎改修工事

## 図面リスト

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| １ | Ａ－1 | 表紙・図面リスト | ３５ | Ｅ－1 | 電気設備　特記仕様書 | ３９ | Ｍ－1 | 機械設備　特記仕様書 |
| ２ | ２ | 建築特記仕様書（１） | ３６ | ２ | 構内配電線路図 | ４０ | ２ | 機械設備　１階平面図 |
| ３ | ３ | 建築特記仕様書（２） | ３７ | ３ | １階　電気設備配線図 | ４１ | ３ | 機械設備　２階平面図 |
| ４ | ４ | 建築特記仕様書（３） | ３８ | ４ | ２階　電気設備配線図 | | | |
| ５ | ５ | 建築特記仕様書（４） | | | | | | |
| ６ | ６ | 建築特記仕様書（５） | | | | | | |
| ７ | ７ | 建築特記仕様書（６） | | | | | | |
| ８ | ８ | 付近見取図・配置図 | | | | | | |
| ９ | ９ | 仕上表・建具表 | | | | | | |
| １０ | １０ | １階平面図 | | | | | | |
| １１ | １１ | １階天井伏図 | | | | | | |
| １２ | １２ | 基礎伏図 | | | | | | |
| １３ | １３ | 床伏図・1階壁伏図 | | | | | | |
| １４ | １４ | 部分詳細図（１） | | | | | | |
| １５ | １５ | 部分詳細図（２） | | | | | | |
| １６ | １６ | 部分詳細図（３） | | | | | | |
| １７ | １７ | 部分詳細図（４） | | | | | | |
| １８ | １８ | 基礎詳細図 | | | | | | |
| １９ | １９ | 外構図 | | | | | | |
| ２０ | ２０ | 解体　矩計図 | | | | | | |
| ２１ | ２１ | 既存建物図（１） | | | | | | |
| ２２ | ２２ | 既存建物図（２） | | | | | | |
| ２３ | ２３ | 既存建物図（３） | | | | | | |
| ２４ | ２４ | 既存建物図（４） | | | | | | |
| ２５ | ２５ | 既存建物図（５） | | | | | | |
| ２６ | ２６ | 既存建物図（６） | | | | | | |
| ２７ | ２７ | 既存建物図（７） | | | | | | |
| ２８ | ２８ | 既存建物図（８） | | | | | | |
| ２９ | ２９ | 既存建物図（９） | | | | | | |
| ３０ | ３０ | 既存建物図（１０） | | | | | | |
| ３１ | ３１ | 既存建物図（１１） | | | | | | |
| ３２ | ３２ | 既存建物図（１２） | | | | | | |
| ３３ | ３３ | 既存建物図（１３） | | | | | | |
| ３４ | ３４ | 既存建物図（１４） | | | | | | |
| | | | | | | | | |

合計　41　枚

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ・日付<br>・<br>・<br>・ | 富山市安住町７番１号　電話（076）432-9785<br>理事長　藤井　均<br>管理建築士　一級建築士登録第８３９１４号　川崎　政善 | 富山県建築設計監理協同組合<br>一級建築士事務所　登録（１２）３２号 | 工事名　田中小学校既存校舎改修工事<br>図面名　表紙・図面リスト　縮尺　ＮＳ | 管理技術者　一級建築士登録第25796?号　新村勲<br>担当　水間彰雄　監修 | 図面番号<br>Ａ－1 |

# Ⅰ．　工事概要

1．工事名称　田中小学校既存校舎改修工事

2．工事場所　富山県滑川市加島町２０７番地

3．地域指定　用途地域：第一種住居地域、第二種住居地域　（建ぺい率 60 %、容積率 200 %）
防火地域：指定なし　　前面道路：　15.0　m　　斜線制限：1：1.25

4．建築用途　小学校　　消防用途：　　項

5．工事種別　改　修

6．敷地面積　２４,１１０　㎡

7．面積表　（㎡）

| | 階 | 改修 北校舎 | 改修 渡廊下 | | 合　計 |
|---|---|---|---|---|---|
| 床面積 | | | | | - |
| | | | | | - |
| | ２Ｆ | 599.88 | － | | 599.88 |
| | １Ｆ | 599.88 | － | | 599.88 |
| | 計 | 1199.76 | － | | 1199.76 |
| | 合計 | 1199.76 | | | 1199.76 |
| 建築面積 | | 625.69 | | | 625.69 |

8．建築規模

| | |
|---|---|
| 構造規模 | 木造２階建　耐火・準耐火・[その他] |
| 床高さ | 設計ＧＬ＋500 |
| 軒高さ | （北校舎）設計ＧＬ＋4355　（渡廊下）設計ＧＬ＋3700 |
| 最高部高さ | （音楽室）設計ＧＬ＋4500　（渡廊下）設計ＧＬ＋3845 |
| 屋根 | 日本瓦葺き |
| 外壁 | 羽目板ｔ15張り |

9．指定条件

| | |
|---|---|
| 耐震安全性の重要度係数 | １．０ |
| 地区の区分に応じた風速（Vo（m／sec）） | ⊙３０　・３２ |
| 地表面粗度区分 | ・Ⅰ　⊙Ⅱ　・Ⅲ　・Ⅳ |
| 多雪地域の指定 | 積雪区分　建告示１４５５号　別表（２８） |
| 省エネ法に定める建設地の区分（非住宅） | ＊Ｆ |
| 省エネ法に定める地域区分（住宅） | ・Ⅲ　⊙Ⅳ |

10．工事範囲
㊍建築主体工事　⊙電気設備工事　⊙機械設備工事
⊙空気調和設備工事　⊙外構工事　⊙既存建物解体工事
㊍その他設計図書に記載されている工事

11．その他
工事完成後　請負業者は契約書に準ずる期間保証の責に任ずる。
完成後１年目及び２年目に経年検査を行う。検査の結果工事不良及び壊れ等に準ずる理由により生じたと認められる損傷、又は不都合がある場合は監督員の指示によりすみやかに修理する事。これに必要な費用はすべて請負者の負担とする。

# Ⅱ．建築工事仕様書

1．仕様書の適用
1）図面及び，特記仕様書に記載されていない事項は下記による。
＊「公共建築工事標準仕様書」（平成２２年度版）国土交通省大臣官房官庁営繕部監修
2）標準仕様書に記載されていない事項は、下記に準拠する。
＊「ＪＡＳＳ」（社）日本建築学会建築工事標準仕様書

2．特記仕様書の取扱い
＊項目及び番号に○印をつけたものを適用する。
＊特記事項に○印のない場合は＊印をつけたものを適用する。
＊特記事項に記載の（　）内表示番号は「公共建築工事標準仕様書」の該当項目を示す。

# Ⅲ．特記仕様

## １．一般共通事項

① 適用基準等
＊建築工事標準詳細図　（国土交通大臣官房官庁営繕部監修平成２２年版）
＊建築工事監理指針　（国土交通大臣官房官庁営繕部監修平成２２年版）
＊工事写真の撮り方 建築編 改訂第３版（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）
・建築物解体工事共通仕様書・同解説
（国土交通大臣官房官庁営繕部監修平成１６年版）
・ＩＳＯ９００１適用　建築工事施工管理要領　（公共建築協会）

2．工事実績情報の登録
＊適用する（「工事カルテ受領書」の写しを提出）　（1.1.4）

③ 発生材の処理
＊再生資源の利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及清掃に関する法律、その他関係法冶に従い、適切に処理し、監督員に報告すること。
＊再生資源利用計画書等作成及び提出
＊運搬、処分委託契約書の写しの提出
＊マニフェスト（Ａ票、Ｂ２票、Ｄ票、Ｅ票）の写しの提出
・引き渡しを要するもの：
・再利用を図るもの：グレーチング、植栽
・分別を図るもの：コンクリート、アスファルト、金属
・再資源化を図るもの：コンクリート

④ 建築材料等
＊建築材料の製造品，製品，施工業者等は特記されたもの又は、同等品以上とする。
但し、同等以上とする場合は監督員の承諾を必要とする。
＊本工事に使用する材料はＪＩＳ又はＪＡＳ規格に合格する製品とし、規格制定のないものについてはそれぞれの性能表等を提出し、監督員の承諾を得ること。
＊建築工事共通仕様書に記載されていない特別な材料の工法は、当該製品の指定工法とし、見本，材質、施工受領等について必要書類等を提出し、監督員の承諾を得ること。

⑤ 技能士　（1.5.2）

| 適用工事種別 | 技能検定の職種 |
|---|---|
| 仮設工事 | ⊙とび |
| 鉄筋工事 | ⊙鉄筋施工（鉄筋組立て作業） |
| コンクリート工事 | ⊙型枠施工　⊙コンクリート圧送施工 |
| 鉄骨工事 | ・とび　・鉄工 |
| ﾌﾞﾛｯｸ・ALCﾊﾟﾈﾙ工事 | ・ブロック建築 |
| 防水工事 | ・ｱｽﾌｧﾙﾄ防水工事作業<br>・合成ｺﾞﾑ系ｼｰﾄ防水工事作業<br>・塩化ﾋﾞﾆﾙ系ｼｰﾄ防水工事作業<br>・ｱｸﾘﾙｺﾞﾑ系塗膜防水工事作業<br>・改質ｱｽﾌｧﾙﾄｼｰﾄﾄｰﾁ工法防水工事作業<br>⊙ｼｰﾘﾝｸﾞ防水工事作業 |
| 石工事 | ・石材施工（石張り施工） |
| タイル工事 | ・タイル張り |
| 木工事 | ⊙建築大工 |
| 屋根及びとい工事 | ⊙建築板金（内外装板金作業）<br>・スレート作業 |
| 金属工事 | ⊙内外装仕上げ施工（鋼製下地工事作業） |
| 左官工事 | ⊙左官 |
| 建具工事 | ⊙サッシ施工　⊙ガラス施工 |
| カーテンウォール工事 | ・カーテンウォール施工<br>・ガラス施工 |
| 塗装工事 | ⊙塗装（建築塗装作業） |
| 内装工事 | ⊙ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ系床仕上げ工事作業<br>⊙ボード仕上げ工事作業<br>・表装（壁装作業） |
| 排水工事 | ・建築配管作業 |
| 植栽工事 | ・造園 |
| 解体工事 | ⊙解体工事施工技士 |

⑥ 環境への配慮
揮発性有機化合物を放散させる建築材料等
建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質・性能を要するものとし、次の１）から５）の事項を満たすものとする。
１）合板・木質系フローリング・構造用パネル・集成材・単板積層材・MDFパーチクルボードその他の木材建材・ユリア樹脂及び仕上建材は、ホルムアルデヒドを拡散させないか、拡散が極めて少ないものとする。
２）保温材・緩衝材・断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
３）接着剤はフタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシンを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド・アセトアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼンを拡散させないか、拡散がきわめて少ないものとする。
４）塗料はホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。
５）１）・３）及び４）の材料等を使用して作られた家具・什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、拡散がきわめて少ないものとする。

設計図書に規定する「ホルムアルデヒド放散量」は次の通りとする。
＊規制対象外
①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆☆☆規格品
②建築基準法施行令第２０条の７第４項による国土交通大臣認定品
③下記表示のあるＪＡＳ規格品
a.非ホルムアルデヒド系接着剤使用
b.接着剤不使用
c.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない建材使用
d.ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
e.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用
f.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用
・第三種
①ＪＩＳ及びＪＡＳのＦ☆☆規格品
②建築基準法施行令第２０条の７第３項による国土交通大臣認定品
③旧ＪＩＳのＥｏ規格品
④旧ＪＡＳのＦｃｏ規格品

アスベスト含有建材
「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行令について」（厚生労働省労働基準局長通達　基発第0811002号）に基づき本工事に使用する材料については、アスベスト含有建材を使用しないこと。

化学物質等安全データシート（ＭＳＤＳ）等により確認を行った場合は、その写しを監督員に提出すること。

7．化学物質の濃度測定
・揮発性有機化合物の室内濃度の測定　　２　室
完成引渡し前に、下記測定室の揮発性有機化合物の室内濃度を測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認し、報告書を提出すること。
また、学校・幼稚園等については文部科学省「学校環境衛生の基準」を満たすこと。
測定室
採取方法　※パッシブ法（拡散）・アクティブ法（吸引）
・１ヶ所につき２検体採取
測定方法

| | | |
|---|---|---|
| 採取 | ホルムアルデヒド<br>・アセトアルデヒド | その他の揮発性有機化合物 |
| | ジニトロフェニルヒドラジン誘導体固相吸着/溶媒抽出法 | 固相吸着/溶媒抽出法 |
| 分析 | 高速液体クロマトグラフ（HPLC） | ガスクロマトグラフ法 |

測定物質
＊ホルムアルデヒド　＊トルエン　＊キシレン
＊パラジクロロベゼン　＊エチルベンゼン
＊スチレン　・クロルピリホス　・フタル酸ジ-n-ブチル
・テトラデカン　・フタル酸ジ-2-エチルヘキシン
・アセトアルデヒド　・フェノブカルブ　・ダイアジノン

⑧ 工事写真
＊デジタルカメラによる撮影（１３０万～３００万画素）とする。
＊デジタルカメラによる撮影の場合、データをＣＤ-Ｒ（２部）にて提出すること。
＊下記のものを（フイルムによる場合はフイルムとＣＤ-Ｒとともに）提出すること。

| 区　分 | 種　別 | プリントサイズ | 部　数 |
|---|---|---|---|
| ＊着工前 | ・モノクローム<br>＊カラー | ＊サービス<br>・キャビネ | ２　部 |
| ＊工事中 | ・モノクローム<br>＊カラー | ＊サービス | ２　部 |
| ＊完成時 | ・モノクローム<br>＊カラー | ＊サービス<br>・キャビネ | ２　部 |

⑨ 提出書類
＊下記の設計図書を提出のこと。

| 設計図書 | 着工前 | 竣工時 |
|---|---|---|
| ＊設計図 | | 原図訂正 |
| ＊Ａ１版陽画複写２ッ折製本 | 部<br>(緑表紙文字書込) | 部<br>(黒厚表紙、金文字印字) |
| ＊縮小第２原図（Ａ３版） | | 部<br>(電子コピー) |
| ＊Ａ３版陽画複写２ッ折製本 | ３　部<br>(緑表紙文字書込) | ３　部<br>(黒表紙、金文字印字) |
| ＊電子データ（ＪＷＷ・ＰＤＦ） | | ２部（ＣＤ-Ｒ）<br>(ケース付、工事,図面名印刷) |

⊙竣工写真は監督員の指示により撮影を行い、次のものを提出のこと。
＊　外部　カラー　・キャビネ版（約２　カット）
・サービス版（Ｌサイズ　約 10 カット）
＊　内部　カラー　・キャビネ版（約２　カット）
・サービス版（Ｌサイズ　約 20 カット）
＊　アルバム製本（黒表紙金文字入り）　２　部
・　カラースライド（３５mmマウント加工）　部
⊙　データ（ＣＤ-Ｒ）　２部
（フイルムによって撮影されたものをデーター化したもの）
・　ビデオ
⊙　着工時　Ａ３縮小版製本　５部提出
＊施工計画書（３部）
本工事の主要工事及び製作，加工，組立等を要するものには事前に施工計画書を提出し監督員の確認を得ること。

＊施工図
施工に際し、施工図、加工図、割付図等作製の上監督員の承諾を得て施工に着手のこと。
（竣工時）＊ＰＤＦデータ１部　・Ａ１版　部　・Ａ３版　部

＊協力業者一覧表、主要機器、材料メーカーリスト（３部）
決定前に選定リストを提出し、監督員の承諾を得ること。

＊その他の提出書類
＊工事着工届　（３部）
＊工事請負契約書写（２部）　・工事費内訳明細書（２部）
＊工事工程表　（３部）
＊現場代理人届、主任技術者届（３部）
＊一級建築士　・二級建築士
*工事月間報告書　（３部）
＊機器取扱説明書（１部）　＊機器性能試験成績書（２部）
＊官公庁届出書類（２部）　＊各工事保証書　（３部）
＊建物等の利用、保全に関する説明書（１部）（1．7．3）
＊その他監督員の指示に従い作成、提出のこと。

⑩疑　義
＊本工事の設計図書に関する疑義は工事契約前に質疑応答書をもって確認しておかなければならない。
＊設計図書に記載なくとも外観上、構造上、施工上当然必要と認められるものは本工事内とし、監督員の指示に従い施工を行うこと。

⑪材料試験
＊本工事に使用する材料で、監督員より指示のあるものに関しては、その成積表を提出、または、監督員の認める試験所で試験を行い確認を受けなければならない。

⑫立合検査
＊建築主事並びに関係官公庁、事業会社等の立会検査を必要とするものは、監督員と打合せの上、請負者はその手続きを経て立会期日を定めなければならない。
＊施工後検査が困難になる工事は、随時監督員の立合検査を受け、必要により写真に記録しておくこと。
＊竣工検査は監督員の指示する日に竣工検査を受け、駄目直し、残工事等を一切完了しなければならない。
＊申請手続及び、検査に要する諸費用は全て請負者の負担とする。
＊工事中に発生する変更確認申請、昇降機申請、消防届、中間検査、完了検査等の各申請書、添付図書を監理者の指示に従い作成、提出すること。

⑬別途工事に対する調整
＊本工事請負者は、工事工程並びに納まり等に関して、別途工事各業者と密接に連絡して調整に当らなければならない。

⑭損害保険
＊請負者は本工事の全てに対して妥当な金額の損害保険（火災保険を含む）を付し、その写しを提出する。

⑮既存部分との取合
＊既存部分と今回工事の取合部分、その他ではつり及び工事の都合等により、破損、損傷させた箇所は、今回工事仕上げ及び旧仕上同材によって速やかに補修しなければならない。
＊取合部分以外においても今回工事による損傷とみとめられた時も同様とする。

⑯工事現場管理
＊労働基準法、労働安全衛生規則、その他関係法規を厳守し、工事現場の人身事故、火災、盗難防止に留意のこと。
＊本工事期間中付近住民及び通行者等の安全対策は十分に行うこと。
＊本工事により敷地外におよぼす破損、損傷等は請負者により速やかに原形復旧のこと。

⑰関係法令手続等
＊建築関係法規等（確認申請を含む）による、追加変更工事については本工事内とし、原則として工事請負金額の増減は認めない。
また、関係法令による是正指示があった場合は、速やかに処置し、その費用は請負者の負担とする。
＊本建物は建築基準法、消防法、各関連法令による他、富山県福祉条例等の関連法令に従い適切に施工のこと。

⑱総合図の作成
＊施工図に先行し、総合図（平面詳細図,便所詳細図,展開図,天井伏図,縮尺1/50）を作成し、監督員の承諾を受けること。
＊建築工事施工者が元図（平面図,展開図,天井図等）を作成し、各関連工事施工者は協力して各機器類等を元図に記載し相互調整を行うこと。

## ２．仮設工事

① 監督職員事務所
・設ける（　㎡程度）　⊙設けない
＊監督職員事務所には以下のものを揃える
・更衣ロッカー、机、椅子、白板、図面収納用什器、掛時計
・安全靴、長靴、保安帽、雨合羽、安全帯、懐中電灯
・電話機（請負者加入）、冷暖房設備、湯沸器、掃除具、消火器
・その他（応接セット、ＦＡＸ、コピー機、ＰＣ　台(ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ回線込)、監督員の指定するPCｿﾌﾄｳｪｱ、その他消耗品）
＊監督職員のための駐車場を監督職員事務所付近に設ける。
構内に設けられない場合は、近隣に設ける。
＊監督職員事務所、駐車場の確保にかかる費用は施工者の負担とする。

② 工事用水　構内既存施設　＊利用できない　⊙利用できる（＊有償　・無償）

③ 工事用電力　構内既存施設　＊利用できない　⊙利用できる（＊有償　・無償）

④ 工事要員の駐車場　構内駐車施設　・利用できない　⊙利用できる（・有償　⊙無償）

⑤ 足場その他
＊枠組み足場を設ける場合は「手すり先行工法に関するガイドライン」（厚生労働省 平成15年4月）による手すり先行専用足場型とするか、または改善処置機材を用いて手すり先行専用足場型と同等の機能を有するものとする。　（2.2.4）

## 3.4.5.6.7.

下記の各特記仕様書については、構造特記仕様書による。
３．土工事　　４．地業工事　　５．鉄筋工事
６．コンクリート工事　　７．鉄骨工事
ただし、６.コンクリート工事の一部は次による。

## ６．コンクリート工事

① コンクリートの仕上り
⊙打放し仕上げＡ種
せき板、割付図、セパレータ割付図を作成し提出する。監理者の指示により施工実施前に、計画されている仕様に基づき試験打設を行い、コンクリート面の仕上がり状態を確認する。寸法、精度については監理者と協議する。せき板の材質については、打放し面に著しい色調の発生がないように検討し報告する。
化粧打放しコンクリート仕上げとして認められないような施工結果になった場合は、協議の上、専門施工業者による補修を実施する。

## ８．コンクリートブロック・ＡＬＣパネル・押出成形セメント板工事

1．コンクリートブロック積み
＊空洞ブロック１６　・空洞ブロック１６-Ｗ　（8.2.1～8.3.8）

2．ＡＬＣパネル　（8.4.1～2）

| 種　別 | | | |
|---|---|---|---|
| 厚　さ | | | |
| 適用範囲 | | | |

外壁パネルの取付種別
・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　（表8.4.2）
間仕切パネルの取付種別
・Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　・Ｅ種　（表8.4.3）

3．押出成形セメント板（ＥＣＰ）　（8.5.2）

| 種　別 | | | |
|---|---|---|---|
| 厚　さ | | | |
| 寸　法 | | | |
| 表面形状 | | | |
| 適用範囲 | | | |

外壁パネルの取付工法種別　・Ａ種　・Ｂ種　（表8.5.1）
間仕切りパネルの取付工法種別　・Ｂ種　・Ｃ種　（表8.5.2）
*開口補強鋼材の大きさは、パネル製造所の指定サイズとする。

## ９．防水工事

1．アスファルト防水　（9.2.1～4）

| 種　別 | | | |
|---|---|---|---|
| 適用範囲 | | | |

保証年限　＊１０年保証
平場の防水保護層　（9.2.2）（9.2.5）
＊普通コンクリート　・豆砂利コンクリート　・軽量コンクリート
溶接金網　６φ－１５０□
厚さ　＊８０mm　・６０mm
伸縮目地　＊成形伸縮目地　巾２５mm
立上り部の防水保護　（9.2.2）（9.2.5）
・普通コンクリート（１８N/mm2）押さえ
・煉瓦　・煉瓦型ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ（市販品）　・煉瓦（市販品）
・乾式保護材　・押出成形セメント板　ｔ１５×Ｗ３００

2．改質アスファルトシート防水　（表9.3.3）

| 種　別 | | | |
|---|---|---|---|
| 厚　さ | | | |
| 適用範囲 | | | |

保証年限　＊１０年保証

3．合成高分子系ﾙｰﾌｨﾝｸﾞｼｰﾄ防水　（表9.4.1）

| 種　別 | | | |
|---|---|---|---|
| 厚　さ | | | |
| 適用範囲 | | | |

保証年限　＊１０年保証

4．塗膜防水

| | ウレタンゴム系（表9.5.1） | ゴムアスファルト系（表9.5.2） |
|---|---|---|
| 種　別 | | |
| 適用範囲 | | |

保証年限　＊５年保証　・１０年保証

⑤ シーリング　共通仕様書（表9.6.1）による。　（表9.6.1）
シーリングの試験
接着性試験　＊簡易接着性試験　・引張接着性試験　（9.6.5）

・日付
・
・
・

富山市安住町７番１号　電話（076）432-9785
理事長　藤井　均
管理建築士　一級建築士登録第８３９１４号　川崎　政善

**富山県建築設計監理協同組合**
一級建築士事務所　登録（１２）３２号

工事名　田中小学校既存校舎改修工事
図面名　建築特記仕様書（1）　縮尺　N.S
管理建築士　一級建築士登録第２５７９６７号　新井　撰応
担当　水間紀雄　監修
図面番号　A－2

## １０．石工事

1．石材　天然石の品質　床　・１等品　＊２等品（１０．２．１（ａ））
壁　＊１等品　・２等品

| 種　別 | | | |
|---|---|---|---|
| 表面仕上 | | | |
| 厚　さ | | | |
| 工　法 | | | |
| 裏面処理 | | | |
| 適用範囲 | | | |
| 程　度 | | | |

2．テラゾブロック テラゾタイル張り　種石の種類及び大きさ　（１０．２．１（ｂ））

## １１．タイル工事

1．陶磁器質タイル張り

| 種　別 | | | |
|---|---|---|---|
| 形状寸法 | | | |
| 工　法 | | | |
| 適用範囲 | | | |
| 参考品番 | | | |

・外壁タイルは全て光触媒加工品またはマイクロガード加工品とする。
・内部目地は全て光触媒加工目地とする。
・デザイン貼りは現場にて指示する。

2．伸縮目地　寸法２０㎜　種別 シーリング（ポリウレタン）（１１．１．３）（表１１．１．１）

3．外装タイルの接着力試験　試験数　箇所　＊１１．１．４（ｂ）による

## １２．木工事

①．木材の種類　＊含水率　＊Ａ種　・Ｂ種　（構造材、下地材）（表１２．２．１）
＊Ａ種　・Ｂ種　（造作材）

＊造作材の等級　＊Ａ種　・Ｂ種　（表１２．２．２）

＊樹種　（表１２．２．３）

| 構 造 材 | | |
|---|---|---|
| 造 作 材 | 和　室 | |
| | その他 | |
| 下 地 材 | | |

＊共通仕様書による代用樹種　＊可　・不可
・表面仕上　・Ａ種　＊Ｂ種　・Ｃ種　（表１２．１．１）

②．造作用集成材　樹種及び形状　（１２．２．２（２）（ｉ））

3．化粧ばり造作用集成材　化粧板の樹種及び厚さ　（１２．２．２（２）(ii)）
仕上　＊Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　（表１２．１．１）

④．造作用単板積層材　表面の品質　＊天然木化粧加工　（１２．２．２（２）(iii)）
防虫処理
厚さ

⑤．床張り用合板等

| 厚　さ | 5.5㎜ | 9㎜ | 12㎜ | 15㎜ |
|---|---|---|---|---|
| 表材の樹種 | 広葉樹 針葉樹 | | | ﾊﾟｰﾃｨｸﾙﾎﾞｰﾄﾞ |
| 接着の程度 | １類 | １類 | １類 | １３Ｐ又は |
| 板面の品質 | 2等 C-D | C-D | C-D | １３Ｍ |
| 処　理 | | | | |

⑥．防腐処理　防腐剤　＊クレオソート油は使用しないこと　（１２．２．８）
防腐処理範囲　＊共通仕様書（１２．２．８（ｃ））による。

⑦防蟻処理及び　⊙防蟻処理　・有　＊無　＊クロルピリホスを含まないもの（１２．２．９）
⊙防虫処理　・有　＊無　＊クロルピリホスを含まないもの（１２．２．１０）

＊防腐・防蟻処理の方法
工場における加圧式とし、十分に乾燥を行う。
ただし、現場における加工が生じた場合には、加工した箇所に対し、現場にて木材保存剤を塗布することとする。
木材保存剤を塗布することとする。

8．集成材等のホルムアルデヒドの放散量　＊規制対象外、Ｆ☆☆☆☆　（１２．２．２）

## １３．屋根及びとい工事

1．長尺金属板葺　材料　（１３．２．１～３）
厚さ
工法

2．折板葺　材料　（１３．３．１～３）
厚さ

3．スレート波板葺　材料
工法　・強風地域用　＊多雪地域用

④．と　い　とい　・耐火被覆二層管　径　（１３．５．１～３）
⊙硬質塩化ビニール管（ＶＰ）カラー　径
・アルミ（Ｂ-２）バンドレスタイプ　径
・カラーステンレス　１５号
ルーフドレン　＊鋳鉄製　径

雨どい　⊙硬質塩化ビニールとい
・カラーステンレス　１５号
・耐酸被覆鋼板
・スチール芯入硬質塩ビ樹脂製
・耐摩カラーＧＬ　150深型

⑤．瓦　葺　既存の瓦使用　材種　粘土瓦　和形瓦（銀いぶし）　雪止瓦８枚／坪
工法　引っ掛け桟工法　（１３．４．１～３）

## １４．金属工事

1．表面処理　・ステンレス　＊ＨＬ仕上　・ブラスト処理クリア塗装
・バイブレーションフッ素樹脂クリア塗装（１４．２．１）
・アルミの表面処理　（表１４．２．１）

| 種　別 | | | |
|---|---|---|---|
| 適用範囲 | | | |

・鉄鋼の亜鉛めっき　（１４．２．３）

| 類　別 | ・溶融亜鉛めっき | ・電気亜鉛めっき |
|---|---|---|
| 適用範囲 | | |

・溶融亜鉛めっきの付着量　（表１４．２．２）
・Ａ種　・Ｂ種　＊Ｃ種
・亜鉛の付着量試験　・行う　・試験成積表を提出

・電気亜鉛めっきの種別　（表１４．２．２）
・Ｄ種　・Ｅ種　・Ｆ種
・皮膜厚さ及塩水噴霧試験　・行う　・試験成積表を提出

2．軽量鉄骨天井下地　種類　＊屋内１９形　＊屋外２５形　（表１４．４．１）

3．軽量鉄骨壁下地　（表１４．５．１）

| 種　類 | ・５０形 | ・６５形 | ・９０形 | ・１００形 |
|---|---|---|---|---|
| 適用範囲 | | | | |

4．金属成形板張り　材料及び工法等　（１４．６．１～３）

5．アルミニウム製笠木　表面処理　・Ａ－１種　・Ｂ－１種　（表１４．２．１）

6．手すり及タラップ　＊材種、形状等　（１４．８．１～３）

## １５．左官工事

①モルタル塗り　＊図示による。　（１５．２．１～５）

2．防水モルタル塗り　防水剤

③床コンクリート直均し仕上　＊共通仕様書（１５．３．１～４）による。　（１５．３．１～４）

4．セルフレベリング材塗り　・石こう系　＊セメント系　（１５．４．１～５）
厚さ　＊１０mm　・２０mm

5．仕上塗材仕上　（表１５．５．１）

| 種　類 | | | |
|---|---|---|---|
| 呼び名 | | | |
| 適用範囲 | | | |
| 仕　上 | | | |
| 工　法 | | | |
| 参考品番 | | | |

＊ホルムアルデヒドの放散量がＪＡＳで定めるＦ☆☆☆☆のもの

6．石膏プラスター塗り　・内部壁及び柱面　（１５．６．１～５）

7．ロックウール吹付　・ロックウール吹付（一般用）　（１５．７．１～４）

| 厚　さ | | | |
|---|---|---|---|
| 仕上有無 | | | |
| 適用範囲 | | | |

## １６．建具工事

①アルミニウム製建具　種別　＊Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　（表１６．２．１）
枠見込　＊図示による。
表面処理　⊙Ｂ－１種　・Ｂ－２種　（表１４．２．１）
遮音性能

②網　戸　網の材質　・ステンレス
⊙合成樹脂
・ガラス繊維入り合成樹脂　（１６．２．３（ｅ））

3．鋼製建具　・一般建具　（１６．３．１～６）
・既製建具
・ＡＴ仕様はＴ－２以上とする

4．鋼製軽量建具　（１６．４．１～６）

5．ステンレス製建具　曲げ加工　＊普通曲げ　・角出し曲げ（ｂ角）（１６．５．１～５）
表面仕上　＊ＨＬ仕上　・バイブレーションフッ素クリア塗装仕上

6．木製建具　建具材の種別　・Ａ種　＊Ｂ種　・Ｃ種　（表１６．６．１）
建具材の樹種　共通仕様書の代用樹種　＊不可　・可
（表１６．６．２）

| 名　称 | 樹　種 |
|---|---|
| つり元となる部材及び規規縁 | ＊クサマキ　・ひのき |
| フラッシュ戸の上下桟縦かまち、中骨 | ＊クサマキ　・杉 |
| その他の建具の上下桟、縦かまち、組子、その他 | ＊米　杉　・杉 |

フラッシュ戸の表面材の厚さは＊共通仕様書の（表１６．６．６）による。
＊全てＦ☆☆☆☆品を使用すること

⑦建具用金物　（１６．７．４）
マスターキー　⊙装置する　・装置しない
グランドマスターキー　⊙装置する　・装置しない
金物の種類　＊特記無き限りステンレスとする。
（表１６．７．１）

8．自動ドア開閉装置　センサーの種類
＊感熱式　・キック式　・タッチ式　（表１６．８．３）

9．自閉式上吊り引戸装置　（１６．９．１～４）

１０．重量シャッター　開閉機能による種類　（１６．１０．１～５）
＊上部電動式（手動併用）　・上部手動式　（表１６．１０．１）

１１．軽量シャッター　開閉機能による種類　（１６．１１．１～５）
・上部電動式（手動併用）　＊手動式　（表１６．１１．１）

１２．オーバーヘッドドア　（１６．１２．１～５）
セクション材料　＊スチール　・アルミ　・ファイバーグラス
開閉機能　＊バランス式　・チェーン式　・電動式

１３．ガラス　・板ガラス（＊フロート板　・みがき板）　（１６．１３．２）
・網入板ガラス　（・網入　・線入）
・熱線吸収ガラス　（・ブロンズ　・グレー　・ブルー）
・合せガラス
・複層ガラス
・熱線反射ガラス
・強化ガラス
・Low-E

１４．ガラス止め材　種別　＊シーリング　・ガスケット　（１６．１３．２（ｂ））
シーリング適用箇所　・全て
シーリング用材料種別　（表９．６．１）による。

１５．ガラスブロック積　ガラスブロックの形状　（１６．１３．５）
寸法

## １７．カーテンウォール工事

1．メタルカーテンウォール　（１７．１．１～２．８）
設計図書による規定の他、特記なき事項は(社)日本建築学会ＪＡＳＳ１４による。
カーテンウォールの材種
＊アルミニウム製　(16.2.3のアルミニウム製建具の材料による)
カーテンウォール方式
・方立方式
・バックマリオン（・単純２辺支持構法　・ＳＳＧ構法）
・スパンドレル方式　・パネル方式
・小型パネル組合せ方式（・ノックダウン方式　・ユニット方式）

耐風圧性能　正圧　N/㎡以上、負圧　N/㎡以上
（建築基準法施行令第87条及び建設省告示第1454号に定められた風圧力に対して安全であること。）
耐震性能　設計用強度
垂直方向（Ｋｖ）＊0.5　水平方向（ＫＨ）＊1.0
水密性　・Ｗ－４　・Ｗ－５
気密性　・Ａ－３　・Ａ－４
耐火性能　＊適用しない　・適用する（　時間）
映像調整　＊行わない　・行う

2．ＰＣカーテンウォール　（１７．３．２～３．９）
設計図書による規定の他、特記なき事項は(社)日本建築学会ＪＡＳＳ１４による。
コンクリートの種類及び品質
＊共仕１７．３．２による
・以下による
コンクリートの種類
設計基準強度（Fc）　N/㎜2、　所要スランプ　cm

鉄筋　＊ＳＤ２９５Ａ
表面仕上げ
耐火材料
・ファスナー部
・取付ブラケット
・パネル目地部
・層間ふさぎ
耐風圧性能　正圧　N/㎡以上、負圧　N/㎡以上
（建築基準法施行令第87条及び建設省告示第1454号に定められた風圧力に対して安全であること。）
耐震性能　設計用強度
垂直方向（Ｋｖ）＊0.5　水平方向（ＫＨ）＊1.0

## １８．塗装工事

①材料　＊塗料は、ホルマリン不検出のもので、水性形のもの（Ｆ☆☆☆☆品）とする。　（１８．１．３）
＊塗料は、全て基材同等の認定表示のあるものとする。

②素地ごしらえごしらえ　⊙木部　・Ａ種　⊙Ｂ種　（表１８．２．１）
・鉄面　・Ａ種　・Ｂ種　＊Ｃ種　（表１８．２．２）
・亜鉛めっき面　・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　（表１８．２．３）
・モルタル及プラスター面　・Ａ種　＊Ｂ種　（表１８．２．４）
・コンクリート、ＡＬＣ　・Ａ種　＊Ｂ種　（表１８．２．５）
・コンクリート、押出成形セメント板　＊Ａ種　＊Ｂ種　（表１８．２．６）
・石膏ボード、その他のボード面　＊Ａ種　＊Ｂ種　（表１８．２．７）

3．鉄鋼面錆止め塗料　＊Ａ種　適用箇所　屋外・屋内　（表１８．３．１）
・Ｂ種　適用箇所　屋内

4．亜鉛めっき面錆止め塗料　＊Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　（表１８．３．２）

5．錆止め塗料塗り　・鉄部見え掛り　＊Ａ種　・Ｂ種　（表１８．３．３）
・鉄部見え隠れ　・Ａ種　＊Ｂ種
・亜鉛めっき面　鋼製建具　＊Ａ種　・Ｂ種
その他　・Ａ種　・Ｂ種　＊Ｃ種　（表１８．３．４）

⑥ＳＯＰ　⊙木部　＊Ａ種（屋外）　＊Ｂ種（屋内）　（表１８．４．１）
・鉄面　・Ａ種　＊Ｂ種　（表１８．４．２）
・亜鉛めっき面　（表１８．４．３）

７．ＣＬ　・Ａ種　＊Ｂ種　（表１８．５．１）

８．ＮＡＤ　・Ａ種　＊Ｂ種　（表１８．６．１）

９．ＤＰ　・鉄鋼面　（表１８．７．１）
・亜鉛めっき鋼面　（表１８．７．２）
・ｺﾝｸﾘｰﾄ、押出成形ｾﾒﾝﾄ板面　・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種（表１８．７．３）

１０．ＥＰ－Ｇ　・　面　・Ａ種　＊Ｂ種　（表１８．８．１～４）

１１．ＥＰ,ＡＥＰ　・Ａ種　＊Ｂ種　（表１８．９．１）
（低臭防汚染性エマルジョン）

１２．ＥＰ－Ｔ　・Ａ種　＊Ｂ種　（表１８．１０．１）

１３．ＵＣ　・Ａ種　＊Ｂ種　（表１８．１１．１）

１４．ＯＳ　（表１８．１２．１）

⑮．ＷＰ　⊙Ａ種　・Ｂ種　（表１８．１３．１）

１６．マスチック塗材　・Ａ種　・Ｂ種　（表１８．１４．１）

## １９．内装工事

1．ビニル床シート　種類及び厚さ　（１９．２．１～４）

2．ビニル床タイル　種類及び厚さ

3．ゴム床タイル　種類及び厚さ

4．ビニル巾木　材質
厚さ　高さＨ＝

5．接着材の種類　＊前記１～４の接着材は共通仕様書（表１９．２．１），（表１９．２．２）による。
＊壁紙、ビニル床タイル、ビニル床シート、巾木に使用する接着剤は、ホルマリン不検出のもので、水性形のもの（Ｆ☆☆☆☆）とする。
＊接着剤に含まれる可塑剤は、難揮発性のものとする。

6．合成樹脂塗床　種別、工法、厚さ　（１９．４．１～４）

・日付
・
・
・

富山市安住町７番１号　電話（076）432-9785
理事長　藤　井　均
管理建築士　一級建築士登録第８３９１４号　川崎　政善

**富山県建築設計監理協同組合**
一級建築士事務所　登録（１２）３２号

工事名　田中小学校既存校舎改修工事
図面名　建築特記仕様書（2）
縮尺　N.S
管理技術者　一級建築士登録第２５７９６７号　新井勝也
担当　水間紀雄
監修
図面番号　A－3

⑦ 石膏ボード その他のボード及び合板張り

| 材　種 | | 略　号 | 厚さ | 程度（参考品番） |
|---|---|---|---|---|
| ㊀石膏ボード | | ＧＢＲ | 図示 | |
| ・硬質石膏ボード | | ＧＢＲＨ | 図示 | |
| ・強化石膏ボード | | ＧＢＦ | 図示 | |
| ㊀化粧石膏ボード | | ＧＢＤ | 図示 | |
| ・吸音用穴明石膏ボード | | 有孔ＧＢＲ | | |
| ・シージング石膏ボード | | シージングボード | 12.5 | |
| ・無石綿セメント板 | | 大平板 | 6 | |
| | | フレキ | 5 | |
| ・石綿パーライト板 | | | | |
| ・吸音用穴明無石綿セメント板 | | 有孔無石綿板 | | |
| ・無石綿セメントけい酸カルシウム板 | | 無石綿ケイカル板 | 6 | |
| ・吸音用穴明無石綿セメントけい酸カルシウム板 | | 有孔ＫＢ | 9<br>12 | |
| ・ロックウール化粧吸音板 | | ＲＢ<br>成形ＲＢ | 15 | |
| ・ロックウール吸音板 | | ＲＷＢ | 50<br>25 | |
| ・グラスウール吸音板 | | ＧＷＢ | 50<br>25 | |
| ・高圧木片セメント板 | | | 18 | センチュリーボード |
| ・パーティクルボード | | | | |
| 合板 | ・ラワン合板 | | 12,15 | |
| | ・しな合板 | | 5.5,9 | 一般、有孔 |
| | ・難燃合板 | | 5.5 | |
| | ・桧合板 | | 5.5 | |
| | ・銘木化粧合板 | | 5.5 | |
| | ・構造用合板 | | 9 | |
| ・繊維混入ｹｲｶﾙﾄｲｶｶﾙ板 | | ｾﾝﾁｭﾘｰﾎﾞｰﾄﾞEX | 18 | |
| ・メラミン化粧板 | | ＭＰ | 3 | アイカ セラール |

⑧ 合板類の張付け　＊Ａ種　・Ｂ種　（表１９.７.３）

⑨ 石膏ボードの目地処理　（表１９.７.５）

| 目地処理の種類 | 適用範囲 |
|---|---|
| ・目透かし工法 | |
| ・突付け工法 | |
| ・突付けＶ目地工法 | ビニールクロス貼り部分 |
| ・雌目処理工法 | 塗装仕上部分 |

⑩.フローリング張り
・フローリングボード　（１９.５.１～８）
樹種　板厚　板幅　工法
・フローリングブロック
樹種　厚さ　大きさ　工法
・モザイクパーケット
樹種　厚さ　大きさ　工法
・天然木化粧複合フローリング（複合　種フローリング）（１９.５.２(２)）
樹種　板厚　板幅　工法
・天然木フローリング
樹種　板厚　板幅　工法
＊全てＦ☆☆☆☆品を使用すること

⑪.壁紙張り　（１９.８.１～３）

| 適用範囲 | 天井、壁 |
|---|---|
| 参考品番 | 中級品　サンゲツSG-134程度 |

＊全てＦ☆☆☆☆品を使用すること

１２.畳敷き　種別　・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　・柔道用　・床暖房用（表１９.６.１）
＊全てＦ☆☆☆☆品を使用すること

⑬.カーペット敷き

| 適用範囲 | 室（４） | | |
|---|---|---|---|
| 種別,毛足等の規格 | 全厚ｔ8.0 防炎 BCFナイロン | | |
| 参考品番 | 東レ　KL4851 | | |
| 下敷き材とその厚さ | | | |

＊消防法に定める防炎性能を有する事。（１９.３.２）
・織じゅうたんの種別　・Ａ種　・Ｂ種　・Ｃ種　（表１９.３.１）
・タフテッドカーペット（１９.３.３(ｂ)）
・ニードルパンチカーペット（１９.３.３(ｃ)）
・タイルカーペットの種類　＊第１種　（１９.３.３(ｄ)）
＊全てＦ☆☆☆☆品を使用すること

１４.断熱・防露　（１９.９.１～３）

| 種　別 | | 略　号 | 厚さ | 適用範囲 |
|---|---|---|---|---|
| ・押出法ポリスチレンフォーム | 3種b | ＦＰ | ３５ | |
| ・押出法ポリスチレンフォーム | 3種b 皮付 | ＦＰ | ２５ | |
| ・硬質ウレタンフォーム | | | ３５ | |
| ・吹付け硬質ウレタンフォーム | Ａ種１ | 現場発泡ウレタン | ２０ | |
| ・吹付けロックウール | | | ３０ | |
| ・グラスウール（24kg） | | | 100 | |
| ・ロックウール（32kg） | | | ５０ | |

＊全てＦ☆☆☆☆品を使用すること

## ２０．ユニット及びその他の工事

１.フリーアクセスフロアー　材種、寸法　（２０.２.２）
耐荷重性能
耐震性能

２．可動間仕切　構成基材の種別　遮音性能　（２０.２.３）

３．移動間仕切　構成基材の種別　遮音性能　（２０.２.４）

４．トイレブース　表面材　＊メラミン樹脂系化粧板　（２０.２.５）

５．階段滑り止め　材種、寸法、形状　（２０.２.６）
取付方法　＊接着式　・足金物付き

６．床目地棒　＊ステンレス製　・厚さ　㎜　・高さ　㎜　（２０.２.７）

７．黒板、ホワイトボード　黒板：材質　（２０.２.８）
枠の材質　・木製　＊アルミ製
ホワイトボード：材質
枠の材質　・木製　＊アルミ製

８．掲示板　表面材
枠の材質　・木製　＊アルミ製

９．鏡　＊防湿形　（２０.２.９）
縁：　・無し　・ステレス　コの字形

１０.姿見鏡　形状、寸法

１１.表示　衝突防止表示（２０.２.１０(ａ)）
非常進入口表示（２０.２.１０(ｂ)）
避難口誘導表示
室名札　材種、形状（２０.２.１０(ｃ)）
その他のサイン　図示による

１２．煙突ライニング　材種及寸法　（２０.２.１１）

１３．コーナービート　材種　＊ステンレス製　・アルミ合金製

１４．貫通孔　スリーブの材質　紙スリーブ

１５．換気用パイプ　材種及形状、寸法　箇所

１６．天井点検口　材種及形状、寸法　＊アルミ枠製　＊４５０角　・目地タイプ

⑰.床下点検口　材種及形状、寸法　SUS枠　600角　床材同材仕上（モルタル充填タイプ）
各部屋1箇所　10箇所（階段下物置含む）

１８．既製回り縁　材種及形状、寸法　塩ビ　十手タイプ

１９．くつふきマット　材質　・ハードアルミ　・鋼製（ロストル）
・ビニール　・ステンレス製
枠の材質　＊ステンレス製

２０．ブラインド　程度　（２０.２.１２）
＊消防法で定める防炎性能表示品

２１．ロールスクリーン　程度　（２０.２.１３）
＊消防法で定める防炎性能表示品

２２．カーテン　程度　（２０.２.１４）
＊消防法で定める防炎性能表示品
ひだの種別・フランスひだ・箱ひだ、つまひだ
・プレーンひだ、片ひだ
カーテンレールの材質　＊ステンレス製　・アルミ製

２３．造付家具　＊全てＦ☆☆☆☆品を使用すること

２４．既製家具　程度
＊全てＦ☆☆☆☆品を使用すること

２５．既製流し台　程度
＊全てＦ☆☆☆☆品を使用すること

２６．建物銘板　材種及形状、寸法

２７．定　礎　材種及形状、寸法

２８.キーボックス　・　本用

２９．旗受金物　材種及形状、寸法

３０．旗竿（ﾌﾗｯｸﾞﾎﾟｰﾙ）　材質：＊アルミニュウム合金
型式：＊テーパー型　・同一断面型
地上高さ：　・６ｍ　・８ｍ　・　ｍ
操作方法：　＊ハンドル式　・ロープ式

３１．郵便受　材種及形状、寸法

３２．幕吊フック　材種及形状、寸法

３３．ﾋﾟｸﾁｬｰﾚｰﾙ　アルミ製　コレダーラインＣ-５ホワイト（移動フック・Ｐ　１ケ／ｍ）

㉞.消火器、消火器BOX　＊消火器：ＡＢＣ粉末消火器10型　10　本
・消火器BOX：　ヶ所
＊消防署への設置届等手続きを含む

３５．敷地境界標　・花崗岩（文字記号等入り）
＊コンクリートブロック製の市販品程度

３６．フェンス　＊耐雪型　・一般型
＊樹脂塗装メッシュフェンス　・鋼管フェンス

３７．屋外掲示板　＊照明有り　・照明なし

３８．車止め支柱　・ステンレス製（上下式鎖内臓型、反射テープ付）
114.5㎜φ×ｔ2.5㎜、高さ700㎜
＊スプリング付　・スプリング無し

## ２１．排水工事

１．排水管　排水管材料　（２１.２.１）　（表２１.２.１）

| 材　種 | 管の種類 | 管形状(接合) |
|---|---|---|
| ・遠心力鉄筋コンクリート管 | ＊外圧管（＊１種・２種） | ＊Ｂ形（ゴム接合） |
| ＊硬質塩化ビニル管 | ＊ＶＰ<br>・ＶＵ | |
| ・排水用リサイクル硬質塩化ビニル管 | | |

２．排水桝及び蓋　（２１.２.２）

| 種　類 | 適用荷重 |
|---|---|
| ・水封形 | ・Ｔ－２ |
| ・簡易密閉形（ﾊﾞｯｷﾝ式） | ・Ｔ－６ |
| ・密閉形（ﾌｰﾊﾟｰ･ﾊﾞｯｷﾝ式） | ・Ｔ－２０ |
| ・中蓋付密閉形 | ・図　示 |

３．グレーチング　（２１.２.２）

| 材　質 | ・鋼製　・ステンレス製 | |
|---|---|---|
| 形　式 | ＊受枠付　・ボルト固定 | |
| 種　類 | ・溝蓋用　・桝蓋用　・嵩上げ用　・Ｕ字溝用 | |
| 適用荷重 | ・歩行用 | ・Ｔ-２　・Ｔ-６　・Ｔ-14　・Ｔ-20　・図示 |
| ﾒｲﾝﾊﾞｰﾋﾟｯﾁ | ＊細目 | ＊普通目　・細目 |
| 上面形状 | ＊凹凸形 | ＊平形　・凹凸形 |

## ２２．舗装工事

１．盛土に用いる材料　・Ａ種　＊Ｂ種　・Ｃ種　・Ｄ種　（２２.２.３）
・建設汚泥から再生した処理土　（表３.２.１）

２．凍上抑制層の材料　＊再生クラッシャラン　・クラッシャラン　・切込み砂利（２２.２.２）

３．路床安定処理　＊添加材料による安定処理　（２２.２.２）
・普通ポルトランドセメント　・フライアッシュセメントＢ種
・高炉セメントＢ種
・生石灰（　）　・消石灰（　）

４．路床の試験　ａ.・路床土の支持力比試験（ＣＢＲ）　（２２.２.５）
＊行う　（＊乱した土　・乱さない土）
ｂ.・路床締固め度試験　＊行う
ｃ.・砂の粒度試験　＊行う

５．路盤材料　＊再生クラッシャラン（ＲＣ－４０）　（２２.３.３）
・クラッシャラン鉄鋼スラグ（ＣＳ－４０）

６．路盤の試験　＊路盤の締固め度試験　＊行う

７．アスファルト舗装　車道部の基層　＊無し　・有り　（２２.４.２）　（表２２.４.１）
ｱｽﾌｧﾙﾄの材料　＊再生アスファルト　（２２.４.３）
・ストレートアスファルト
加熱アスファルト混合物の種類　（２２.４.４）　（表２２.４.６）

| 区　分 | ・一般地域 | ＊寒冷地域 |
|---|---|---|
| 表　層 | ＊密粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物（13） | ＊密粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物（13Ｆ） |
| | ・細粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物（13） | ・細粒度ｷﾞｬｯﾌﾟｱｽﾌｧﾙﾄ混合物（13Ｆ） |
| 基　層 | ・細粒度ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物（２０） | |

シールコート　＊行わない　・行う（施工範囲：　）
ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の抽出試験　＊行わない　・行う　（２２.４.５）

８．コンクリート舗装　早強セメント　＊使用しない　・使用する　（２２.５.３）
目地材料　＊注入目地材　＊低弾性タイプ　・高弾性タイプ
・ｱｽﾌｧﾙﾄ目地板材
溶接金網　＊有り　・なし

９．カラー舗装　（２２.６.２）　（表２２.６.１）

| | 舗装の種類 | 車道部の基層 |
|---|---|---|
| ＊加熱系 | ＊アスファルト混合物<br>・石油樹脂系混合物 | ＊無し　・有り |
| ・常温系 | ・樹脂系混合物<br>・ニート工法<br>・塗布工法 | ＊無し　・有り |

骨材　・着色骨材（焼成）　・着色骨材（樹脂被覆）
・自然石（　）

１０.透水性ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装　舗装の厚さ　車道部　＊50㎜　・　㎜　（２２.７.２）
歩道部　＊30㎜　・　㎜
ｱｽﾌｧﾙﾄの種類　車道部　＊ﾎﾟﾘﾏｰ改質ｱｽﾌｧﾙﾄⅠ型　（表２２.７.１）
歩道部　＊ｽﾄﾚｰﾄｱｽﾌｧﾙﾄ
ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の抽出試験　＊行わない　・行う　（２２.４.６）

１１.排水性ｱｽﾌｧﾙﾄ舗装　舗装の厚さ　車道部　＊50㎜　・　㎜　（表２２.８.１）
歩道部　＊30㎜　・　㎜
ｱｽﾌｧﾙﾄの種類　＊ﾎﾟﾘﾏｰ改質ｱｽﾌｧﾙﾄⅡ型　（表２２.７.１）
ｱｽﾌｧﾙﾄ混合物の抽出試験　＊行わない　・行う　（２２.４.６）

１２.ブロック系舗装　・コンクリート平板舗装　（２２.９.１～５）
＊普通平板　・透水平板
寸法　＊３００×３００×ｔ６０　目地材　＊砂　・モルタル
表面仕上　・研出し　・洗い出し　・たたき出し

・インターロッキングブロック（ＩＬＢ）舗装

| 種　類 | 曲げ強度 | 厚さ（㎜） | 表面加工・色彩等 |
|---|---|---|---|
| ＊普通タイプ・誘導、注意喚起用 | 5Mpa以上 | 車道部 ＊８０・ | ＊標準タイプ<br>・表面化粧タイプ<br>誘導・注意喚起用は黄色とする |
| ・透水性タイプ | 3Mpa以上 | 歩道部 ＊６０・ | |
| ・植生タイプ | 8Mpa以上 | ＊１００・８０ | |

・舗石舗装
種類　＊小舗石（花崗岩）　厚さ　＊80～100㎜
施工方法　＊うろこ張り
基層　＊コンクリート舗装　・アスファルト舗装

１３.路面表示　路面表示用塗料：ＪＩＳ　Ｋ５６６５
（区画線）

| 種　類 | 施工時条件 | 適用 | 区画線の寸法 | 色彩 |
|---|---|---|---|---|
| ・１種 | 常温 | 液状 | 幅　＊１００㎜<br>厚さ　＊１.０㎜ | ＊白<br>・黄色 |
| ・２種 | 加熱 | | | |
| ＊３種１号 | 溶融 | 粉体状 | | |

区画線以外の表示　＊図示

１４.街きょ、縁石及び側溝　・縁石　（形状・寸法）　（２２.１０.１～３）
・Ｌ型側溝　（形状・寸法）
・Ｕ型側溝　（形状・寸法）
・Ｕ型側溝蓋　（形状・寸法）

１５.砂利敷き　種別　通路　＊Ａ種　（２２.１１.１～３）
建物周囲・その他　＊Ｂ種
・玉砂利（　）　径　㎜　厚さ　㎜

## ２３．植栽及び屋上緑化工事

１．植栽地の確認　・土壌の水素イオン濃度試験　・行う　（２３.１.３）
・水溶性塩類（ＥＣ）の試験　・行う

２．植栽基盤整備　芝及び地被類　（表２３.２.１）

| 適　用 | 有効土層厚さ(cm) | 工法 | 整備範囲 |
|---|---|---|---|
| ＊行う<br>・行わない | ＊２０ | ＊Ｂ種 | ＊植栽範囲<br>・図示 |

樹木等　（表２３.２.１～２）

| 樹木の樹高(m) | 有効土層厚さ(cm) | 工法 | 整備範囲 |
|---|---|---|---|
| ・１２以上 | ＊１００ | ＊Ａ種 | ＊葉張りの範囲 |
| ・７以上～１２未満 | ＊８０ | ・Ｂ種 | ただし、低木は |
| ・３以上～７未満 | ＊６０ | ・Ｃ種 | 植栽範囲 |
| ・３未満 | ＊５０ | ・Ｄ種 | ・図示 |

工法Ｄ種以外の工法で、現場地盤高が同一でない場合は、計画地盤高からを有効土層とする
ただし、計画地盤高が現状地盤高より高い場合は、計画地盤高まで植込み用土で盛土を行う

３．植込み用土　＊現場発生土の改良土　・客土（＊畑土　・黒土）　（２３.２.３）

４．土壌改良材　＊適用する　＊バーク堆肥　・下水汚泥発酵肥料
土壌改良材を使用する場合、土壌改良材と土壌との適合性を証明する資料を提出する

５．支柱　＊丸太又は間伐材　・竹　（２３.３.２）

６．幹巻き用材料　＊幹巻き用テープ　・わら及びこも　（２３.３.２）

７．芝張り　種類　＊高麗芝　・野芝　（２３.４.２）

８．吹付けは種　種子の種類　＊洋芝類　・クローバー　（２３.４.４）
採取後２年以内

９．屋上緑化　植栽基盤及び材料　（２３.５.１～５）
・屋上緑化システム
土壌層の厚さ　＊図示
保水、排水層　・軽量骨材（層の厚さ：　）　・板状成形品
植込み用土　＊改良土　・人工軽量土
樹木の種類、寸法等　＊図示
・屋上緑化軽量システム
芝及び地被類の種類等　＊図示
支柱　・設置する（種類　・　＊図示）　（２３.５.４）
かん水装置　・設置する

⑩ その他
・各種保険成立表、請負業者及び設計監理事務所の表示看板を係員の指示により明示すること。
・学校の運営等に十分配慮した工事を行うこと。
・工事車両等の入場管理等の安全計画や、解体等の大きな音の発生する工事の工程計画等について、　発注者、学校、監理者と十分協議の上、施工すること。

・日付

富山市安住町７番１号　電話（076）432-9785
理事長　藤　井　均
管理建築士　一級建築士登録第８３９１４号　川崎　政善

**富山県建築設計監理協同組合**
一級建築士事務所　登録（１２）３２号

工事名　田中小学校既存校舎改修工事
図面名　建築特記仕様書（３）　縮尺　N.S
管理建築士　一級建築士登録第２５７９６７号　新林　徹
担当　水間紀雄　監修
図面番号　A－4

# 構 造 設 計 標 準 仕 様

適用は ■印を記入する。

## 1. 建築物の構造内容

(1) 工事名称　田中小学校既存校舎改修工事
　　建築場所　富山県滑川市加島町２０７番地

(2) 工事種別　□ 新築　□ 増築　□ 増改築　□ 改築

(3) 構造種別
■ 木造（W）　□ 補強コンクリートブロック造（ＣＢ）　□ 鉄骨造（Ｓ）
□ 鉄筋コンクリート造（ＲＣ）＋ 一部鉄骨造（Ｓ）
□ 鉄骨鉄筋コンクリート造（ＳＲＣ）

(4) 階　数
地下　　階　　地上　２　階　塔屋　　階

(5) 主要用途　小学校

(6) 屋上付属物
□ 広告塔　□ 高架水槽　　kN
□ 煙突　□ キュービクル　84kN

(7) 増築計画　□ 有　■ 無

(8) 付帯工事
□ 門扉　□ 擁壁

(9) 特別な荷重
□ 天井ｸﾚｰﾝ　□ 壁ｸﾚｰﾝ　□ 橋形ｸﾚｰﾝ
□ 倉庫積載床用　kg/㎡　□ 受水槽　ton

(10) その他

## 2. 使用構造材料

(1) コンクリート　※品質基準強度Fqは MAX（設計基準強度、耐久設計基準強度）+αSn(補正値)

| 適用箇所 | 種 類 | 設計基準強度 Fc=N/mm² | 品質管理強度 Fc=N/mm² | ｽﾗﾝﾌﾟ(cm) | 備 考 |
|---|---|---|---|---|---|
| ﾗｯﾌﾟﾙｺﾝｸﾘｰﾄ | □ 普通 □ 軽量 | 18 | 18 | 15 | |
| 捨ｺﾝｸﾘｰﾄ | ■ 普通 □ 軽量 | 18 | | | |
| 土間ｺﾝｸﾘｰﾄ | □ 普通 □ 軽量 | 18 | 18 | 15 | |
| 土間ｺﾝｸﾘｰﾄ | □ 普通 □ 軽量 | 24 | ※ | 18 | |
| 基礎、梁、柱、ｽﾗﾌﾞ等 | ■ 普通 □ 軽量 | 24 | ※ | 18 | |
| 基礎逆打ち部分 | ■ 普通 □ 軽量 | 27 | ※ | 18 | 高性能AE減水材 |
| | | | | | |

(2) コンクリートブロック（ＣＢ）
□ A種　□ B種　□ C種　□ 100　□ 120　□ 150　□ 190

(3) 鉄筋

| | 種 類 | 径 | 使用箇所 | 継手工法 |
|---|---|---|---|---|
| 異形鉄筋 | ■ SD295A | D10～D16 | 躯体 | ■ 重ね継手 |
| | | | | |
| | ■ SD345 | D19～D25 | 躯体 | ■ ガス圧接継手 |
| 高強度せん断補強筋 | □ KSS785 | S13 | 帯筋 | |
| 丸　鋼 | □ SR235 | | | |
| 溶接金網 | | | | |

(4) 鉄骨

| | 種 類 | 使用箇所 | 現場溶接 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|
| 鋼 材 | □ SS400 □ SN400B □ SN400C | 梁等 | □ 有 ■ 無 | |
| | □ SM490 □ SN490B □ SN490C | ﾀﾞｲﾔﾌﾗﾑ | □ 有 ■ 無 | |
| | □ BCR295 □ BCP325 | 柱 | □ 有 ■ 無 | |
| | □ STKN400 □ STKN490 | | □ 有 □ 無 | |
| | □ STKR400 □ STKN400 | | □ 有 □ 無 | |
| | □ SSC400 | | □ 有 □ 無 | |

(5) ボルト（外部使用ボルトは F8T）
□ 高力ボルト　□ S10T 認定品（□ M12、■ M16、■ M20、□ M22）
□ F8T 認定品（□ M12、■ M16、■ M20、□ M22）
■ 中ボルト　M12
■ アンカーボルト　SS400　M20　L=500 ﾀﾞﾌﾞﾙﾅｯﾄ
SNR400B　M16　L=400 ﾀﾞﾌﾞﾙﾅｯﾄ
□ スタッドボルト　16φ・19φ

(6) 屋根、床、壁　使用箇所
□ ＡＬＣ版　厚
□ 折　版　形式　厚
形式　厚
□ キーストンプレート　形式　厚
□ 特殊デッキプレート　形式　QL99-50-12

## 3. 地盤

(1) 地盤調査資料
□ 有　（■ 敷地内 □ 近隣）　■ ボーリング調査　□ 平板載荷試験　□ 水平地盤反力係数の測定
■ 無　（調査予定　□ 有　□ 無）

(2) 地盤調査計画
□ ボーリング調査　□ 静的貫入試験　□ 標準貫入試験　□ 水平地盤反力係数の測定
□ 土質試験　□ 物理探査　□ 平板載荷試験

(3) 地盤調査及び試験杭の結果により、杭長、杭種、直接基礎の深さ、形状を変更する場合もある

(4) ボーリング標準貫入値、土質構成
ボーリング No.1

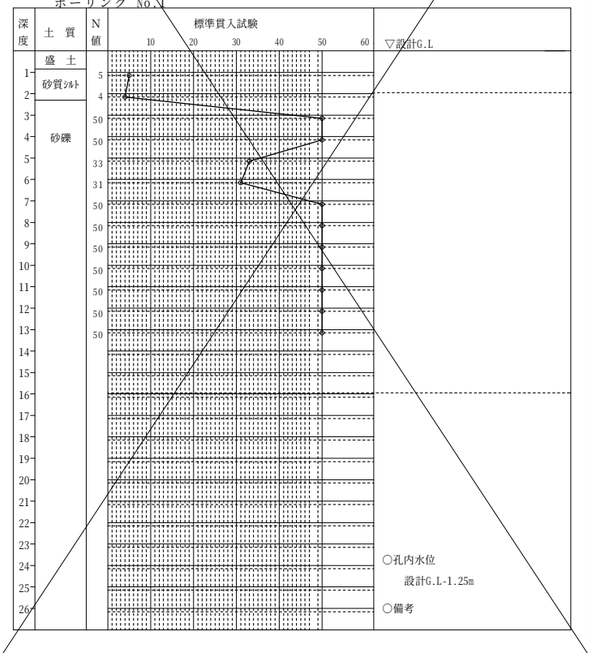


## 4. 地業工事

(1) 直接基礎　□ ベタ基礎　■ 布基礎　□ 独立基礎　■ 試験堀 ■ 有 □ 無
深さ　設計G.L-3.00m　支持層　砂礫層　長期許容支持力度　50kN/m²　□ 載荷試験 □ 有 □ 無

(2) 杭基礎　支持層－設計　m

| 杭 種 | 材 料 | 施 工 方 法 | 備 考 |
|---|---|---|---|
| □ RC □ PC | PC （□ A種 □ B種 □ C種） | | |
| □ PHC □ H鋼 | PHC（□ A種 □ B種 □ C種） | | |
| □ CPRC □ 摩擦杭 | CPRC（□ Ⅰ種 □ Ⅱ種 □ Ⅲ種） | | |
| □ 節付きPHC杭 | PHC（A種） | Hyper-MEGA工法又は、同等工法 | 認定工法 |
| □ 場所打ち | コンクリート Fc= | □ オールケーシング □ 拡底杭 | |
| コンクリート杭 | セメント量 kg/m³ | □ リバースサーキュレーション | |
| | 鉄 筋 主筋 SD345 | □ アースドリル □ ミニアース | |
| | HOOP SD295A | □ BH □ 深礎（□ 手堀 □ 機械堀） | |

杭仕様　□ 施工計画書承認　□ 杭施工結果報告書

試験杭　□ 有・□ 無　□ 打ち込み　本

| 杭径（mm） | 設計支持力（kN） | 杭先端の深さ（m） | 本数 | 特記事項 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

合計本数　本

## 5. 鉄筋コンクリート工事

(1) コンクリート
■ コンクリートはJIS認定工場の製品とし施工に関してはＪＡＳＳ5による。
■ セメントは、ＪＩＳ Ｒ5210の普通ポルトランドセメントを標準とする。
既存土台逆打ちになる立上り基礎部分には、高性能AE減水材（マイティ3000S同等品）を、混入する事
■ 調合計画は、工事開始前に工事監理者の承認を得ること。
試験練りを行い、調合計画書を提出のこと。
■ 寒中、暑中、その他特殊コンクリートの適用を受ける期間に当たる場合は、調合、打ち込み、養生、管理方法など必要事項について、工事監理者の承認を得ること。
■ フレッシュコンクリートの塩化物測定は、原則として工事現場で(財)国土開発技術研究センターの技術評価をうけた測定器を用いて行い、試験結果の記録及び測定器の表示部を一回の測定ごとに撮影した写真（カラー）を保管し承認を得る。測定検査の回数は、通常の場合、１日１回以上とし、１回の検査における測定試験は、同一試料から取り分けて３回行い、その平均値を試験値とする。
■ 構造体コンクリート現場の圧縮強度試験供試体(JASS5T-603)は、現場水中養生、または現場封かん養生とし、採取は打ち込み工区ごと、打ち込み日ごととする。また、打ち込み量が150m³をこえる場合は150m³ごとまたは、その端数ごとに一回を標準とする。一回に採取する供試体は、適当な間隔をおいた３台の運搬車からその必要本数を採取する。なお、供試体の数量は、特別指示なき場合は、１回当り６本以上とし、そのうち４週用に３本を用いる。
■ ポンプ打ちコンクリートは、打ち込む位置にできるだけ近づけて垂直に打ちコンクリートの自由落下高さは、コンクリートが分離しない範囲とする。ポンプ圧送に際しては、コンクリート圧送技士または同等以上の技能を有する者が従事すること。なお、打ち込み継続中における打継ぎ時間間隔の限度は、外気温が25℃未満の場合は150分、25℃以上の場合は120分以内とする。

(2) 鉄　筋
■ 鉄筋はＪＩＳ Ｇ3112の規格品を標準とする。
■ 鉄筋の加工寸法、形状、かぶり厚さ、継手位置、継手の重ね長さ、定着長さは「構造配筋標準図」による。
■ D19未満は、すべて重ね継手とする。継手（D19以上）をガス圧接とする場合は、日本圧接協会「鉄筋のガス圧接工事標準仕様書」による。
■ ガス圧接の抜取り試験は、超音波探傷試験又は引張試験とする。同一作業班が同一日に施工した圧接箇所ごと（200箇所を越える場合は200箇所ごとに）１回行い、１回の試験は5本以上とする。
外観検査　有　　引張試験　有　または　超音波探傷試験　有
■ 柱の帯筋(HOOP)の加工方法は、H型（タガ型）とする。

(3) 型　枠
■ 材料　　合板厚　12㎜を標準とする。
■ 型枠存置期間

| 種類 / 部位 / セメントの種類 / 存置期間の平均気温 | せき板 基礎、はり側、柱、壁 | | せき板 スラブ下、はり下 | | 支柱 スラブ下 | | 支柱 はり下 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 早強ポルトランドセメント | 普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種 | 早強ポルトランドセメント | 普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種 | 早強ポルトランドセメント | 普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種 | 早強ポルトランドセメント 普通ポルトランドセメント 高炉セメントA種 シリカセメントA種 |
| コンクリートの材令（日） 15℃以上 | 2 | 3 | 4 | 6 | 8 | 17 | 28 |
| 5℃～15℃ | 3 | 5 | 6 | 10 | 12 | 25 | 28 |
| 5℃未満 | 5 | 8 | 10 | 16 | 15 | 28 | 28 |
| コンクリートの圧縮強度 | 5.0 N/mm² | | 設計基準強度の 50% | | 設計基準強度の 85% | | 100% |

注）　1　片持ばり、庇、スパン9.0m以上のはり下は、工事監理者の指示による。
注）　2　大ばり支柱の盛りかえは行わない。また、その他のはりの場合も原則として行わない。
注）　3　支柱の盛りかえは、必ず直上階のコンクリート打ち後とする。
注）　4　盛りかえ後の支柱頂部には、厚い受板、角材または、これに代わるものを置く。
注）　5　支柱の盛りかえは、小ばりが終わってから、スラブを行う。
一時に全部の支柱を取り払って、盛りかえをしてはならない。
注）　6　上表以外のセメントを使用する場合は工事監理者の指示による。

## 7. 設備関係

■ 特記以外の梁貫通孔は原則として設けない、設ける場合は設計者の承認を得ること。
■ 設備機器の架台及び基礎については工事監理者の承認を得ること。
□ 床スラブ内に設備配管等を埋込む場合はスラブ厚さの1/3以下とし管の間隔を5cm以上とする。

## 8. その他

■ 諸官庁への届出書類は遅滞なく提出すること。
■ 各試験の供試体は公的試験機関にて試験を行い工事監理者に報告すること。

## 6. 鉄骨工事

(1) 鉄骨工事は指示のない限り下記による
■ 日本建築学会「ＪＡＳＳ6」「鉄骨工事技術指針」
■ 鋼材倶楽部「建築鉄骨工事施工指針」

(2) 工事監理者の承認を必要とするもの
■ 製作工場　■ 製作要領書　■ 工作図　■ 施工計画書
■ 認定工場（大臣認定　Mグレード以上）
■ 材料規格証明書または試験成績書　■ 鋼材　■ 特殊ボルト　□ スタッドボルト
■ 社内検査表

(3) 工事監理者に検査報告連絡し指示を受けるもの
■ 現寸検査　■ 組立・開先検査　■ 製品検査　■ 建方検査

(4) 接合部の溶接は下記によること
■ 日本建築学会「溶接工作規準、同解説Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶ、Ⅷ、Ⅸ」

(5) 溶接及び接合部を検査し工事監理者に報告すること
■ 溶接部及び接合部を検査報告

| 検査箇所 | 検査方法 | 検査率 社内 | 検査率 第三者 | 検査率 工事監理者 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 突合せ溶接部 | 超音波探傷試験 | 100% | | % | 第3者検査 AQL 4.0% |
| スミ肉溶接部 | 外観（目視）検査 | 100% | 100% | % | |
| | | | | | |
| 第三者検査機関名 | | | | | |
| 第三者検査機関とは、建築主、工事監理者または工事施工者が、受入れ検査を代行させるために自ら契約した検査会社をいう。 | | | | | |

注）　現場溶接部については原則として第三者による全数検査を行うこと。

■ 高力ボルトは「ＪＩＳ Ｂ1186の高力ボルト」を標準とする。摩擦面の処理は黒皮などを座金外径２倍以上の範囲でショットブラスト、グラインダー掛け等を用いて除去した後、屋外に自然放置して発生した、赤さび状態ですべり係数が0.45以上確保できるものを標準とし目視により検査を行う。
■ 高力ボルトの締付けに使用する機器はよく調整されたものを使用し、締付けの順序は部材が十分密着するよう注意して行う。また、締付けは原則として２度締めとする。
締付け後の検査は、各締付け工法別に適切な締付けが行われているか検査する。

(6) 防錆塗装
■ 防錆塗装の範囲は、高力ボルト接合の摩擦面及びコンクリートで被覆される以外の部分とする。錆止めペイントは、ＪＩＳ K5625、２回塗りを標準とする。
■ 現場における高力ボルト接合部及び接合部の素地調整は入念に行い、塗装は工場塗装と同じ錆止めペイントを使用し２回塗りとする。

(7) 耐火被覆の材料

(8) 溶融亜鉛ﾒｯｷ工法
本工事においての溶融亜鉛ﾒｯｷ工法については、公共工事標準仕様書、建築工事標準仕様書「JASS6」鉄骨工事鉄骨工事技術指針-工事製作編及び高力ﾎﾞﾙﾄ接合設計施工ｶﾞｲﾄﾞﾌﾞｯｸに準拠し設計・施工のこと。
但し、本工事大梁継手部においてはﾒｯｷとし溶融亜鉛ﾒｯｷ工法による設計・施工指針の対照とはしない。

適用範囲　（ａ）この節は、溶融亜鉛めっきを施した鉄骨を使用する工事に適用する。
（ｂ）この節に規定する事項以外は、公共建築工事標準仕様書(以下標準仕様書）１節から11節による。
施工管理　溶融亜鉛めっき高力ボルト接合の施行管理を行う技術者及び締付け作業を行う技能者は、その技術等を証明する資料を、監督職員に提出する。
技術者等
亜鉛めっき　（ａ）溶融亜鉛めっき作業は、原則として、JIS H8641（溶融亜鉛めっき）によるJISマーク表示認定工場で行う。
（ｂ）形鋼及び鋼板製の亜鉛めっきは、標準仕様書表14.2.2［鉄鋼の亜鉛めっきの種別］による A種とする。ただし、最小板厚が4.5㎜未満の鋼材については、表14.2.2の最小板厚に対するめっき付着量とする。
（ｃ）普通ボルト・ナット類及びアンカーボルト類は、標準仕様書表14.2.2による C種とする。
（ｄ）亜鉛めっき面の仕上り及び補修は、標準仕様書14.2.3［鉄鋼の亜鉛めっき］（ｂ）による。
（ｅ）亜鉛めっき完了後、溶接部等に割れを発見した場合は、監督職員と協議する。
溶融亜鉛めっき高力ボルト接合　（ａ）摩擦面の処理は、次による。
（１）溶融亜鉛めっき高力ボルトを使用する場合の摩擦面は、特記による。特記がなければ、すべり係数値が0.4以上確保できるよう溶融亜鉛めっき後、軽くブラスト処理を施し、摩擦面の表面粗度を50μmRz以上とする。また、フィラーについても同様の処理を行う。
なお、ブラスト処理の範囲は、図7.12.1による。
（２）特記により、摩擦面をりん酸処理とする場合は、指定又は認定された条件に基づき、すべり耐力等を確認する。
（ｂ）ボルト取り付けは一次締め、マーキング及び本締めの順で行う。
（ｃ）一次締めは、標準仕様書7.4.7(ｅ)による。
（ｄ）マーキングは、標準仕様書7.4.7(ｆ)による。
（ｅ）本締めは、標準仕様書7.4.7(ｇ)(２)によるナット回転法とする。
搬入及び建方　（ａ）建入れ直しの際には、めっき面に傷がつかないように養生を行う。
（ｂ）搬入及び建方において、めっき面に傷が発生した場合の補修は、標準仕様書表14.2.4［めっき面の補修］による。
締付けの確認　溶融亜鉛めっき高力ボルトの締付け完了後、全数について、標準仕様書7.4.8(ｂ)(２)から(ｆ)に準じて締付けの確認を行う。

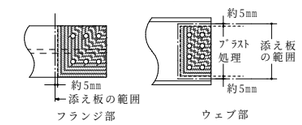

図7.12.1　ブラスト処理の範囲

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| • 日付<br>•<br>•<br>• | 富山市安住町７番１号　電話（076）432-9785<br>理事長　藤 井　均<br>管理建築士　一級建築士登録第８３９１４号　川崎　政善 | 富山県建築設計監理協同組合<br>一級建築士事務所　登録（１２）３２号 | 工事名　田中小学校既存校舎改修工事<br>図面名　建築特記仕様書（４） | 縮尺　N.S | 管理技術者　一級建築士登録第２５７９６７号　新井　悠<br>担当　水間紀雄　監修 | 図面番号<br>A－5 |

# 鉄筋コンクリート構造配筋標準図（１）

## １．一般事項

（１）構造図面に記載された事項は、本標準図に優先して適用する。

（２）記号

d・・・異形棒鋼の呼び名に用いた数値　丸鋼では径　D・・・部材の成　R・・・直径

@・・・間隔　r・・・半径　℄・・・中心線　ℓo・・・部材間の内法距離　ho・・・部材間の内法高さ

ST・・・あばら筋　HOOP・・・帯筋　S.HOOP・・・補強帯筋　φ・・・直径または丸鋼

## ２．鉄筋加工、かぶり

（１）鉄筋末端部の折曲げの形状

| 折り曲げ角度 | 180° | 135° | 90° |
|---|---|---|---|
| 図 | d, R, 余長 | d, R, 余長 | d, R, 余長 |
| 鉄筋の余長 | 4d 以上 | 6d 以上<br>（＊4d 以上） | 8d 以上<br>（＊4d 以上） |

折曲げ角度９０°はスラブ筋・壁筋の末端部またはスラブと同時に打ち込むT形およびL形梁のキャップタイにのみ用いる。

折曲げ内法寸法Rは、SR２３５は３d以上、SD２９５A、SD２９５B、SD３４５のD１６以下は、３d以上、D１９以上は４d以上

＊片持スラブ上端筋の先端

（２）鉄筋中間部の折曲げ形状　鉄筋の折曲げ角度９０°以下

| 図 | 鉄筋の使用箇所による呼称 | 鉄筋の種類 | 鉄筋の径による区分 | 鉄筋の折り曲げ内法寸法（R） |
|---|---|---|---|---|
| d, R | 帯筋<br>あばら筋<br>スパイラル筋 | SR235、SD295A<br>SD295B、SD345 | 16φ D16 以下 | 3d以上 |
| | | | 19φ D19 以上 | 4d以上 |
| d, R | 上記以外の鉄筋 | SR235、SD295A<br>SD295B、SD345 | 16φ D16 以下 | 4d以上 |
| | | | 19φ～25φ D19～D25 | 6d以上 |
| | | | 28φ～32φ D29～D38 | 8d以上 |

（３）鉄筋の定着及び重ね継手の長さ

［注］許容応力度計算、許容応力度等計算、その他構造計算を要さない小規模建築物の場合は梁主筋の柱への定着は40dとする。

| 鉄筋の種類 | 普通、軽量ｺﾝｸﾘｰﾄの設計基準強度の範囲（N/mm²） | 定着の長さ 一般（$L_1$） | 定着の長さ 下端筋（$L_1$） 小梁 | 定着の長さ 下端筋（$L_1$） スラブ | 特別の定着及び重ね継手の長さ（$L_1$） |
|---|---|---|---|---|---|
| SR235 | 21，24 | 35dフックつき | 25dフックつき | 15cmフックつき | 35dフックつき |
| | 18以下 | 45dフックつき | | | 45dフックつき |
| SD295A<br>SD295B<br>SD345 | 27 ～ 36 | 35dまたは25dフックつき | 25dまたは15dフックつき | 10dかつ15cm以上 | 40dまたは30dフックつき |
| | 21，24 | 40dまたは30dフックつき | | | 45dまたは35dフックつき |
| | 18以下 | 30dまたは20dフックつき | | | 35dまたは25dフックつき |

継　手

1．末端のフックは、定着及び重ね継手の長さに含まない。
2．継手位置は、応力の小さい位置に設けることを原則とする。
3．直径の異なる鉄筋の重ね継手長さは、細い方の鉄筋の継手長さとする。
4．D29以上の異形鉄筋は、原則として、重ね継手としてはならない。
5．鉄筋径の差が7mmを超える場合は、圧接としてはならない。

ガス圧接形状

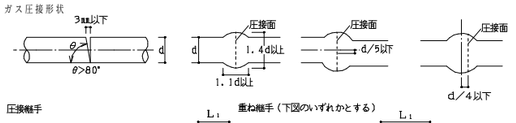

（４）かぶり厚さ　（単位：mm）

ひび割れ誘発目地部など鉄筋のかぶり、厚さが部分的に減少する箇所についても最小かぶり厚さを確保する。

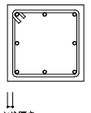


| 部位 | | | 設計かぶり厚さ（㎜） | 最小かぶり厚さ（㎜） |
|---|---|---|---|---|
| 土に接しない部分 | 屋根スラブ<br>床スラブ<br>非耐力壁 | 屋内 | 30 | 20 |
| | | 屋外 | 40(1) | 30(20) |
| | 柱<br>梁<br>耐力壁 | 屋内 | 40 | 30 |
| | | 屋外 | 50(2) | 40(1)(30) |
| | 擁壁 | | 50(3) | 40 |
| 土に接する部分 | 柱・梁・床スラブ・耐力壁 | | 50 | 40(4) |
| | 基礎・擁壁 | | 70 | 60(4) |

〔注〕（１）耐久性上有効な仕上げのある場合、工事監理者の承認を受けて30㎜とすることができる。
（２）耐久性上有効な仕上げのある場合、工事監理者の承認を受けて40㎜とすることができる。
（３）ｺﾝｸﾘｰﾄの品質及び施工方法に応じ、工事監理者の承認を受けて40㎜とすることができる。
（４）軽量ｺﾝｸﾘｰﾄの場合は、10㎜増しの値とする。
（５）（　）内は、仕上げがある場合。

（５）鉄筋のあき

隣り合う鉄筋の平均径
（丸鋼では径、異形鉄筋では呼び名に用いた数値）1.5d以上
粗骨材の最大寸法の1.25倍以上かつ25d以上

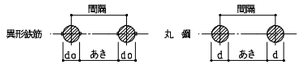


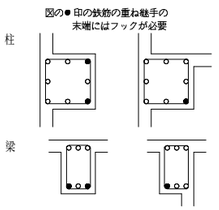


（ａ～ｆに示す鉄筋の末端部にはフックを付ける。）

a．丸鋼　b．あばら筋、帯筋　c．煙突の鉄筋
d．柱、梁（基礎梁は除く）の出すみ部分の鉄筋（右図参照）
e．単独梁の下端筋
f．その他、本配筋標準に記載する箇所

## ３．杭　（地震力等の水平力を考慮する必要のある場合は、別途検討すること）

（１）PRC杭、又はPHC杭の全てに補強を行う

| 所定の位置に止まった場合 | | | 所定より低く止まった場合 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 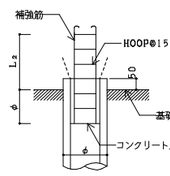 | | | 但しℓ≦φの場合<br>ℓ>φの場合の場合は工事監理者の指示による<br> 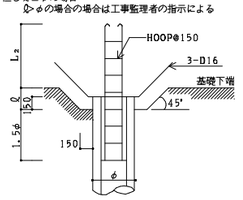 | | |
| 杭　径 | 300φ、350φ | 400φ | 450φ | 500φ | 600φ |
| 補強筋 | 6-D13 | 8-D13 | 10-D13 | 8-D16 | 10-D16 |
| HOOP | D10@150 | | | | |

（２）現場打ちコンクリート杭

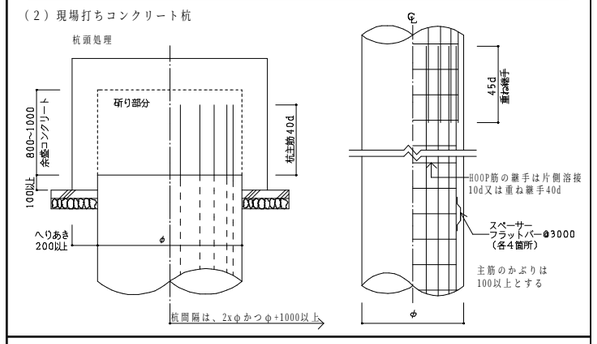


## ４．基礎

（１）直接基礎

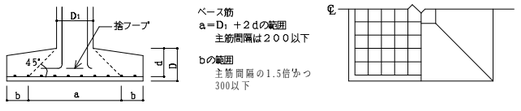


ベース筋
a＝D₁＋２dの範囲
主筋間隔は２００以下

bの範囲
主筋間隔の1.5倍かつ300以下




（２）杭基礎

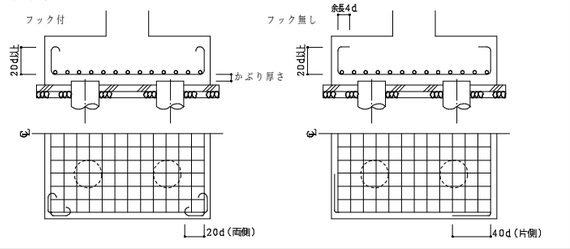


（３）べた基礎

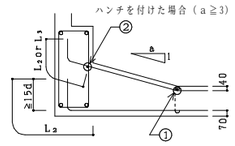


1．耐圧版鉄筋の継手位置は床スラブにならう
但し上筋と下筋を読みかえる
2．①の鉄筋はスラブ主筋の径以上とする
3．②の鉄筋はD13以上
4．埋戻し土のある場合は40を70とする

（４）基礎接合部の補強

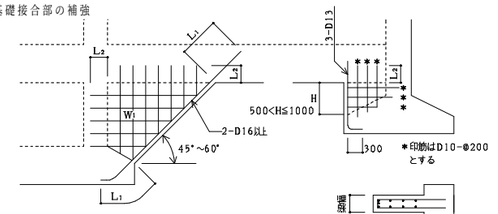


$W_1$の三角壁厚さは、200以上又は地中梁幅とし、配筋は、同厚の壁リストにならう

## ５．地中梁

（１）独立基礎、杭基礎の場合（定着、継手）

（長期荷重が支配的な場合の継手は7.(2)大梁継手位置とする）

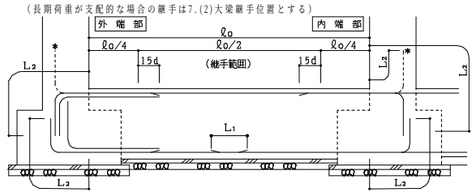


（２）布基礎、べた基礎の場合（定着、継手）

＊上端主筋の定着は、やむを得ない場合、上向きとすることができる

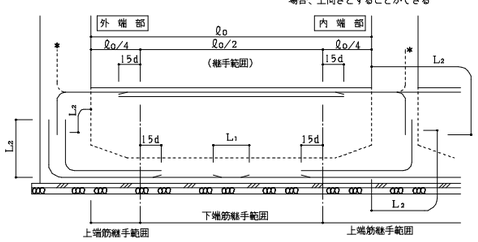


（３）小規模鉄骨造柱脚固定の配筋

地中梁の主筋と頭付ｽﾀｯﾄﾞによる、おさまりに注意する

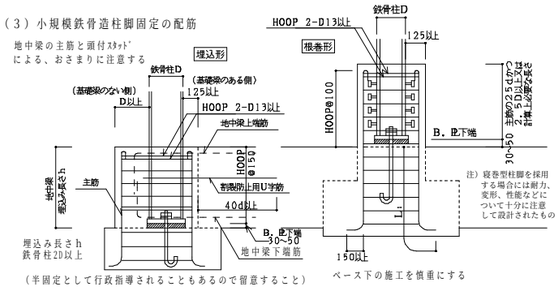


（半固定として行政指導されることもあるので留意すること）

（４）水平ハンチの場合のあばら筋加工要領

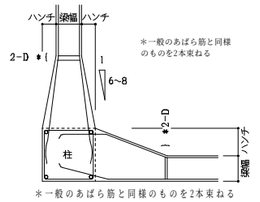


＊一般のあばら筋と同様のものを2本束ねる

（５）せいの高い梁のあばら筋加工要領図

D：1500を超える場合

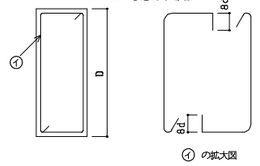


ベース下の施工を慎重にする

（加工は７．（５）参照）

| 腹筋 | | | |
|---|---|---|---|
| | D＜ 600 | 不要 | |
| | 600≦D＜ 900 | 2-D10 | |
| | 900≦D＜1200 | 4-D10 | |
| | 1200≦D＜1500 | 6-D10 | |

| 腹筋 | | |
|---|---|---|
| | 1500≦D＜1800 | 8-D10 |
| | 1800≦D＜2100 | 10-D10 |
| | 2100＜D | 300ピッチ2-D10を加える |
| 幅止め筋 | | D10@1000以内で割り付ける |

## ６．柱

（１）柱主筋の継手

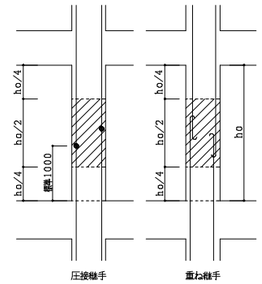


［注］SA級、A級継手を使用する場合の継手位置は特記による

（２）柱主筋の定着

柱、梁の定着L2以上が確保されない場合はかご鉄筋で補強、または特記により補強する。

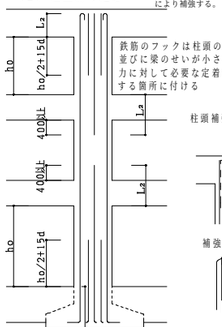


鉄筋のフックは柱頭の四隅の鉄筋並びに梁のせいが小さく、設計応力に対して必要な定着長さが不足する箇所に付ける

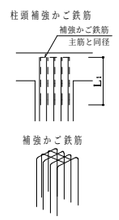


（３）帯　筋

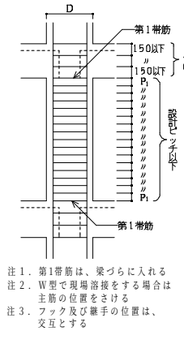


注１．第1帯筋は、梁づらに入れる
注２．W型で現場溶接をする場合は主筋の位置をさける
注３．フック及び継手の位置は、交互とする

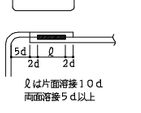


㋑ H型（タガ型）

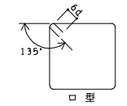


㋺ S型（スパイラル型）

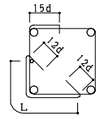


Lは中間部50dかつ300以上
末端部の添巻きは1.5巻以上とする

㋩ W型（溶接型）




㋥ 日型

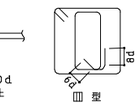


㋭ 田型

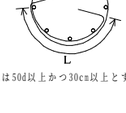


Lは50d以上かつ30cm以上とする

（４）斜め柱・斜め梁

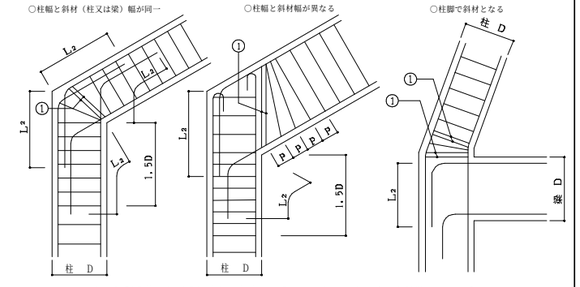


注１．1.5Dの範囲は柱の帯筋は一段太いものか、又はダブルまきとし@100以下とする
注２．①の鉄筋は2-D13かつ、2本の一段太い鉄筋とする

（５）絞り

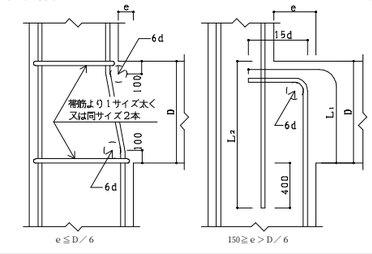


（６）二段筋の保持

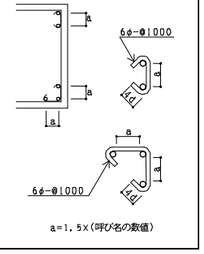


| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ・日付<br>・<br>・<br>・ | 富山市安住町７番１号　電話（076）432-9785<br>理事長　藤井　均<br>管理建築士　一級建築士登録第８３９１４号　川崎　政善 | 富山県建築設計監理協同組合<br>一級建築士事務所　登録（１２）３２号 | 工事名　田中小学校既存校舎改修工事 | 管理技術者　一級建築士登録第２５７９６７号　新井　撰久 | 図面番号<br>A－6 |
| | | | 図面名　建築特記仕様書（５） | 縮尺　N.S<br>担当　水間紀雄　監修 | |

# 鉄筋コンクリート構造配筋標準図（２）

L＝本構造配筋標準図(1)の2-(3)による。

## ７．大梁、小梁、片持梁

（１）定着

ⓐ 大梁

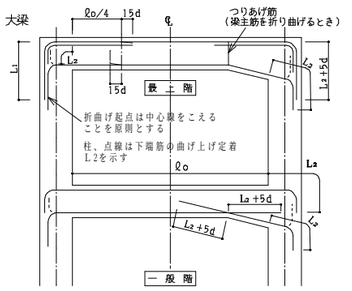


柱幅が大きい場合

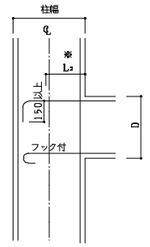


※柱幅が大きくて、直線部だけでL2がとれる場合でも柱中心線をこえて中間折曲げテール長150以上又は180°フック付とする

ⓑ 小梁の定着

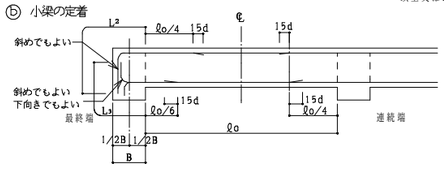


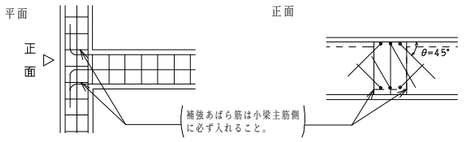


ⓒ 片持梁の定着

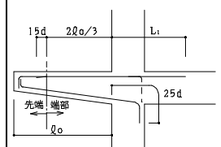


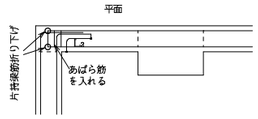


（２）大梁主筋の継手（SA級、A級継手を使用する場合の継手位置は特記による）

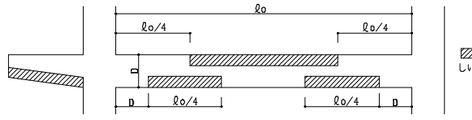


（３）あばら筋、腹筋、幅止めの配置

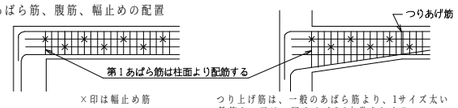


（４）あばら筋の型

（注、床版がない場合は135°以上のフックとする）

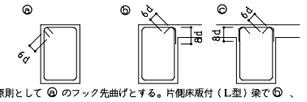


（イ）原則として ⓐ のフック先曲げとする。片側床版付（L型）梁で ⓒ 、両側床版付（T型）梁で ⓓ 又は ⓔ とすることができる。

（ロ）フックの位置は ⓐ にあっては交互、ⓑ にあたってはスラブ側とする。

（５）幅止め筋の本数、加工

| | |
|---|---|
| 腹筋 | D＜ 600　不要<br>600≦D＜ 900　2-D10(9φ)　1段<br>900≦D＜1200　4-D10(9φ)　2段<br>1200≦D　D10(9φ)@300以内 |
| 幅止め筋 | D10(9φ)@1000以内で割り付ける |

## ８．床　板

（１）定着および継手

ⓐ 片持ち床スラブ

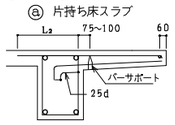


継手位置は原則として下表による。

| | | 標準継手位置 |
|---|---|---|
| 上端筋 | 短辺方向 | B |
| | 長辺方向 | B |
| 下端筋 | 短辺・長辺方向 | A　C |

ⓑ 一般床スラブ

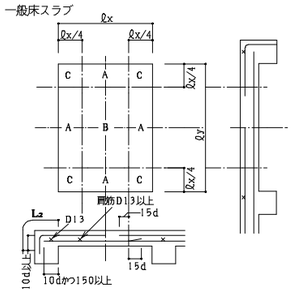


（２）屋根スラブの補強

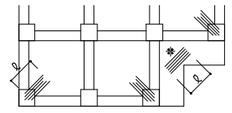


ⓐ 補強筋は各ラーD10又はスラブ主筋の同一径でℓ＝1，500とし、上端筋の下に配筋する

ⓑ ※の箇所（入隅）は各階補強する

（３）片持ちスラブ出隅部補強

注）出隅部の補強筋は、計算により算出する。

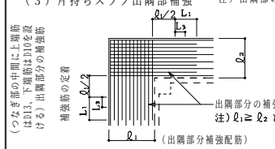


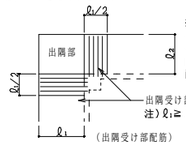


※出隅受け部補強筋はそれぞれの方向に出隅補強筋として出隅部の同本数をハッチ部分に配置する。

（４）床開口部の補強（開口の径500程度の場合）

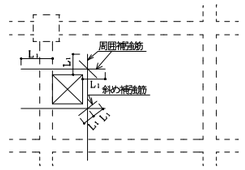


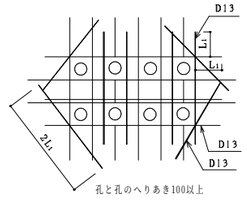


| 床板厚さD | 周囲 | 斜め |
|---|---|---|
| D≦150 | 各2-D13 | 各1-D13 |
| 150＜D≦200 | 各2-D13 | 各2-D13 |
| 200＜D≦300 | 各2-D19 | 各2-D16 |

注）設備の小開口が連続してあく場合は縦、横、斜め補強筋とは別に開口によって切られる鉄筋と同じ鉄筋を開口をさけて補強する。

（５）床板段差

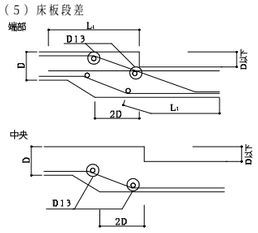


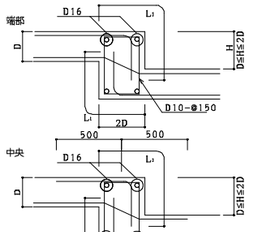


（６）土間コンクリート

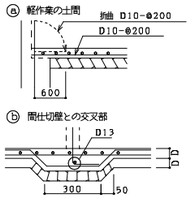


（７）釜場

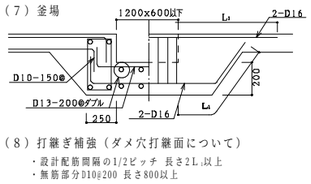


（８）打継ぎ補強（ダメ穴打継面について）

・設計配筋間隔の1/2ピッチ　長さ2L1以上

・無筋部分D10@200　長さ800以上

## ９．壁

（１）定着

ⓐ 梁に

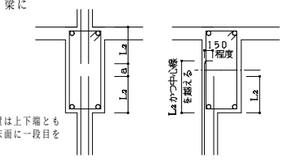


ⓑ 柱に（平面図）

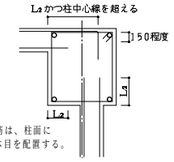


ⓒ 床に　（非耐力壁とスラブが取り合う場合）

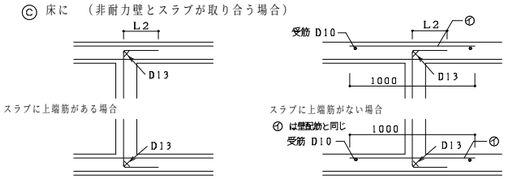


ⓓ 壁と壁　（平面図）

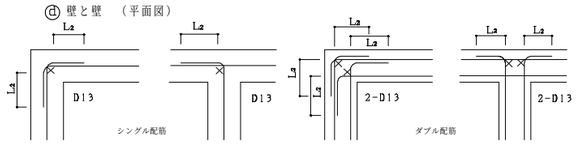


（２）スリット部

完全スリット

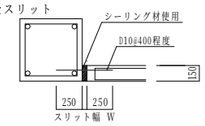


部分スリット

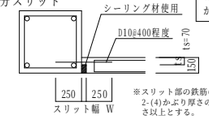


W≦D／6.Wt／2
かつ7cm

※スリット部の鉄筋のかぶり厚さは2-(4)かぶり厚さの表、最小かぶり厚さ以上とする。

（３）手摺、パラペット

手摺

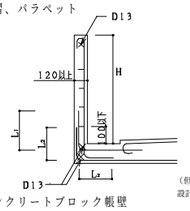


パラペット

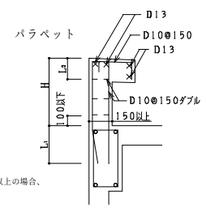


（但し、H＞800以上の場合、設計図による）

（４）コンクリートブロック帳壁

一般の場合

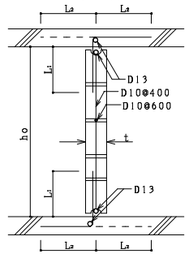


下部防水立上りのある場合

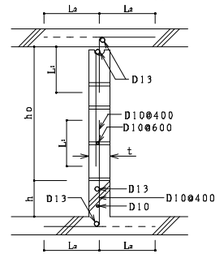


注）ho≦25tかつ3500以下とする。但し直行方向25t以内に壁、又は柱がある場合は除く

注）hはコンクリートブロック段数調節寸法とする。但し、200≦h≦400

注）鉄手部は必ずモルタルをてん充すること

## １０．柱、梁増打コンクリート補強（増打するときは事前に設計者、及び工事監理者と打合せのこと）

（１）柱

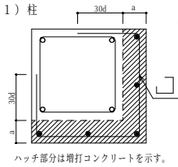


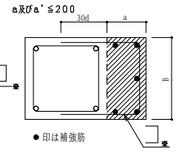


ハッチ部分は増打コンクリートを示す。

ハッチ部分の面積Acm²
補強タテ筋

| A＜500 | 500≦A＜1000 | 1000≦A＜1500 |
|---|---|---|
| 3-D16 | 4-D16 | 6-D16 |

※柱と同径、同ピッチとする。

（２）梁

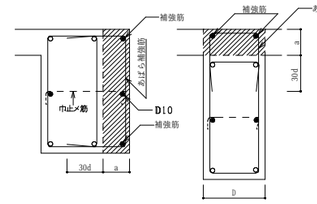


●補強筋は、梁主筋の1段落し径（D16以上）かつ、200ピッチ以下とする。

●あばら補強筋は、梁と同径、同ピッチとする。

●腹筋D10ピッチは梁の腹筋と合せる。

●D≧400の場合は補強筋を3本とする。

●aは100～300程度。

●梁下端増打コンクリートの場合も上端増打コンクリート補強と同様とする。

●ハッチ部分は増打コンクリートを示す。

## １１．梁貫通口補強　（開口補強筋については計算により確認すること）

（１）設置可能範囲

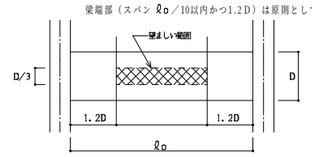


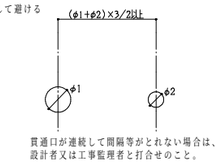


貫通口が連続して間隔等がとれない場合は、設計者又は工事監理者と打合せのこと。

（２）鉄筋標準配筋　但しφ≦D／3とする

| 80≦φ≦100 | 100＜φ≦150 | 150＜φ≦250 |
|---|---|---|
| 折筋　2-(2-D13)<br>縦筋　ST 2-D13 | 折筋　2-(2-D13)<br>縦筋　ST 2-D13 @50<br>横筋　2-(2-D13)<br>上下縦筋　ST 2-D13 @50 | 斜筋　4-(2-D13)<br>縦筋　ST 2-D13 @50<br>横筋　2-(2-D13)<br>上下縦筋　ST 2-D13 @50 |

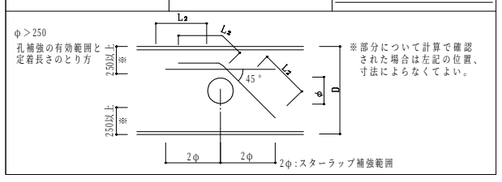


（３）既製品　（使用する際には、設計者又は工事監理者と打合せのこと）

ウェブレン、ダイヤレン　等　日本建築センター評価取得品とする。

施工前に計算書を提出し、承認を得ること。

設計時に使用する評価取得品については計算書を提出すること。

□ リング型　□ パイプ型　□ 金網型　□ プレート型

## １２．増築予定　（将来増築予定のコンクリート打増部分は、増築時の鉄筋継手工法を考慮して措置する）

（１）柱、梁

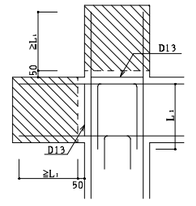


（２）地中梁

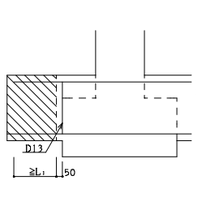


（３）床版、壁

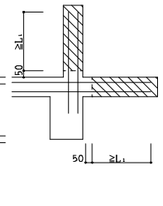


---

・日付
・
・
・


富山市安住町７番１号　電話（076）432-9785
理事長　藤井　均
管理建築士　一級建築士登録第８３９１４号　川崎　政善


**富山県建築設計監理協同組合**

一級建築士事務所　登録（１２）３２号

| | | | |
|---|---|---|---|
| 工事名 | 田中小学校既存校舎改修工事 | 管理技術者 | 一級建築士登録第２５７９６７号　新井崇欣 |
| 図面名 | 建築特記仕様書（６） | 縮尺 N.S | 担当　水間紀雄　監修 |

図面番号　A－7

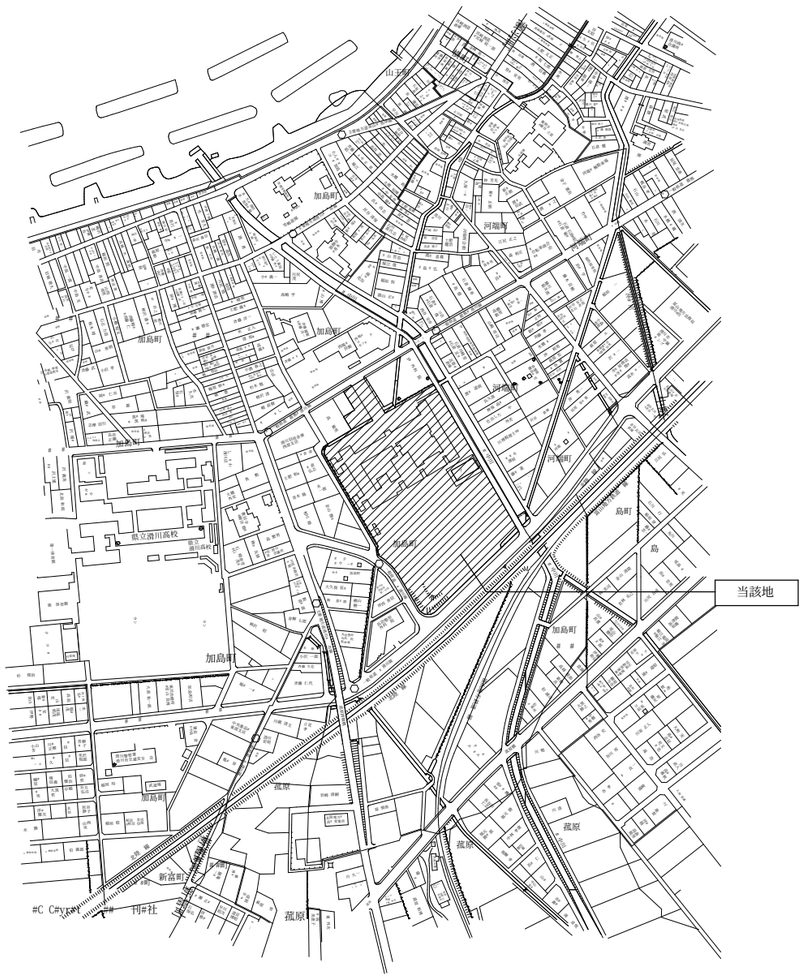


付近見取図

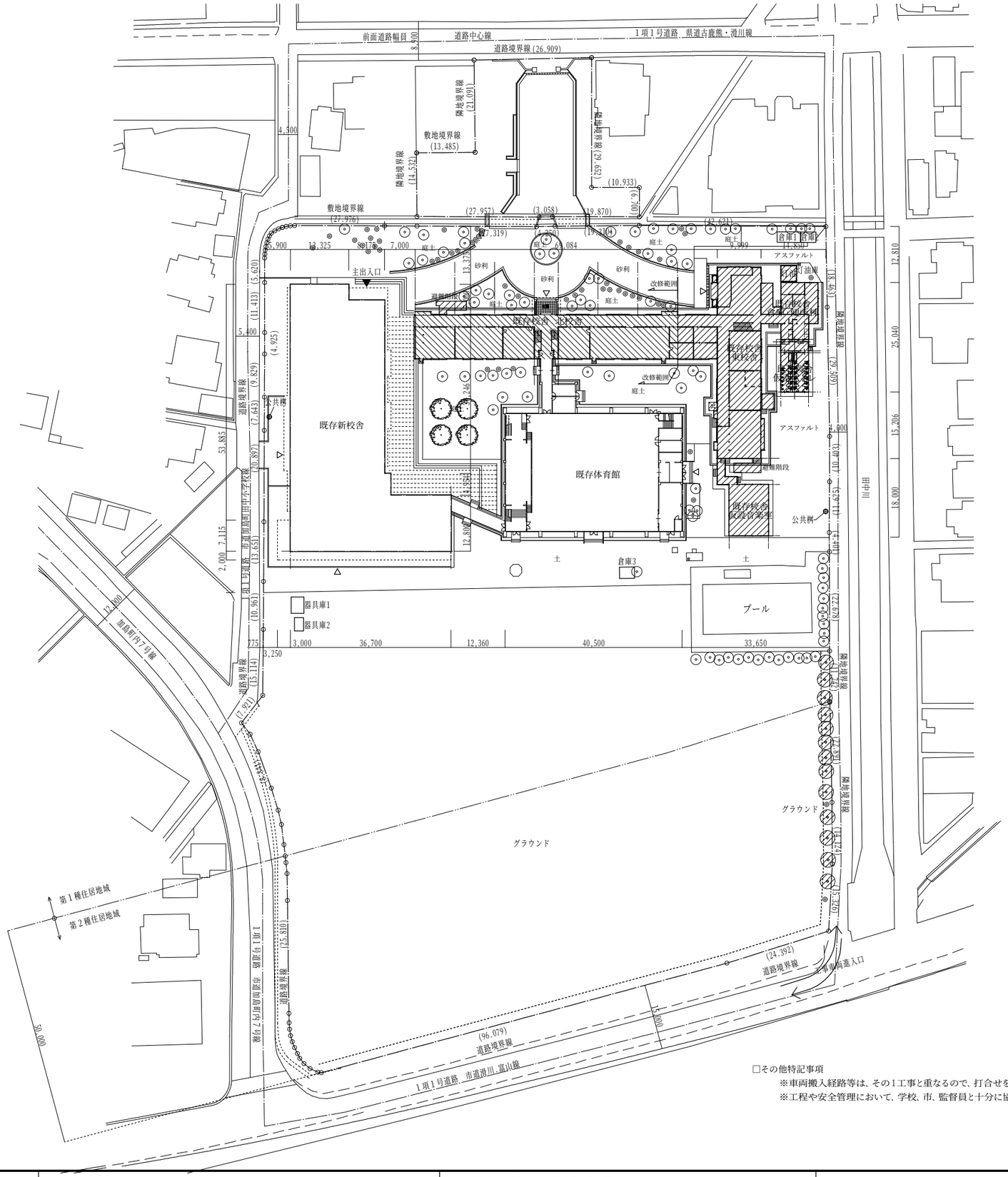


本工事範囲を示す

解体工事範囲を示す（別途工事）

□その他特記事項

※車両搬入経路等は、その1工事と重なるので、打合せを密にして、協力、調整する事。

※工程や安全管理において、学校、市、監督員と十分に協議して進めること。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ・日付<br>・<br>・<br>・ | 富山市安住町7番1号　電話（076）432-9785<br>理事長　藤井　均<br>管理建築士　一級建築士登録第８３９１４号　川崎　政善 | **富山県建築設計監理協同組合**<br>一級建築士事務所　登録（１２）３２号 | 工事名　田中小学校既存校舎改修工事<br>図面名　付近見取図・配置図　縮尺　A1:1/500 A3:1/1000 | 管理技術者　一級建築士登録第２５７９６７号　新井　潤也<br>担当　水間紀雄　監修 | 図面番号<br>A－8 |

□外部仕上表

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 外壁 | 改修前 | 下見板張りｔ9.0　働き150@　すべて撤去処分 | 屋根 | 改修前 | 下地トントン葺き+合板下地　日本瓦葺き（葺き土無し） | 基礎 | 改修前 | 無筋コンクリート基礎打放し | 軒樋<br>竪樋 | 改修前 | 軒樋：塩ビ製<br>竪樋：塩ビ製75φ　一部100φ　　全て　撤去・処分 |
| | 改修後 | 下見板張り　杉板（上小節）ｔ21.0羽目板張り　働き150@<br>下張り、構造用合板ｔ12　防水シート張り<br>木材保護材塗布　釘はSUSスクリュー（色は現場合わせ　茶系）<br>※X3通りのトタン製仮設外壁については、撤去・処分とする。 | | 改修後 | 基本既存のままとする。<br>X10通りの妻側は、その１工事の解体後、既存瓦を使用して補修する事 | | 改修後 | 基本既存のままとする。<br>クラック箇所については、U字カットの上、コーキング処理とする。 | | 改修後 | 軒樋：SUS製　角120タイプ（ブラウン）<br>竪樋：SUS製　123×73（ブラウン）　掴み金物SUS製@1200 |

□内部仕上表

| | 室　名 | 床 | 床高<br>FL＋高さ | 巾木 | 壁 | 天　井 | 天井高 | 廻縁 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 改修前 | 廊下・階段周り | 仕上：木質系複合フローリングｔ15張り　←（そのまま）<br>下地：木床組　板ｔ15.0　←（そのまま） | FL±0 | 木製36×160<br>SOP | 仕上：ビニールクロス張り<br>腰部分　貫60×15@455下地　杉板張り　SOP<br>下地：木舞6×39@45漆喰ｔ21の上、ベニア合板ｔ12張り | 仕上：杉板　ｔ9張り　SOP、梁部分は、ビニールクロス張り<br>下地：木下地 | 3078 | 木製36×54<br>SOP | |
| 改修後 | 廊下・階段周り | そのまま | FL±0 | そのまま | そのまま | そのまま | 3078 | そのまま | |
| 改修前 | 保健室 | 仕上：木質系複合フローリングｔ15張り　←（そのまま）<br>下地：木床組　板ｔ15.0　←（そのまま） | FL±0 | 木製36×160<br>SOP | 仕上：ビニールクロス張り<br>腰部分　貫60×15@455下地　杉板張り　SOP　（撤去・処分　Y6’Y5’を除く）<br>下地：木舞6×39@45漆喰ｔ21の上、ベニア合板ｔ12張り | 仕上：杉板　ｔ9張り　SOP、梁部分は、ビニールクロス張り（撤去・処分）<br>下地：木下地（撤去・処分） | | 木製36×54<br>SOP | |
| 改修後 | 室（１） | そのまま | FL±0 | 一部そのまま<br>新設　木製36×160　SOP | 仕上：ビニールクロス張り<br>腰部分　縁甲杉板張り（12×150）　SOP<br>下地：PBｔ12.5 | 仕上：PBｔ9.5下地　織物クロス張り<br>下地：新設　木下地 | | 一部そのまま<br>新設　木製36×54　SOP | |
| 改修前 | 会議室 | 仕上：木質系複合フローリングｔ15張り　←（そのまま）<br>下地：木床組　板ｔ15.0　←（そのまま） | FL±0 | 木製36×160<br>SOP | 仕上：ビニールクロス張り<br>腰部分　貫60×15@455下地　杉板張り　SOP　（撤去・処分　Y6’Y5’を除く）<br>下地：木舞6×39@45漆喰ｔ21の上、ベニア合板ｔ12張り | 仕上：杉板ｔ9張り　化粧石膏ボードｔ9.5張り（撤去・処分）<br>下地：木下地（撤去・処分） | | 木製36×54<br>SOP | |
| 改修後 | 室（２） | そのまま | FL±0 | そのまま | そのまま | そのまま | | そのまま | |
| 改修前 | 貴賓室 | 仕上：木質系複合フローリングｔ15張り　カーペット　←（そのまま）<br>下地：木床組　板ｔ15.0　←（そのまま） | FL±0 | 木製36×160<br>SOP | 仕上：ビニールクロス張り<br>腰部分　貫60×15@455下地　化粧無垢板張り　格子見切り　SOP<br>下地：木舞6×39@45漆喰ｔ21 | 仕上：杉板　ｔ9張りビニールクロス張り　木格子見切り　周囲　斜め天井<br>下地：木下地 | | 木製36×54<br>SOP | |
| 改修後 | 室（３） | そのまま | FL±0 | そのまま | そのまま | そのまま | | そのまま | |
| 改修前 | 校長室 | 仕上：木質系複合フローリングｔ15張り　←（そのまま）<br>下地：木床組　板ｔ15.0　←（そのまま） | FL±0 | 木製36×160<br>SOP | 仕上：ビニールクロス張り<br>腰部分　貫60×15@455下地　化粧無垢板張り　格子見切り　SOP<br>下地：木舞6×39@45漆喰ｔ21 | 仕上：杉板　ｔ9張りビニールクロス張り　木格子見切り　周囲　斜め天井<br>下地：木下地 | | 木製36×54<br>SOP | |
| 改修後 | 室（４） | そのまま | FL±0 | そのまま | そのまま | そのまま | | そのまま | |
| 改修前 | 職員室 | 仕上：木質系複合フローリングｔ15張り　←（そのまま）<br>下地：木床組　板ｔ15.0　←（そのまま） | FL±0 | 木製36×160<br>SOP | 仕上：ビニールクロス張り<br>腰部分　貫60×15@455下地　杉板張り　SOP　（撤去・処分　Y6’Y5’を除く）<br>下地：木舞6×39@45漆喰ｔ21の上、ベニア合板ｔ12張り | 仕上：杉板ｔ9張り　化粧石膏ボードｔ9.5張り（撤去・処分）<br>下地：木下地（撤去・処分） | | 木製36×54<br>SOP | |
| 改修後 | 室（５） | そのまま　但し、床組みの不陸調整部分あり | FL±0 | 一部そのまま<br>新設　木製36×160　SOP | 仕上：ビニールクロス張り<br>下地：PBｔ12.5　一部構造用合板ｔ9.0　壁見切り　15×15　SOP | 仕上：PBｔ9.5下地　織物クロス張り<br>下地：新設　木下地 | | 一部そのまま<br>新設　木製36×54　SOP | |
| 改修前 | 放送室 | 仕上：木質系複合フローリングｔ15張り　←（撤去・処分）<br>下地：木床組　板ｔ15.0　←（撤去・処分） | FL±0 | 木製36×160<br>SOP | 仕上：ビニールクロス張り<br>腰部分　貫60×15@455下地　杉板張り　SOP　（撤去・処分　Y6’Y5’を除く）<br>下地：木舞6×39@45漆喰ｔ21の上、ベニア合板ｔ12張り | 仕上：杉板ｔ9張り　化粧石膏ボードｔ9.5張り（撤去・処分）<br>下地：木下地（撤去・処分） | | 木製36×54<br>SOP | |
| 改修後 | 室（６） | 仕上：木質系複合フローリングｔ15張り<br>下地：合板ｔ15張り | FL±0 | 一部そのまま<br>新設　木製36×160　SOP | 仕上：ビニールクロス張り<br>下地：PBｔ12.5　一部構造用合板ｔ9.0　壁見切り　15×15　SOP | 仕上：不燃化粧石膏ボードｔ9.5　直張り<br>下地：新設　木下地 | | 塩ビ | |
| 改修前 | 印刷室 | 仕上：木質系複合フローリングｔ15張り　←（撤去・処分）<br>下地：木床組　板ｔ15.0　←（撤去・処分） | FL±0 | 木製36×160<br>SOP | 仕上：ビニールクロス張り<br>腰部分　貫60×15@455下地　杉板張り　SOP　（撤去・処分　Y6’Y5’を除く）<br>下地：木舞6×39@45漆喰ｔ21の上、ベニア合板ｔ12張り | 仕上：杉板ｔ9張り　化粧石膏ボードｔ9.5張り（撤去・処分）<br>下地：木下地（撤去・処分） | | 木製36×54<br>SOP | |
| 改修後 | 室（７） | 仕上：木質系複合フローリングｔ15張り<br>下地：合板ｔ15張り | FL±0 | 一部そのまま<br>新設　木製36×160　SOP | 仕上：ビニールクロス張り<br>下地：PBｔ12.5　一部構造用合板ｔ9.0　壁見切り　15×15　SOP | 仕上：不燃化粧石膏ボードｔ9.5　直張り<br>下地：新設　木下地 | | 塩ビ | |
| 改修前 | 階段室下物置 | 仕上：木質系複合フローリングｔ15張り　←（そのまま）<br>下地：木床組　板ｔ15.0　←（そのまま） | FL±0 | 木製36×160<br>SOP | 下地：木舞6×39@45漆喰ｔ21の上、ベニア合板ｔ12張り | 下地：木下地（撤去・処分） | | 木製36×54<br>SOP | |
| 改修後 | 階段室下物置 | そのまま | FL±0 | そのまま | そのまま | そのまま | | そのまま | |

□その他特記事項

新設天井木下地：杉１等　釣木30×35、野縁受け40×45@900　野縁40×45@455
解体部分には、非飛散型アスベスト含材は、無いものとする。
新設壁と既存壁との取合いは、全て見切材（木製）25×25　SOPとする。

□各種仕上材　認定番号等

・不燃化粧ボードｔ9.5：NM-1864
・PBｔ12.5：NM-8619
・構造用PBｔ12.5：NM-9354
・織物クロス：QM-9851（中級品）
・ビニールクロス：NM-9762
・仕上材・下地材共、全てF☆☆☆☆とする

□建具図　1:50

| 符号 | 姿図 | 箇所 | 種別 | 寸法<br>W　X　H | 見込 | 材質<br>仕上 | 硝子 | 金物 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| AD101 | 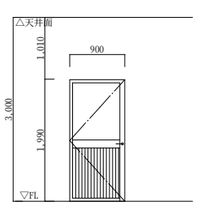 | 1 | | | | | | アルミ曲げ加工両側額縁（3方） |
| | | | | | | | | 額縁取付用アングル（3方） |
| | | | | | | | | ドアチェック（ストッパー付） |
| | | | | | | | | レバーハンドル |
| | | | | | | | | サムターン、シリンダー錠 |
| | | | | | | | | 標準金物一式 |
| | | | 片開き戸 | 900　X　2000 | 70 | シルバーアルミ | 強化透明　ｔ5 | |
| | | | | | | アルミパネルｔ2.0 | | |

| 符号 | 姿図 | 箇所 | 種別 | | 見込 | | 硝子 | 金物 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| AW101 | 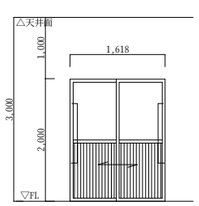 | 1 | | | | | | アルミ曲げ加工片面額縁（4方） |
| | | | | | | | | アルミ水切り |
| | | | | | | | | 額縁取付用アングル（4方） |
| | | | | | | | | シリンダー、サムターン錠 |
| | | | | | | | | 標準金物一式 |
| | | | | | | | | 戸車 |
| | | | | | | | | 大型SUS製引手 |
| | | | 引違い掃き出し戸 | 1618　X　2000 | 70 | シルバーアルミ | 強化透明　ｔ5 | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ・日付<br>・<br>・<br>・ | 富山市安住町７番１号　電話（076）432-9785<br>理事長　藤井　均<br>管理建築士　一級建築士登録第８３９１４号　川崎　政善 | 富山県建築設計監理協同組合<br>一級建築士事務所　登録（１２）３２号 | 工事名　田中小学校既存校舎改修工事 | | 管理技術者　一級建築士登録第２５７９６７号　新井敦史 | 図面番号<br>A－9 |
| | | | 図面名　仕上表・建具表 | 縮尺　N.S　A1:1/50　A3:1/100 | 担当　水間紀雄　監修 | |

解体図

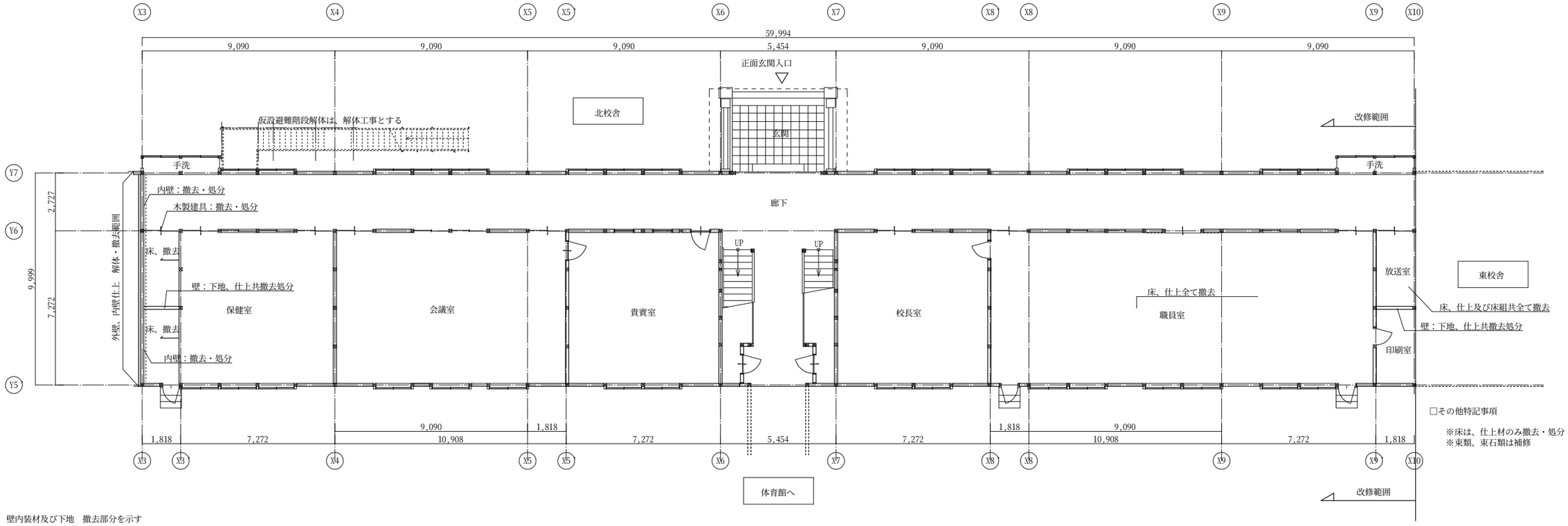


改修図

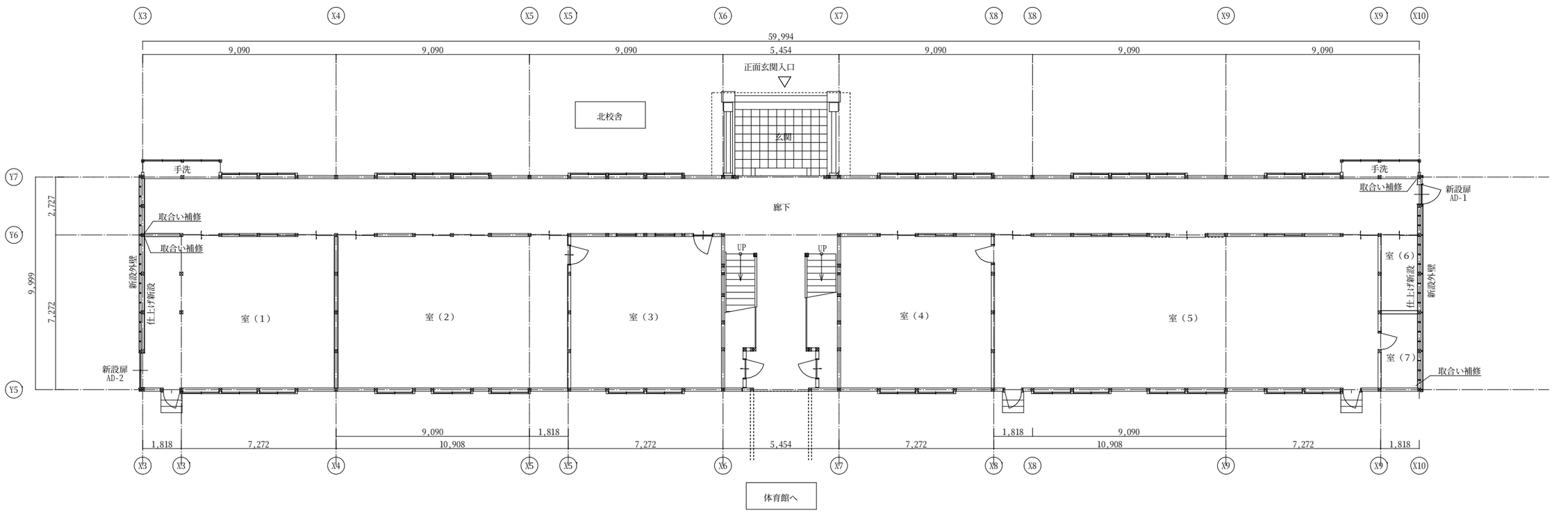


| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| • 日付<br>• <br>• <br>• | 富山市安住町７番１号　電話（076）432-9785<br>理事長　藤井　均<br>管理建築士　一級建築士登録第８３９１４号　川崎　政善 | **富山県建築設計監理協同組合**<br>一級建築士事務所　登録（１２）３２号 | 工事名　田中小学校既存校舎改修工事<br>図面名　１階平面図　縮尺　A1:1/100 A3:1/200 | 管理建築士　一級建築士登録第２５７９６７号　新井　撰点<br>担当　水間紀雄　監修 | 図面番号<br>A－１０ |

解体図

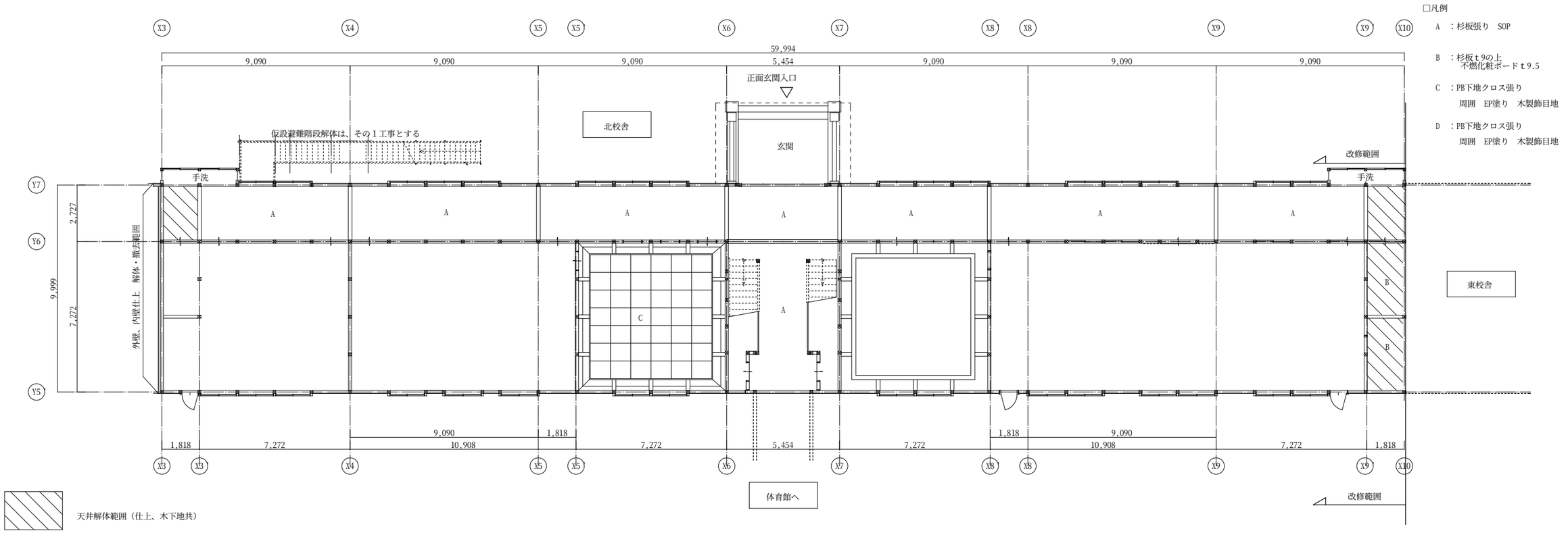


改修図

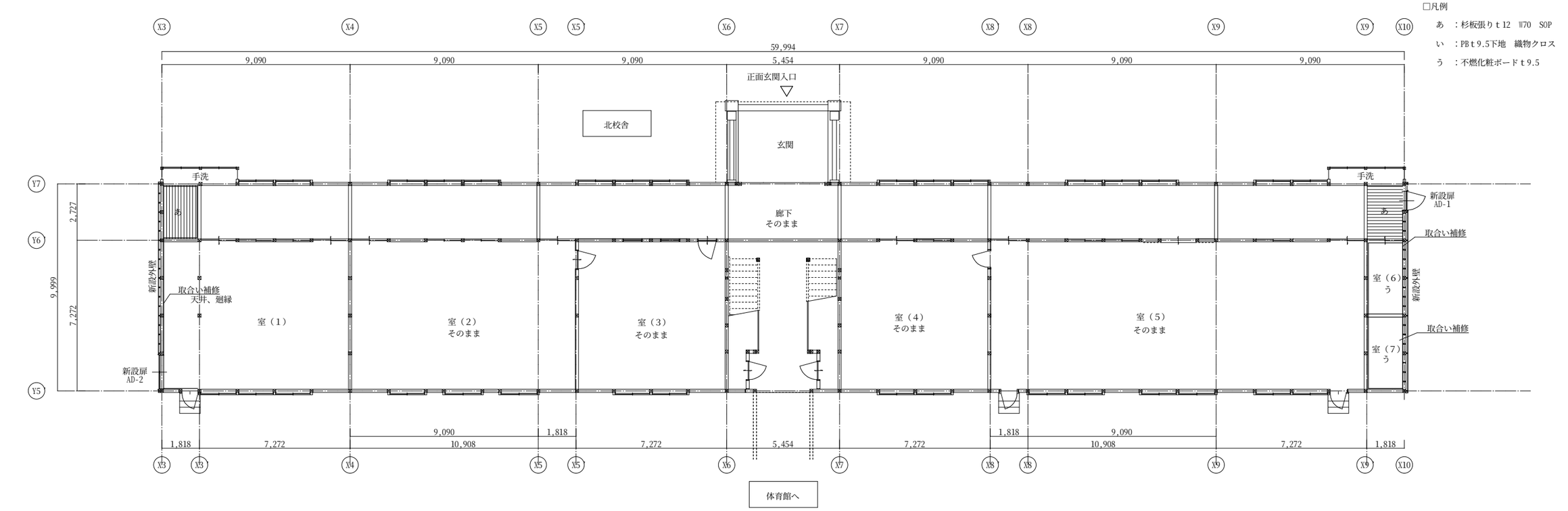


| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ・日付<br>・<br>・<br>・ | 富山市安住町７番１号 電話（076）432-9785<br>理事長 藤 井 均<br>管理建築士 一級建築士登録第８３９１４号 川崎 政善 | **富山県建築設計監理協同組合**<br>一級建築士事務所 登録（１２）３２号 | 工事名 田中小学校既存校舎改修工事<br>図面名 １階天井伏図 縮尺 A1:1/100 A3:1/200 | 管理建築士 一級建築士登録第２５７９６７号 新井 撰也<br>担当 水間紀雄 監修 | 図面番号 A－１１ |

解体図

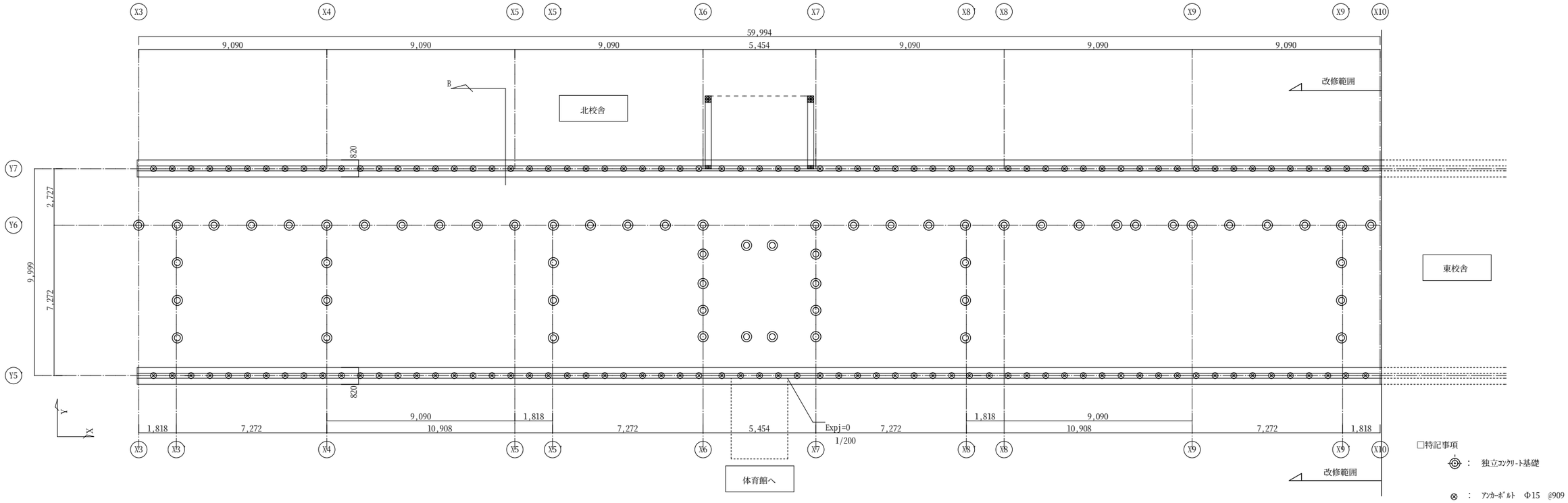


改修図

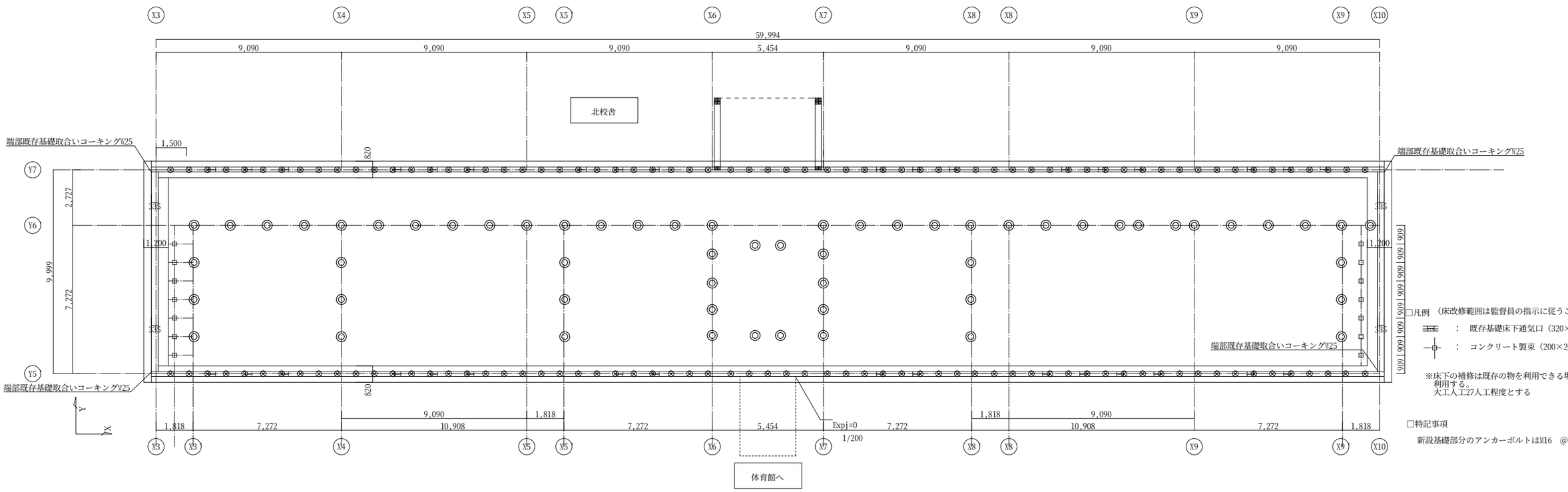


| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ・日付<br>・<br>・<br>・ | 富山市安住町７番１号 電話（076）432-9785<br>理事長 藤 井 均<br>管理建築士 一級建築士登録第８３９１４号 川崎 政善 | **富山県建築設計監理協同組合**<br>一級建築士事務所 登録（１２）３２号 | 工事名 田中小学校既存校舎改修工事<br>図面名 基礎伏図 | 縮尺 A1:1/100<br>A3:1/200 | 管理技術者 一級建築士登録第２５７９６７号 新井 撰恕<br>担当 水間紀雄 監修 | 図面番号 A－１２ |

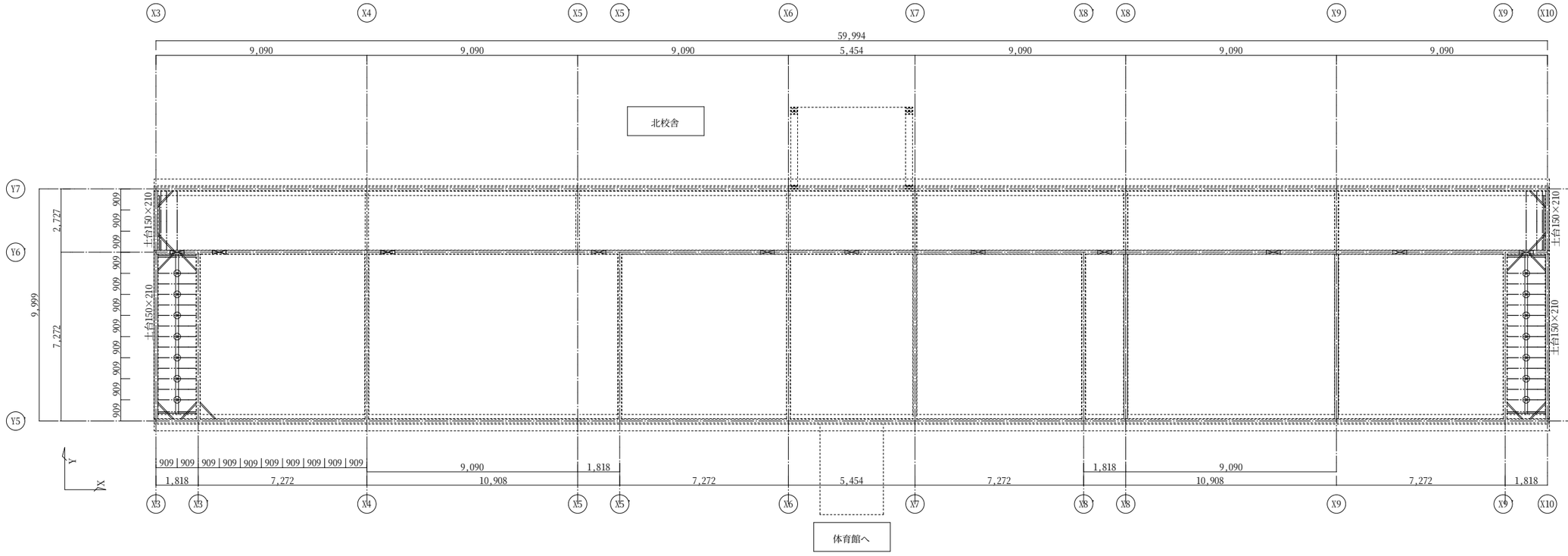


床伏図

□特記事項　（床改修範囲は監督員の指示に従うこと）

土台　：150×150（檜）加圧式防虫・防蟻処理

新設土台：150×150（檜）　150×210（檜）

既存土台：150×150（アテ）
新規に防腐剤塗布する事

大引：120×120（檜）

大引受け：60×120

根太：60×60@455（根太受け60×90）

特記無き材料は杉とする

※土台より1000㎜まで全て防腐剤塗布の事

土台火打：金属製Zマーク金物同等品
（溶融亜鉛メッキ製Z27）

2階床火打ち材全て　撤去の上
金属製Zマーク金物同等品へ取替え

※既存床の不陸部分の補修を工事費の中で見込む事る
大工人工27人工程度とする

□特記事項

⊙　：　束石-200×200×200　鋼製床束@909
（溶融亜鉛メッキ製）

※ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ　Φ16　@909

※各部屋一箇所に床下点検口（600□SUS枠）を設置の事

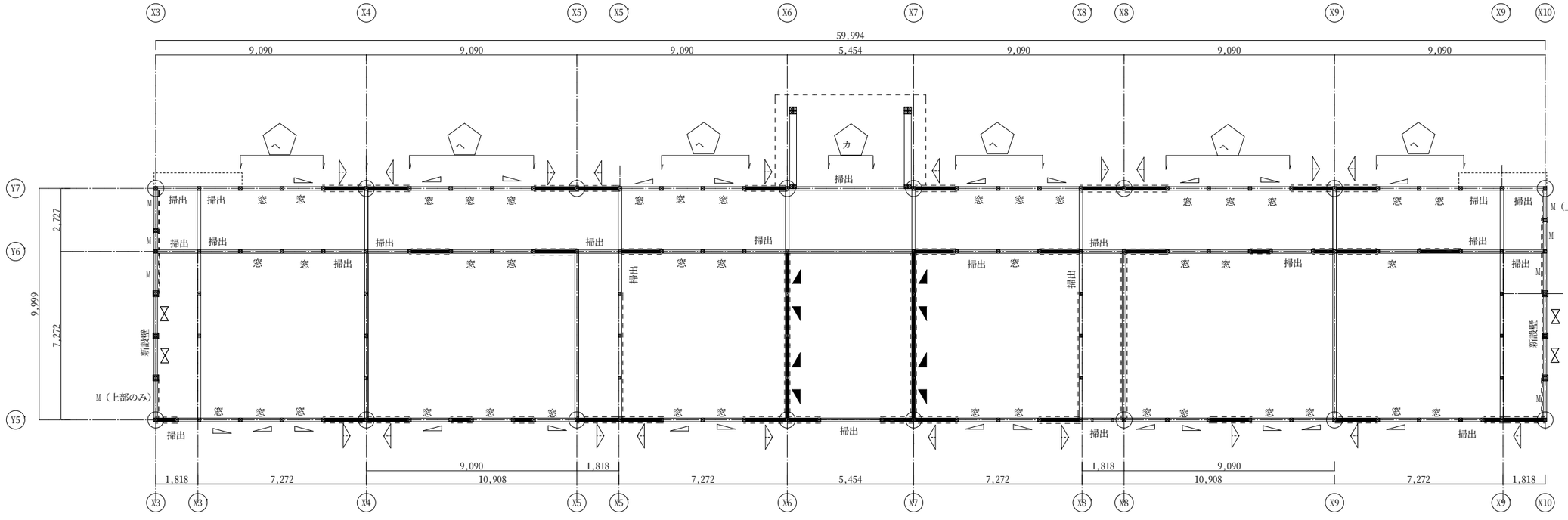


1階壁伏図

□既存軸組み凡例

| 表示 | | 仕様 | |
|---|---|---|---|
| ⊙ | 通し柱（アテ） | 150□ | |
| ▪ | 柱（アテ） | 150□ | |
| ▫ | 柱（アテ） | 120□ | |
| ◺ | K形筋交（アカマツ） | 120×45 | |
| 下 上 | 腰筋交（アカマツ） | 120×45 | |
| 下 上 | 壁筋交（アカマツ） | 90□(120×75) | |
| | 一般壁 | 両面木ずり | |
| | 耐力壁 | 両面木ずり | |

※ 外壁　外側下見板張釘打を木ずり程度
内側木ずり下地しっくい塗りの上仕上げ合板張り
（両面木ずり）として耐力評価

※ 内壁　両側木ずり下地しっくい塗りの上仕上げ合板張り
（両面木ずり）として耐力評価

特記なき部材

土台(アテ)：150□
大引(アテ)：120□　@1818
根太(アテ)：60×90　@455
床束(ｽｷﾞ)：105□

□新設軸組み凡例

| 表示 | | 仕様 | |
|---|---|---|---|
| ▪ | 柱（スギ） | 150□ | |
| ▪ | 柱（スギ） | 120×210 | |
| | X形筋違い（たすき掛け）　90×45（杉）<br>横胴縁15×45@455<br>構造用石膏ボードｔ12.5　N32@150 | | |
| M | 片面構造用合板ｔ9　N50@150<br>上部受け材：30×45　N75@250<br>内壁：構造用石膏ボードｔ12.5　N32@150 | | |
| P P | 両面構造用合板ｔ9　N50@150<br>上部受け材：30×45　N75@250<br>上部受け材：30×70　N75@250 | | |

その他部材

土台(ヒノキ)：150□
間柱（杉）：45×150@455
上部横架材（杉）：150×210

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| • 日付<br>•<br>•<br>• | 富山市安住町７番１号　電話（076）432-9785<br>理事長　藤井　均<br>管理建築士　一級建築士登録第８３９１４号　川崎　政善 | 富山県建築設計監理協同組合<br>一級建築士事務所　登録（１２）３２号 | 工事名　田中小学校既存校舎改修工事 | 管理技術者　一級建築士登録第２５７９６７号　新井　悠 | 図面番号<br>A－１３ |
| | | | 図面名　床伏図・１階壁伏図 | 縮尺　A1：1/100<br>A3：1/200 | 担当　水間紀雄　監修 |

□外壁関係解体特記事項

・既存外壁（下見板ｔ9.0）全て、解体・撤去処分。
・既存外壁下地、全て、解体・撤去処分。
・既存建具類　全てそのまま（サッシ、ガラス共、クリーニング程度）
・既存釘、ビス類は、できる限り撤去の事。
・図面に明記が無いものは、監督員の指示に従う事。
・上部化粧幕板（鉄板張り）部分も、下地共、全て、解体・撤去処分
・付け土台、付け柱、水切り関係も、全て、解体・撤去処分

□外壁構造用合板特記

・特記無き限り、構造用合板ｔ12としくぎCN65@100㎜以下とし　中通りは200㎜以下
FRM-0335（同等品）とする。

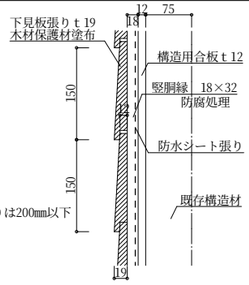


外壁　収まり詳細図　1/5

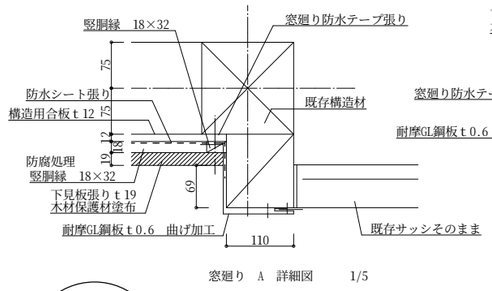


窓廻り　A　詳細図　1/5

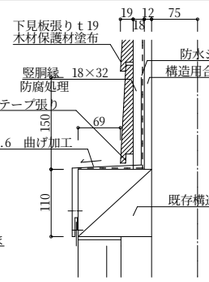


窓廻り　B　詳細図　1/5

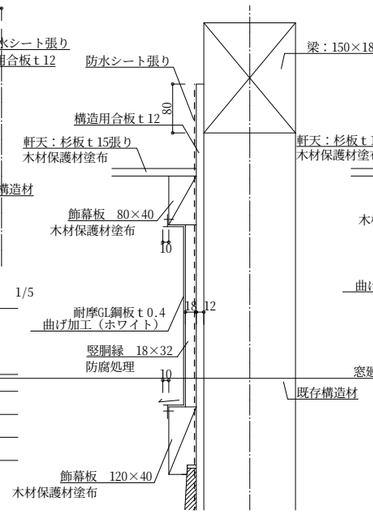


窓廻り　C　詳細図　1/5

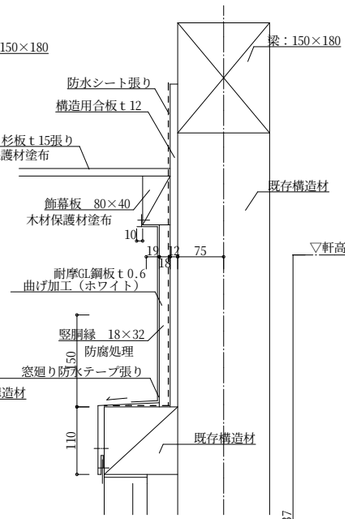


窓廻り　D　詳細図　1/5

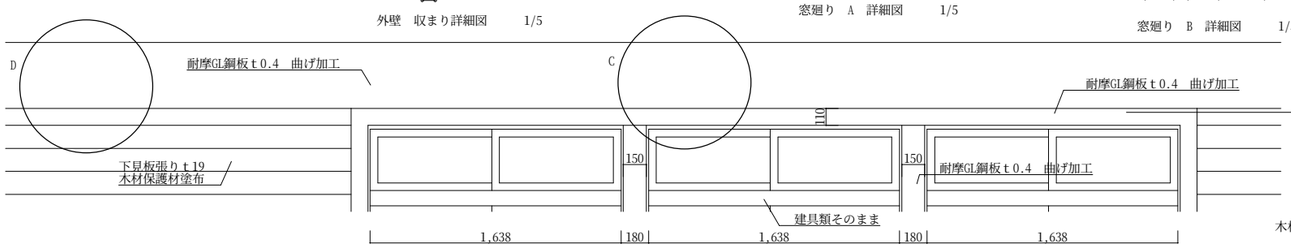


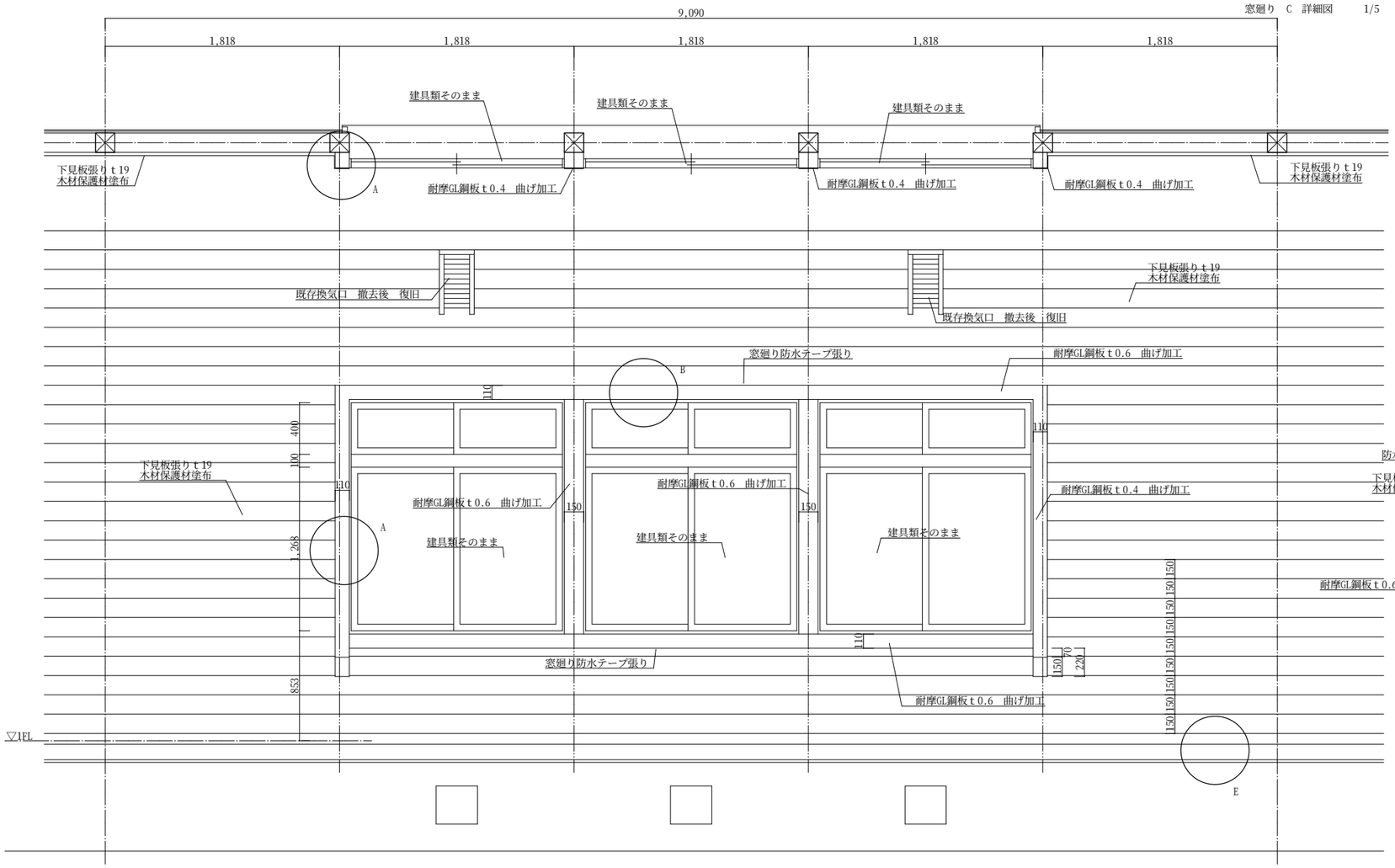


窓廻り詳細図

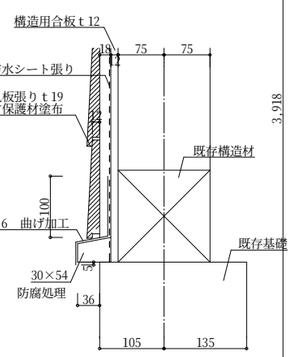


E　詳細図　1/5

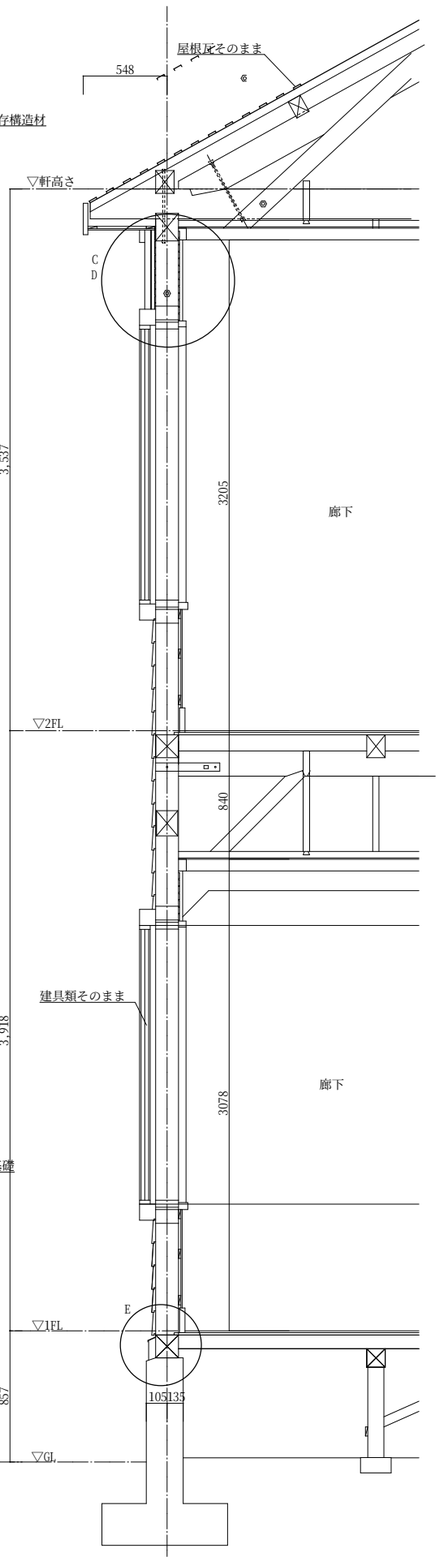


| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ・日付<br>・<br>・<br>・ | 富山市安住町７番１号　電話（076）432-9785<br>理事長　藤井　均<br>管理建築士　一級建築士登録第８３９１４号　川崎　政善 | 富山県建築設計監理協同組合<br>一級建築士事務所　登録（１２）３２号 | 工事名　田中小学校既存校舎改修工事 | 縮尺　A1：1/20　1/5<br>A3：1/40　1/10 | 管理技術者　一級建築士登録第２５７９６７号　新井　悠<br>担当　水間紀雄　監修 | 図面番号<br>A－１４ |
| | | | 図面名　部分詳細図（１） | | | |

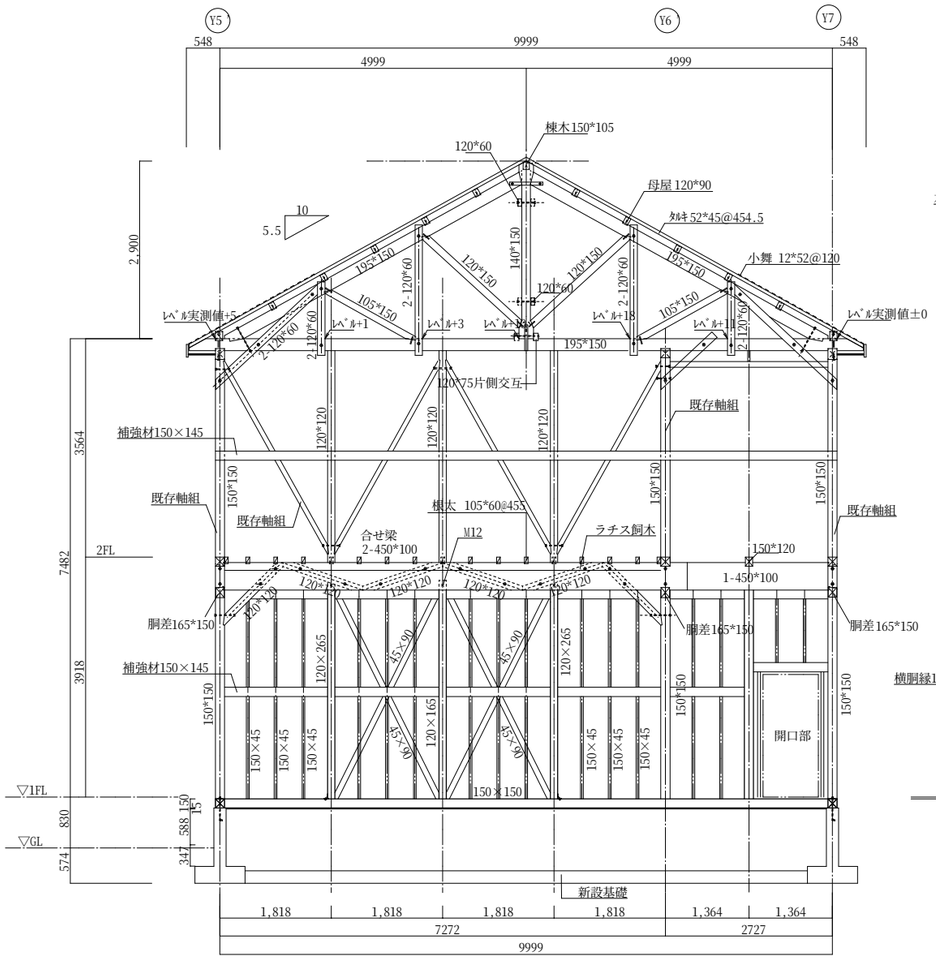


X3通り　軸組図
1/50

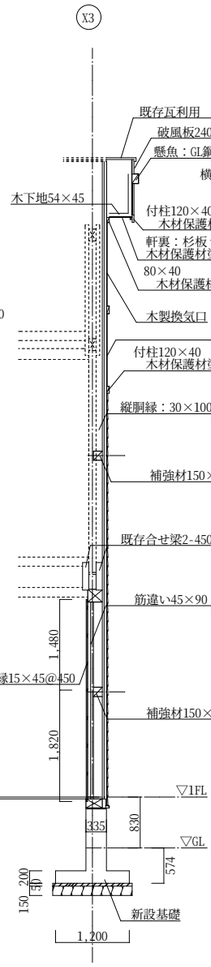


X3、X10通り　断面図（１）
1/50

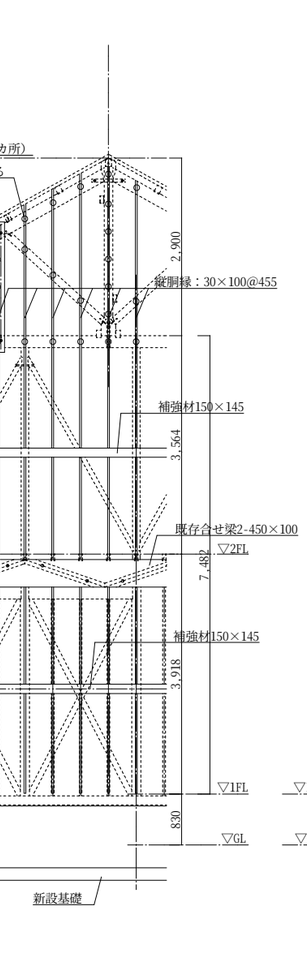


X3、X10通り　外壁下地図
1/50

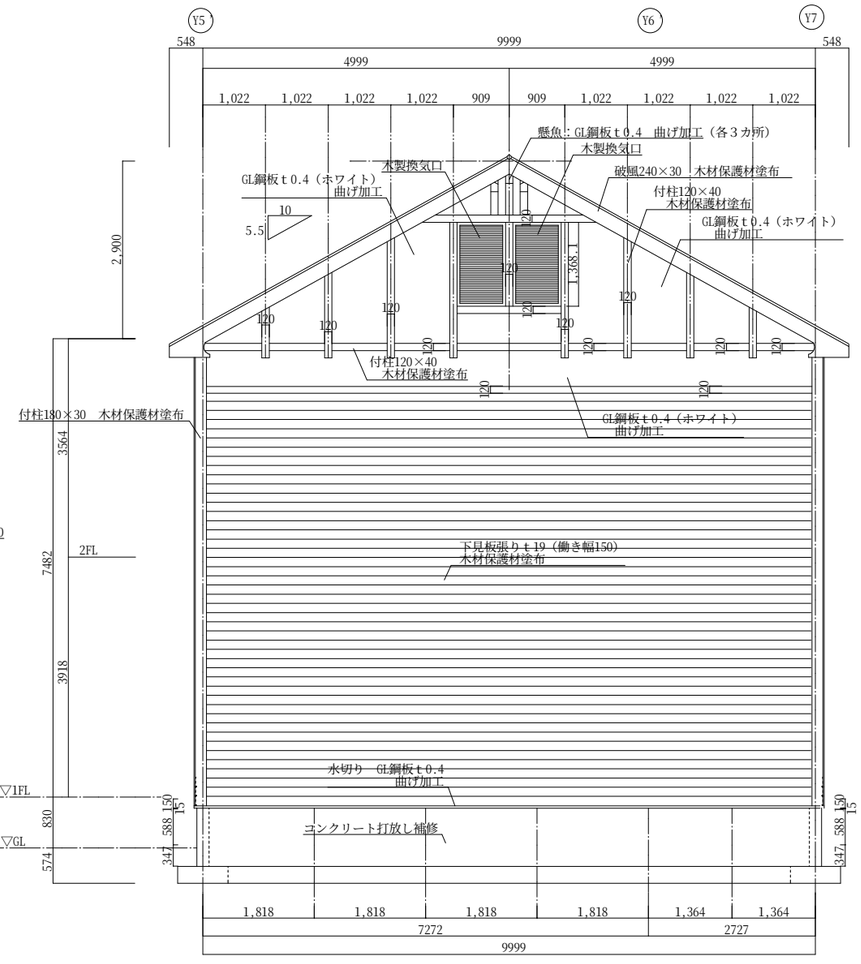


X3、X10通り　立面図
1/50

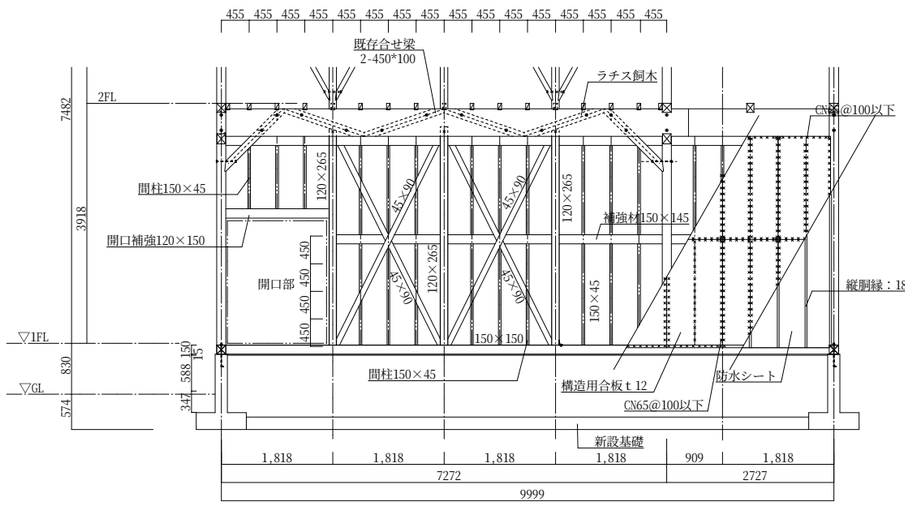


X10通り　軸組図
1/50

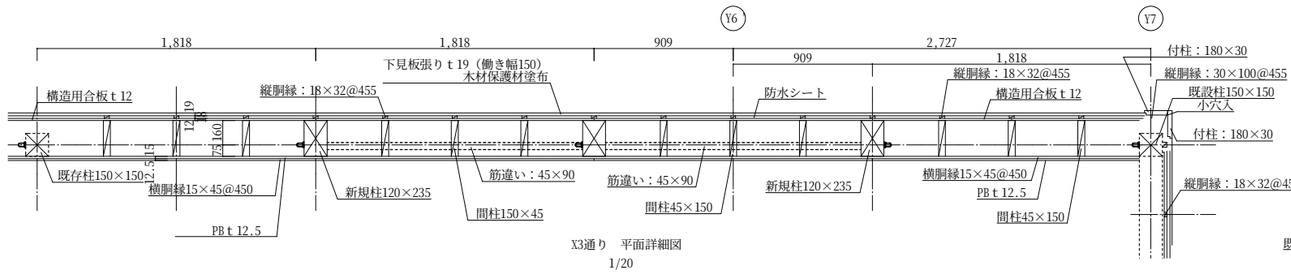


X3通り　平面詳細図
1/20

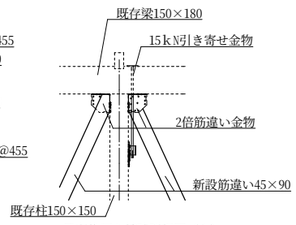


既存柱廻り補強詳細図（１）
1/20

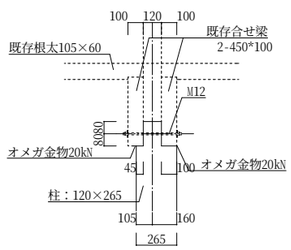


合せ梁廻り　詳細図（１）
1/20

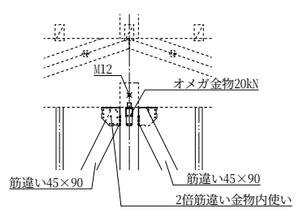


合せ梁廻り　詳細図（２）
1/20

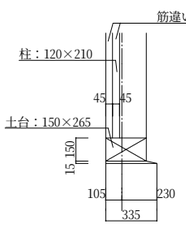


基礎巾W210　土台廻り詳細図（１）
1/20

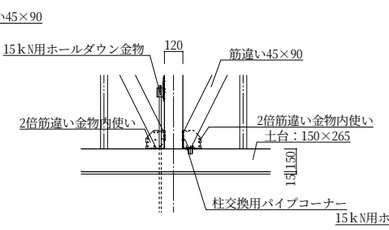


基礎巾W210　土台廻り詳細図（２）
1/20

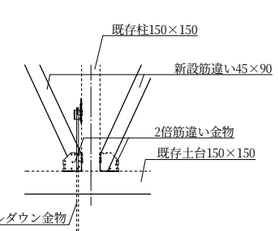


既存柱廻り補強詳細図（２）
1/20

□その他特記事項
・既存ナット・ボルトは、全て締め直す事（錆がひどい場合は取り替える）
・ナットは全てスプリングワッシャー付とする

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ・日付<br>・<br>・<br>・ | 富山市安住町７番１号　電話（076）432-9785<br>理事長　藤井　均<br>管理建築士　一級建築士登録第８３９１４号　川崎　政善 | **富山県建築設計監理協同組合**<br>一級建築士事務所　登録（１２）３２号 | 工事名　田中小学校既存校舎改修工事 | 管理技術者　一級建築士登録第２５７９６７号　新井　潤也 | 図面番号<br>A－１５ |
| | | | 図面名　部分詳細図（２） | 縮尺　A1：1/50　1/20<br>A3：1/100　1/40 | 担当　水間紀雄　監修 |

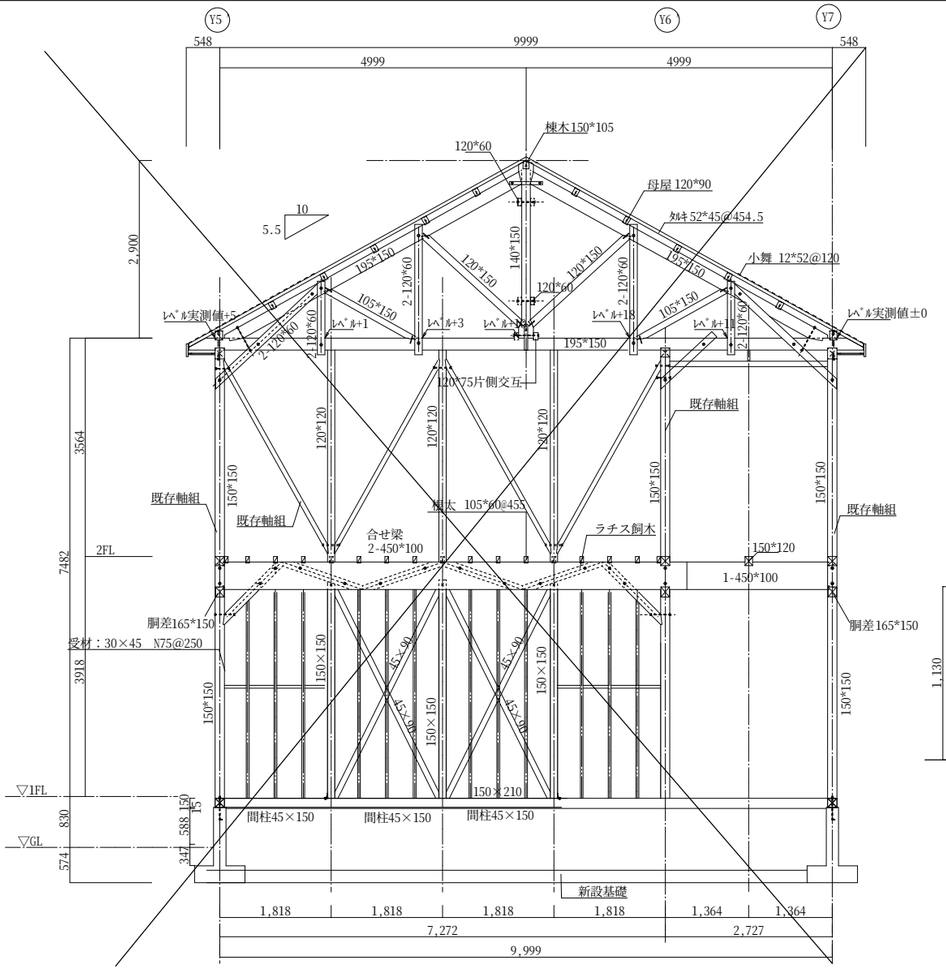
Y5
Y6
Y7
548
9999
4999
4999
548
棟木150*105
120*60
母屋 120*90
ﾀﾙｷ 52*45@454.5
小舞 12*52@120
10
5.5
2,900
3564
7482
3918
2FL
▽1FL
▽GL
830
574
588
150
347
15
レベル実測値+5
レベル+1
レベル+3
レベル+3
レベル+1
レベル実測値±0
195*150
105*150
120*150
140*150
2-120*60
120*60
195*150
105*150
2-120*60
120*75片側交互
既存軸組
既存軸組
既存軸組
既存軸組
既存軸組
150*150
120*120
150*150
150*150
150*150
150*150
120*120
120*120
120*120
150*150
150*150
150*150
150*150

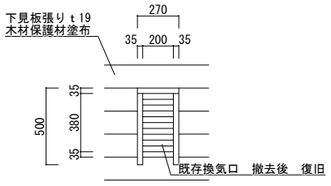


壁換気口　姿図　　1/20

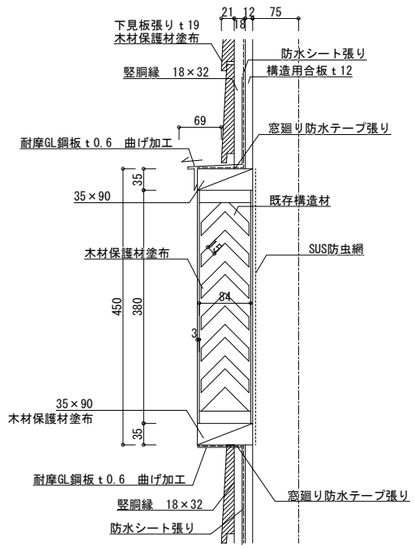


壁換気口　断面詳細図　　1/5

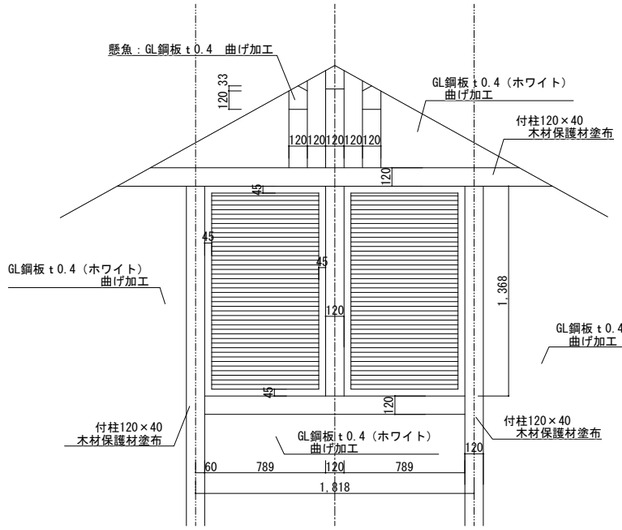


妻側換気口付近　姿図　　1/20

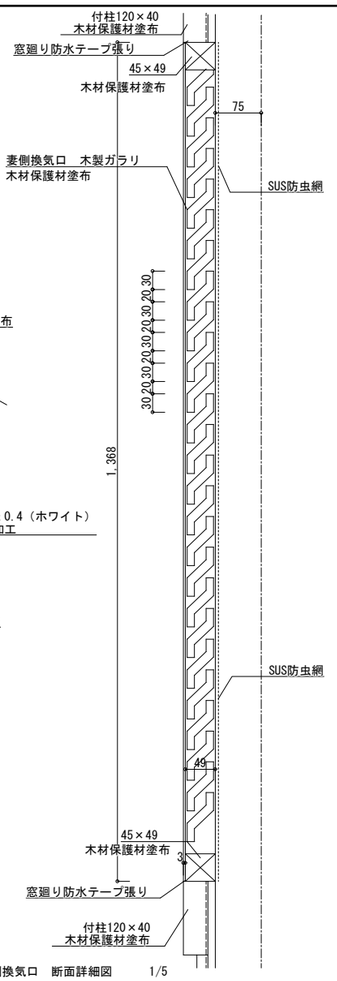


妻側換気口　断面詳細図　　1/5

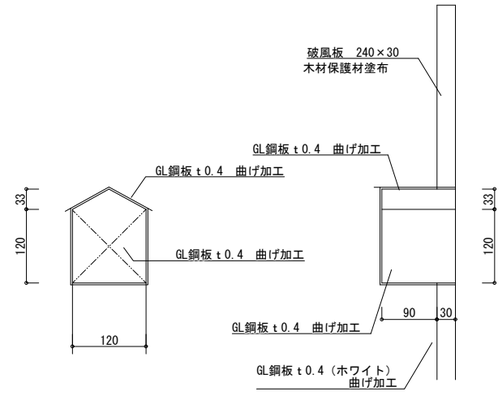


妻側懸魚　断面詳細図　　1/5

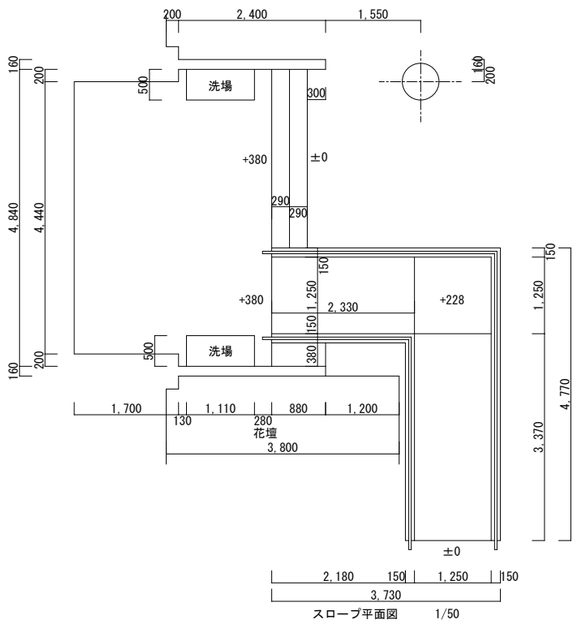


スロープ平面図　　1/50

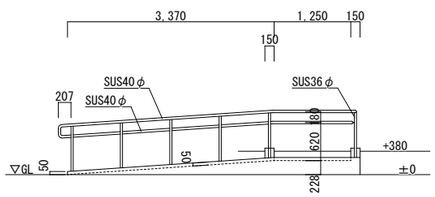


スロープ立面図　　1/50

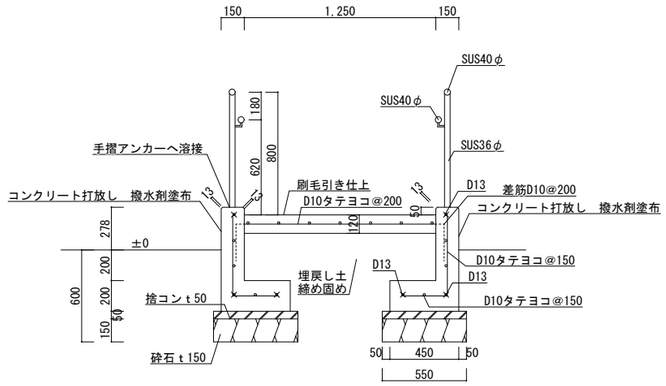


スロープ断面詳細図　　1/20

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| • 日付<br>•<br>•<br>• | 富山市安住町７番１号　電話（076）432-9785<br>理事長　藤井　均<br>管理建築士　一級建築士登録第８３９１４号　川崎　政善 | **富山県建築設計監理協同組合**<br>一級建築士事務所　登録（１２）３２号 | 工事名　田中小学校既存校舎改修工事<br>図面名　部分詳細図（４）<br>縮尺 A1：1/100　1/50　1/20<br>A3：1/200　1/100　1/40 | 管理技術者　一級建築士登録第257967号　新村勲<br>担当　水間紀雄<br>監修 | 図面番号<br>A－17 |

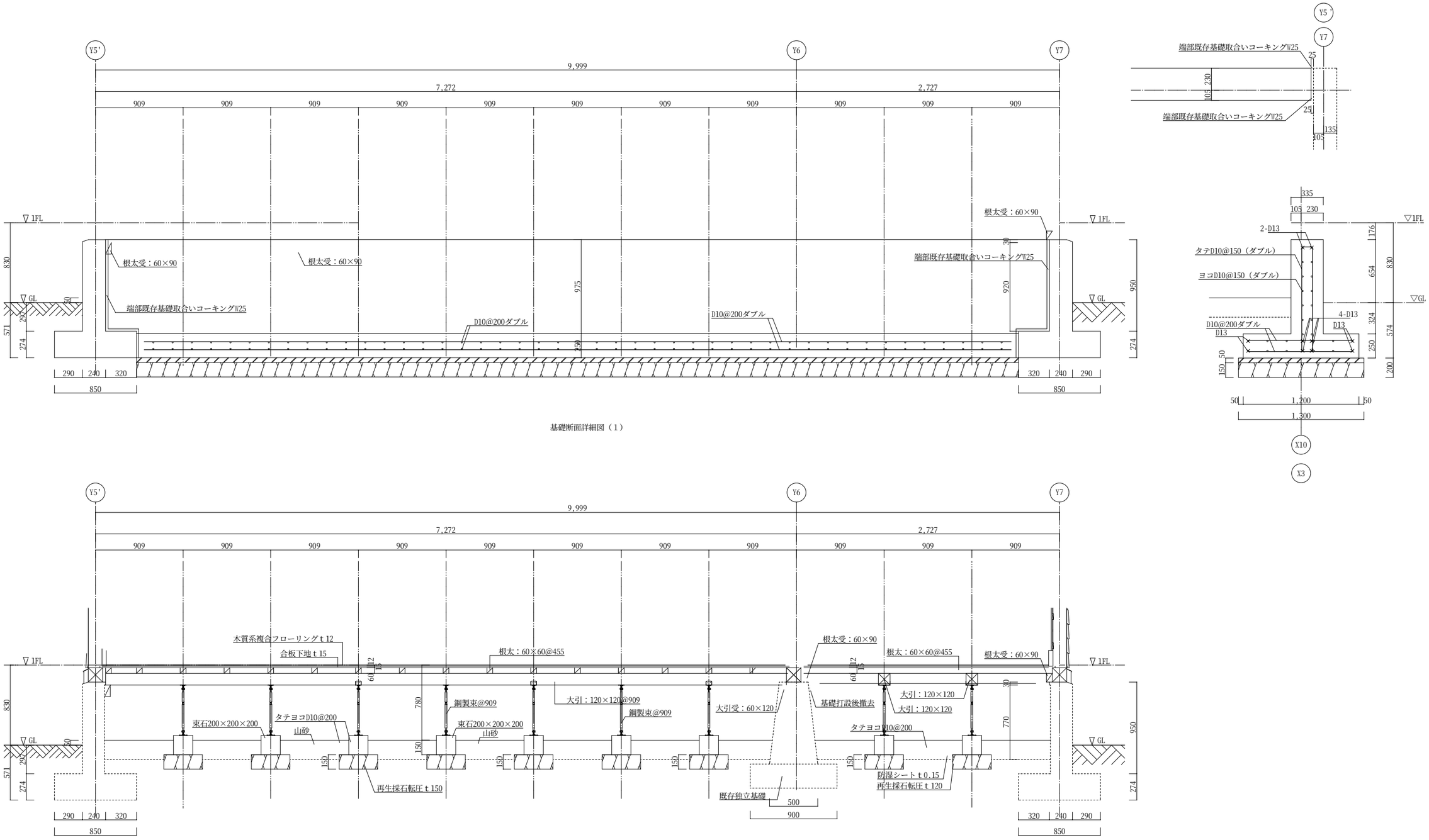


基礎断面詳細図（1）




床下詳細図（1）

□その他特記事項

※基礎下無収縮モルタルは、セメント系セルフレベリングで代用可
※全ての鋼製束は溶融亜鉛メッキ製とする。
※地盤改良の添加量は120kg/m3とする。設計地耐力　10kN/㎡
※立上り躯体打設時には、高性能AE減水材を使用し、土台下のブリーディング発生箇所は無収縮モルタル充填の事。
※コンクリート投入口は、脱型枠後、撤去処分し跡はモルタル補修の事。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ・日付<br>・<br>・<br>・ | 富山市安住町７番１号　電話（076）432-9785<br>理事長　藤井　均<br>管理建築士　一級建築士登録第８３９１４号　川崎　政善 | **富山県建築設計監理協同組合**<br>一級建築士事務所　登録（１２）３２号 | 工事名　田中小学校既存校舎改修工事 | 管理技術者　一級建築士登録第２５７９６７号　新井崇史 | 図面番号<br>A－１８ |
| | | | 図面名　基礎詳細図　縮尺　A1:1/20 A3:1/40 | 担当　水間紀雄　監修 | |

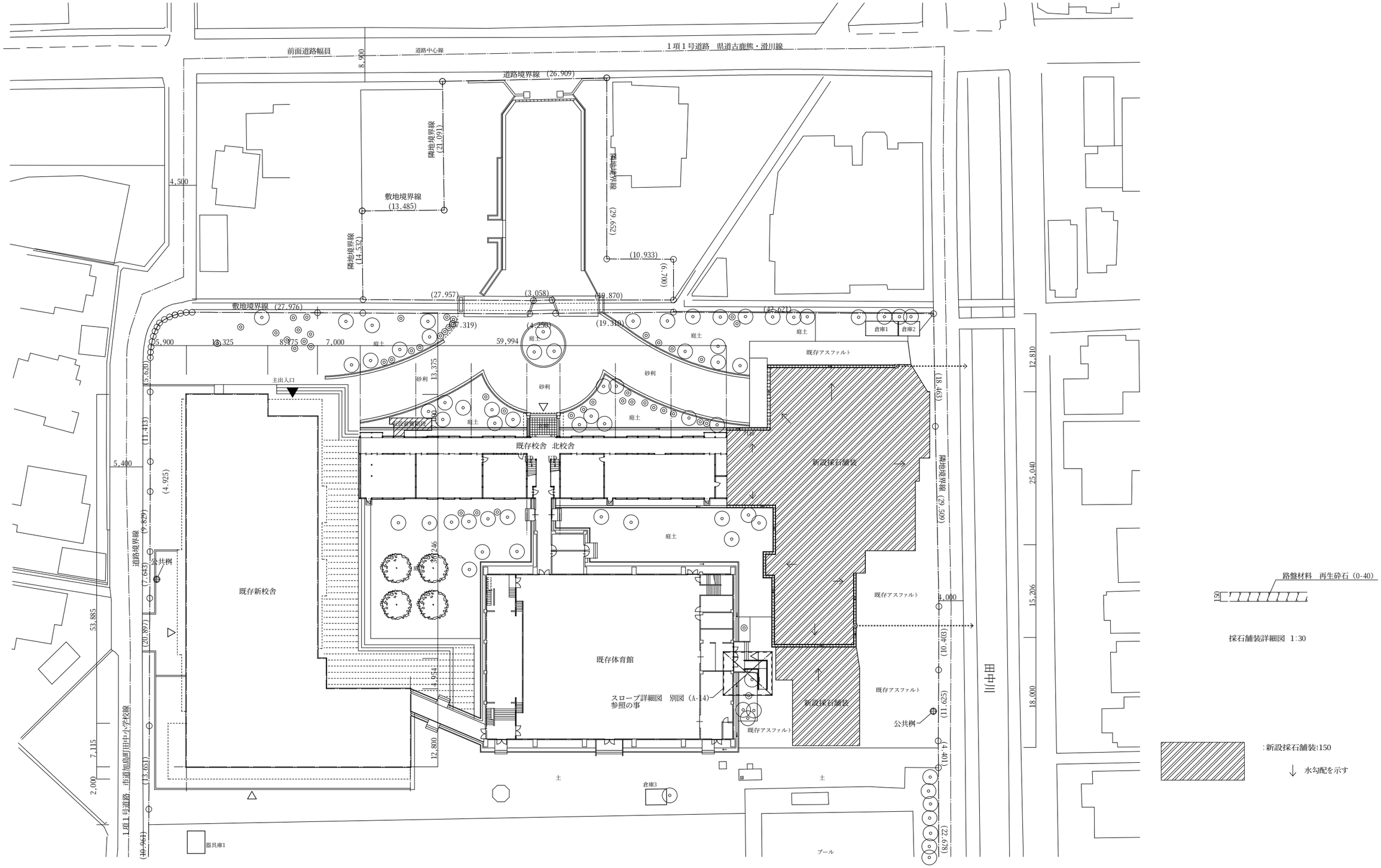


路盤材料　再生砕石（0-40）

150

採石舗装詳細図　1:30

：新設採石舗装t150

↓　水勾配を示す

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ・日付<br>・<br>・<br>・ | 富山市安住町７番１号　電話（076）432-9785<br>理事長　藤井　均<br>管理建築士　一級建築士登録第８３９１４号　川崎　政善 | **富山県建築設計監理協同組合**<br>一級建築士事務所　登録（１２）３２号 | 工事名　田中小学校既存校舎改修工事 | 管理技術者　一級建築士登録第２５７９６７号　新井撒次 | 図面番号<br>A－１９ |
| | | | 図面名　外構図　縮尺　A1:1/300　1/30　A3:1/600　1/60 | 担当　水間紀雄　監修 | |

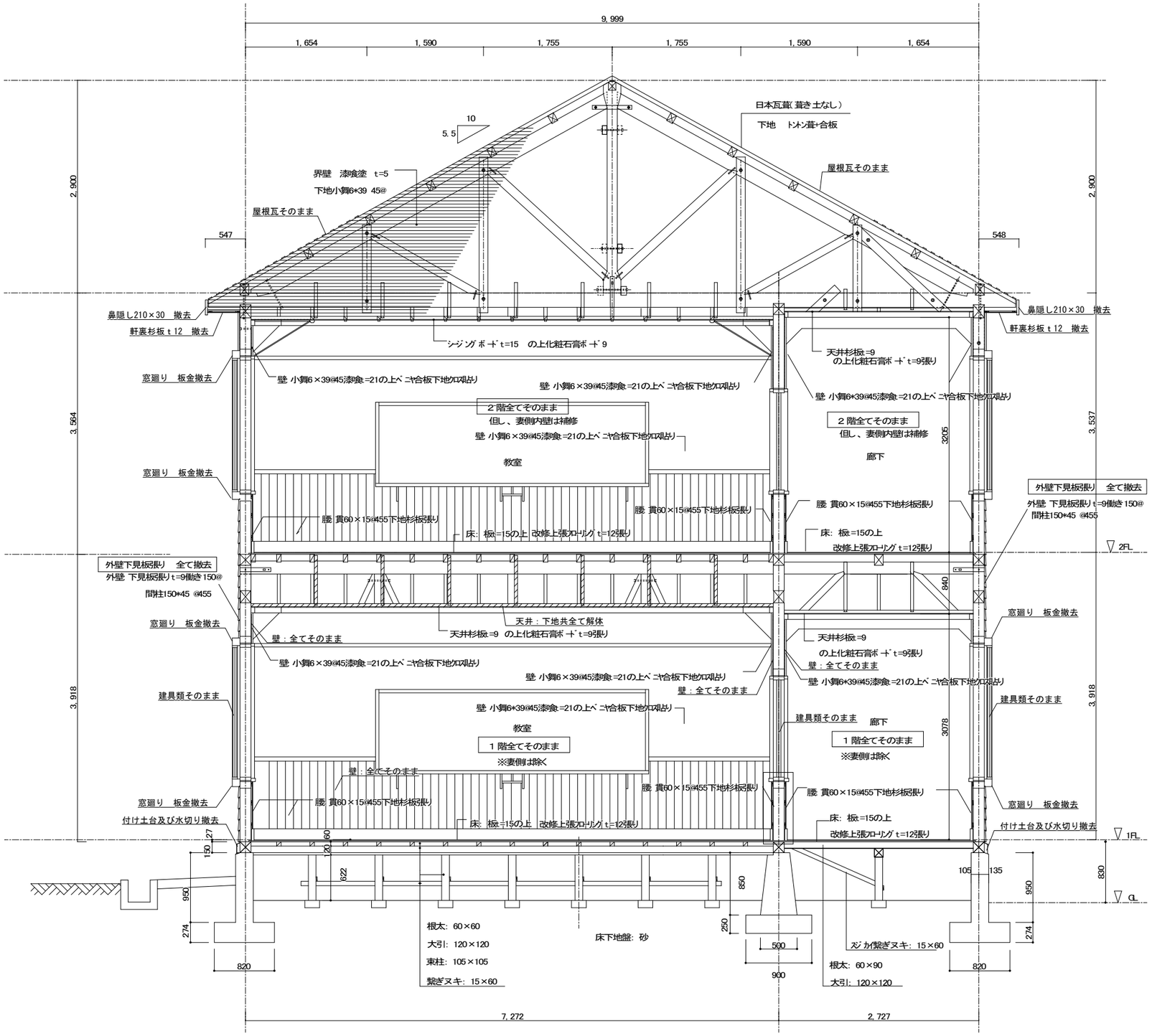


解体範囲を示す

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ・日付<br>・<br>・<br>・ | 富山市安住町7番1号 電話 (076) 432-9785<br>理事長 藤 井 均<br>管理建築士 一級建築士登録第８３９１４号 川崎 政善 | **富山県建築設計監理協同組合**<br>一級建築士事務所 登録(１２)３２号 | 工事名 田中小学校既存校舎改修工事<br>図面名 解体 矩計図 縮尺 A1: 1/30 A3: 1/60 | 管理技術者 一級建築士登録第257967号 新村浩<br>担当 水間紀雄 監修 | 図面番号 A－20 |

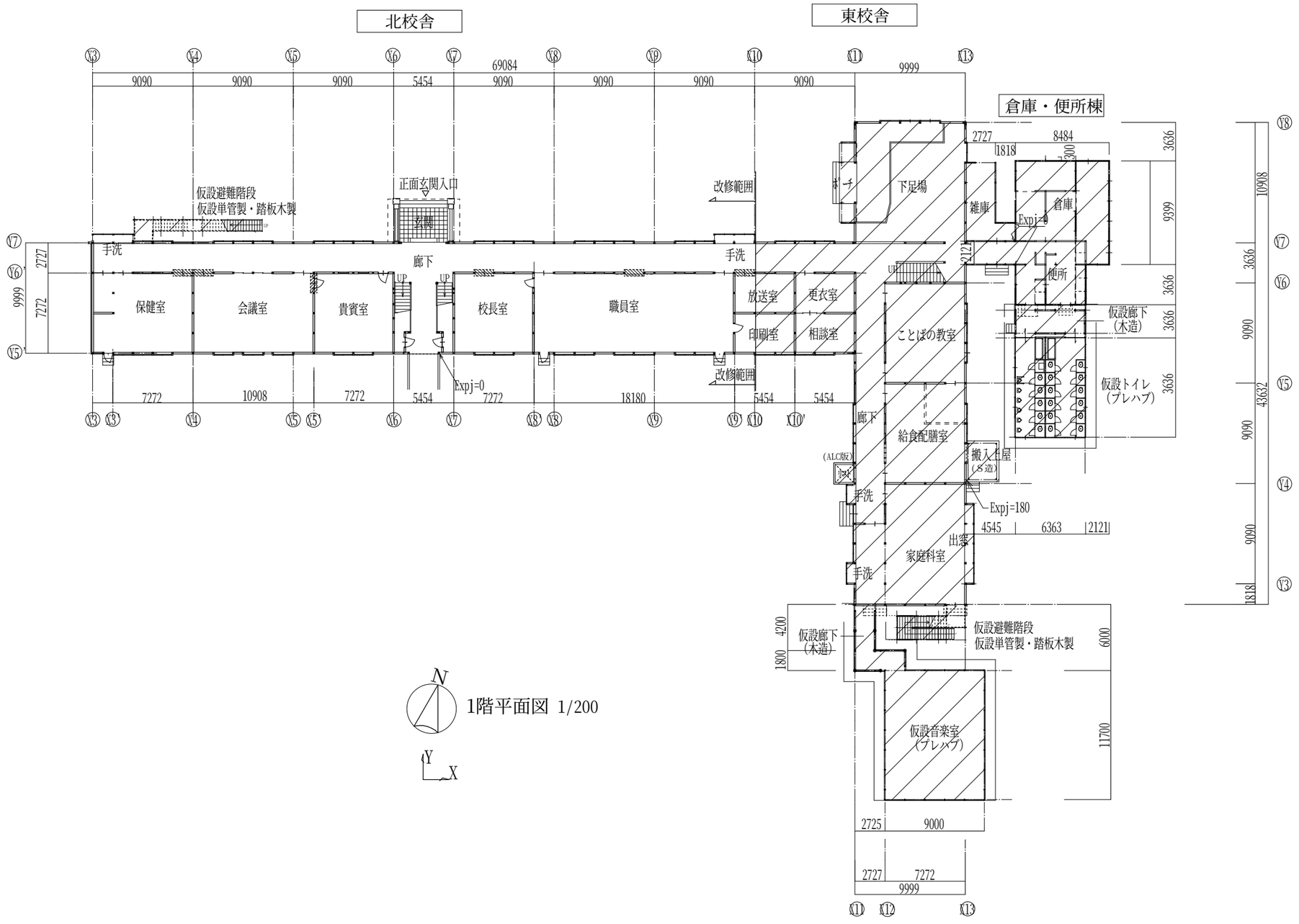


N

1階平面図 1/200

Y

X

▨ 重機進入口 既存木製建具部分（下レール、鴨居 撤去後復旧）
W1800×H1900程度

解体工事範囲を示す（別途工事）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ・日付<br>・<br>・<br>・ | 富山市安住町７番１号 電話（076）432-9785<br>理事長 藤 井 均<br>管理建築士 一級建築士登録第８３９１４号 川崎 政善 | **富山県建築設計監理協同組合**<br>一級建築士事務所 登録（１２）３２号 | 工事名 田中小学校既存校舎改修工事<br>図面名 既設建物図（１） | 縮尺 A1:1/200<br>A3:1/400 | 管理技術者 一級建築士登録第２５７９６７号 新井撰也<br>担当 水間紀雄 監修 | 図面番号 A－２１ |

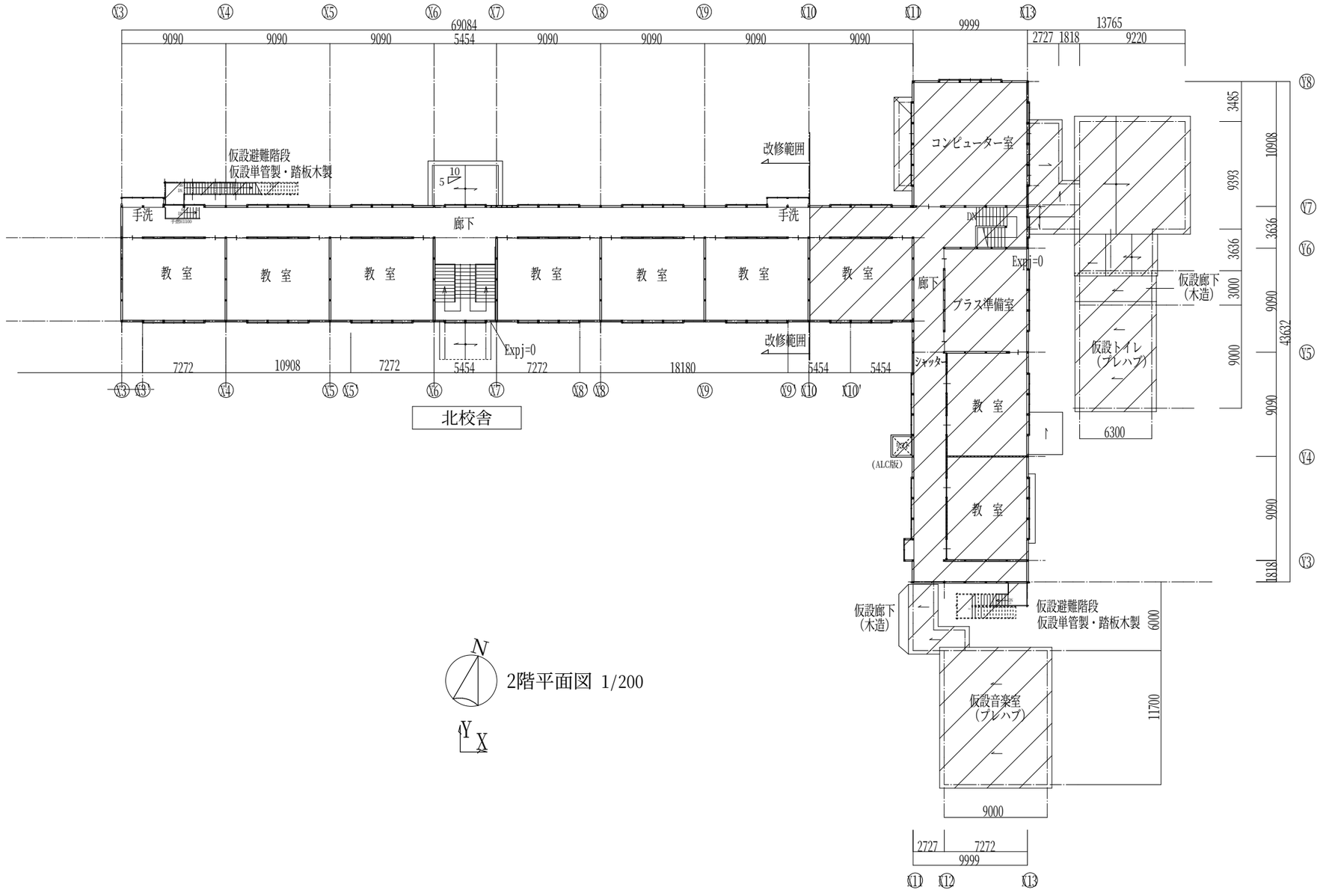


N

2階平面図 1/200

解体工事範囲を示す（別途工事）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ・日付<br>・<br>・<br>・ | 富山市安住町７番１号　電話（076）432-9785<br>理事長　藤井　均<br>管理建築士　一級建築士登録第８３９１４号　川崎　政善 | **富山県建築設計監理協同組合**<br>一級建築士事務所　登録（１２）３２号 | 工事名　田中小学校既存校舎改修工事<br>図面名　既設建物図（２） | 縮尺　A1:1/200<br>A3:1/400 | 管理建築士登録第２５７９６７号　新井　潤次<br>担当　水間紀雄　監修 | 図面番号<br>A－２２ |

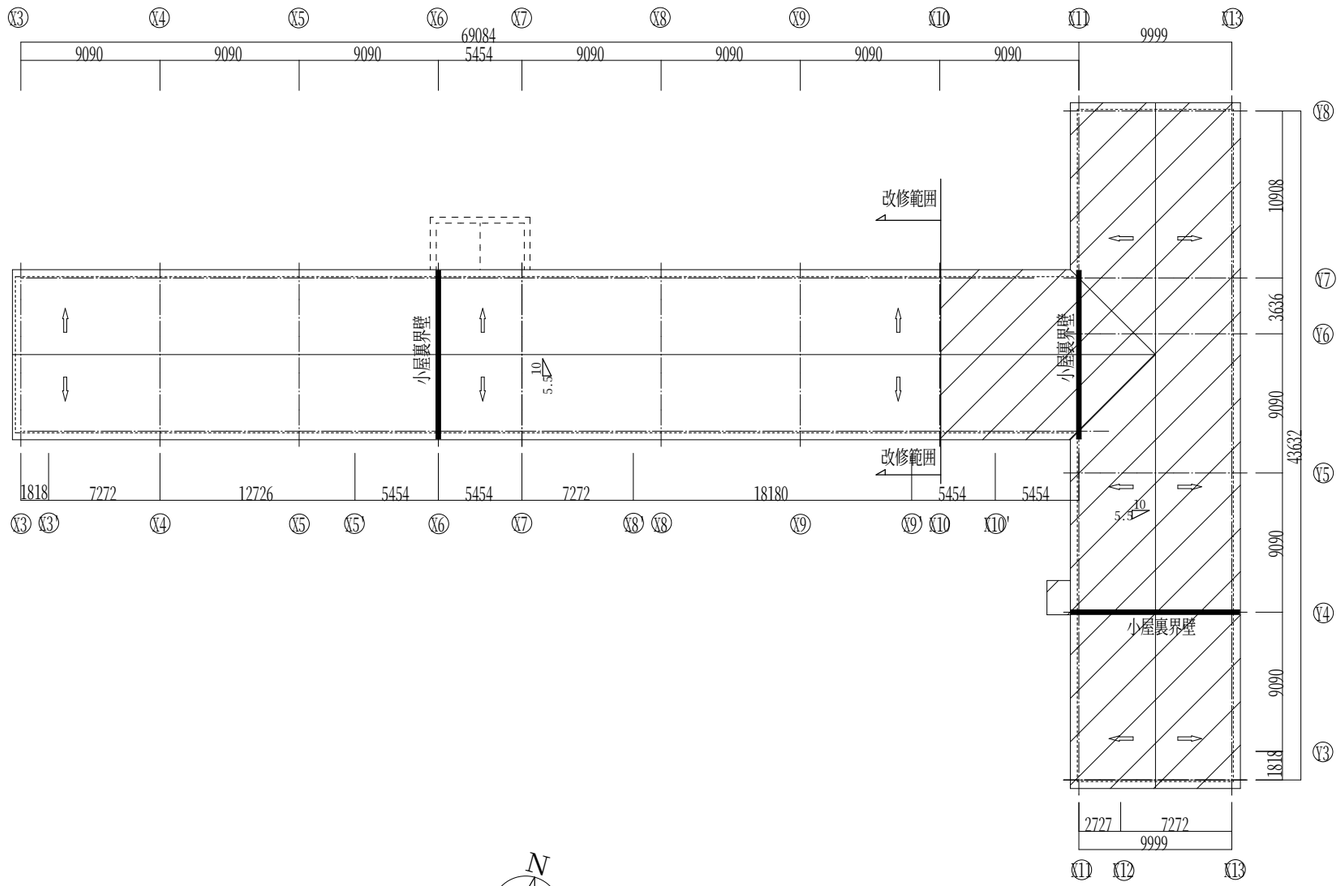


N

屋根伏図 1/200

解体工事範囲を示す（別途工事）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| • 日付<br>• <br>• <br>• | 富山市安住町７番１号　電話（076）432-9785<br>理事長　藤井　均<br>管理建築士　一級建築士登録第８３９１４号　川崎　政善 | **富山県建築設計監理協同組合**<br>一級建築士事務所　登録（１２）３２号 | 工事名　田中小学校既存校舎改修工事<br>図面名　既設建物図（３） | 縮尺　A1:1/200<br>A3:1/400 | 管理建築者　一級建築士登録第２５７９６７号　新井　勝久<br>担当　水間紀雄　監修 | 図面番号<br>A－２３ |

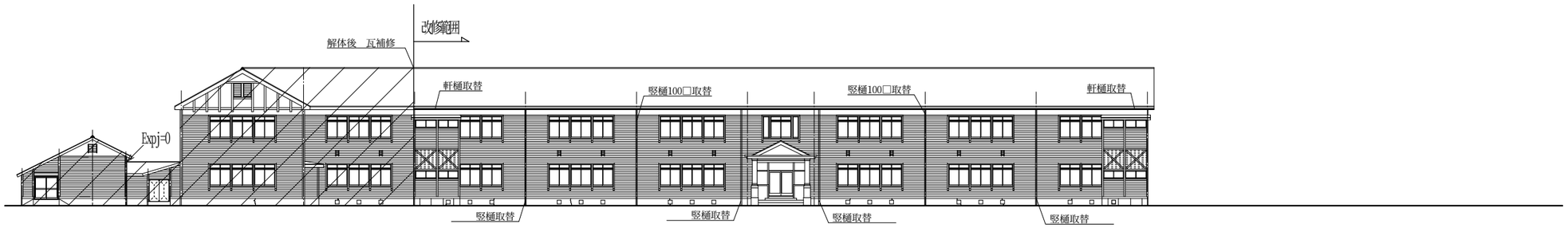


北立面

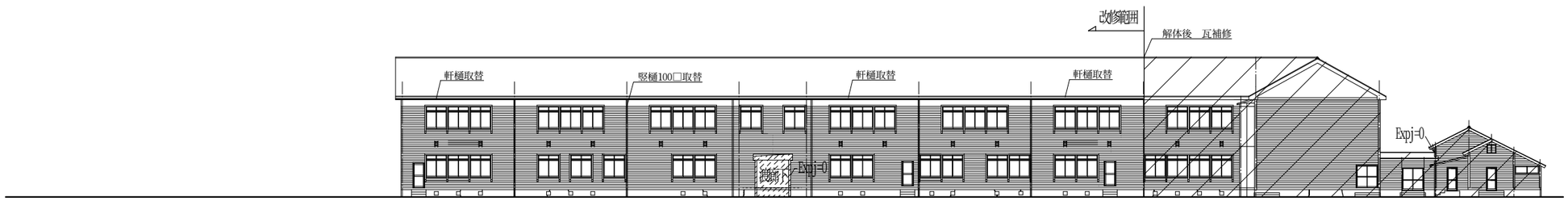


南立面

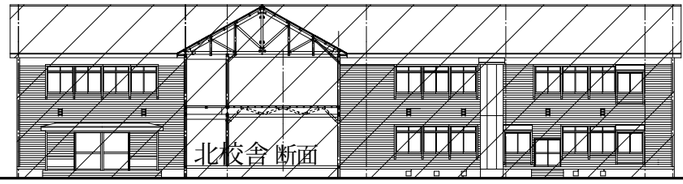


東校舎

西立面

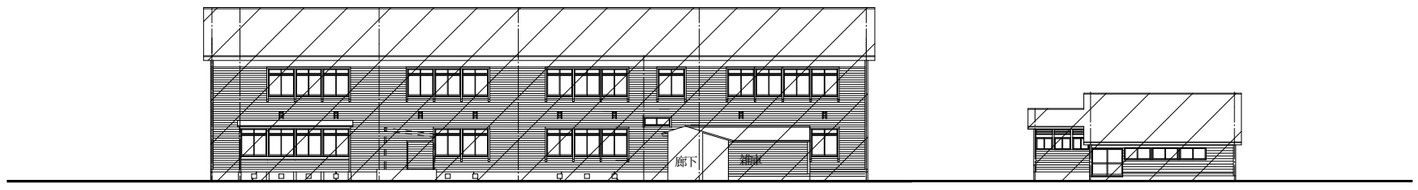


東立面

基礎ヒビ割れ部分Ⅽ字カットの上シーリング処理

解体工事範囲を示す（別途工事）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ・日付<br>・<br>・<br>・ | 富山市安住町７番１号　電話（076）432-9785<br>理事長　藤井　均<br>管理建築士　一級建築士登録第８３９１４号　川崎　政善 | **富山県建築設計監理協同組合**<br>一級建築士事務所　登録（１２）３２号 | 工事名　田中小学校既存校舎改修工事<br>図面名　既設建物図（４） | 縮尺　A1：1/200<br>A3：1/400 | 管理技術者　一級建築士登録第２５７９６７号　新井　悠<br>担当　水間紀雄　監修 | 図面番号<br>A－２４ |

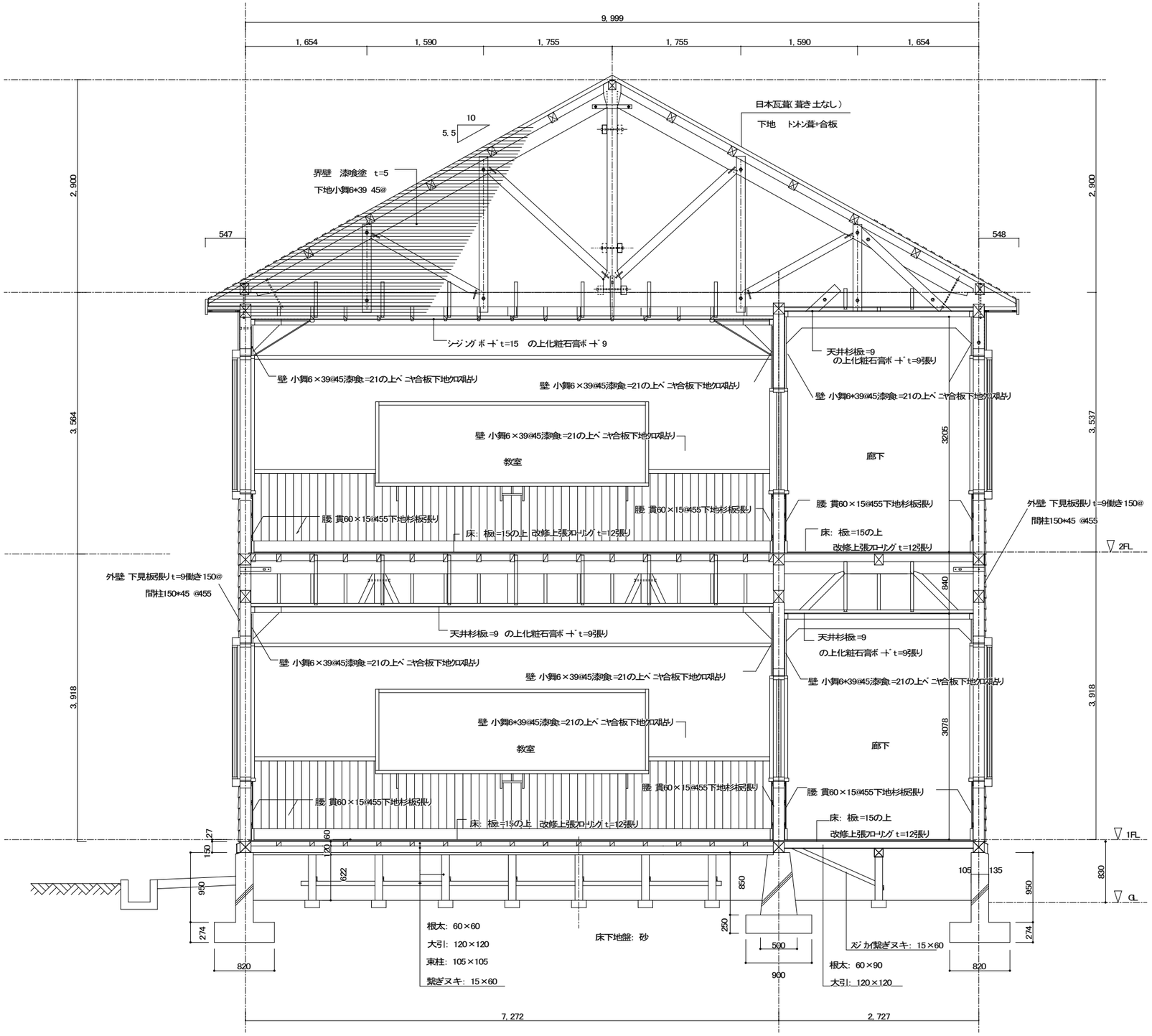


| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ・日付<br>・<br>・<br>・ | 富山市安住町７番１号 電話（076）432-9785<br>理事長 藤 井 均<br>管理建築士 一級建築士登録第８３９１４号 川崎 政善 | **富山県建築設計監理協同組合**<br>一級建築士事務所 登録（１２）３２号 | 工事名 田中小学校既存校舎改修工事<br>図面名 既設建物図（５） 縮尺 A1：1/30 A3：1/60 | 管理技術者 一級建築士登録第257967号 新村浩<br>担当 水間紀雄 監修 | 図面番号<br>A－25 |

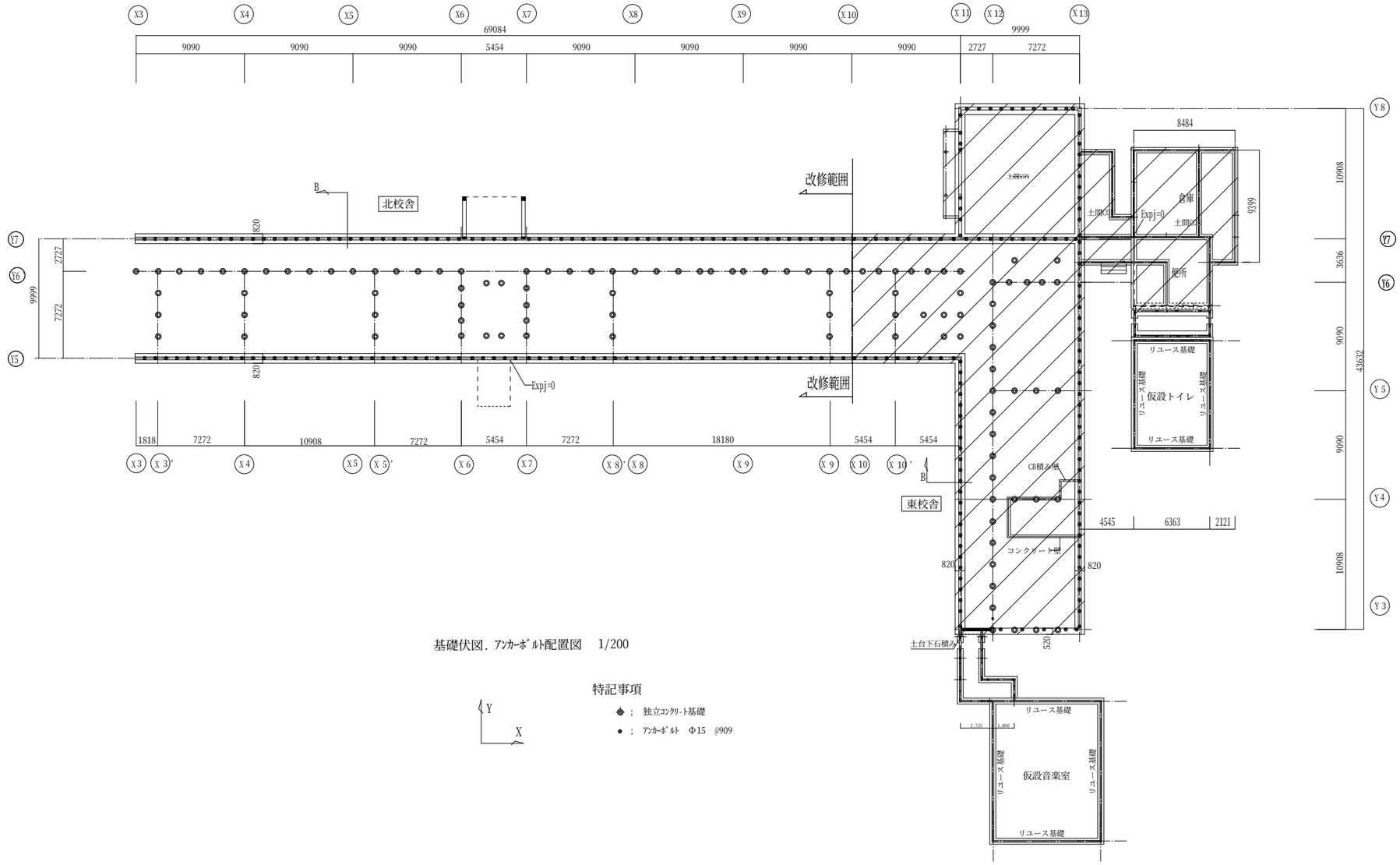


基礎伏図．ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ配置図　1/200

特記事項

Y
X

●　；　独立ｺﾝｸﾘｰﾄ基礎

●　；　ｱﾝｶｰﾎﾞﾙﾄ　Φ15　@909

解体工事範囲を示す（別途工事）

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ・日付<br>・<br>・<br>・ | 富山市安住町７番１号　電話（076）432-9785<br>理事長　藤井　均<br>管理建築士　一級建築士登録第８３９１４号　川崎　政善 | **富山県建築設計監理協同組合**<br>一級建築士事務所　登録（１２）３２号 | 工事名　田中小学校既存校舎改修工事 | | 管理技術者　一級建築士登録第２５７９６７号　新井　徹 | 図面番号<br>A－２６ |
| | | | 図面名　既設建物図（６） | 縮尺　A1:1/200<br>A3:1/400 | 担当　水間紀雄 | 監修 |

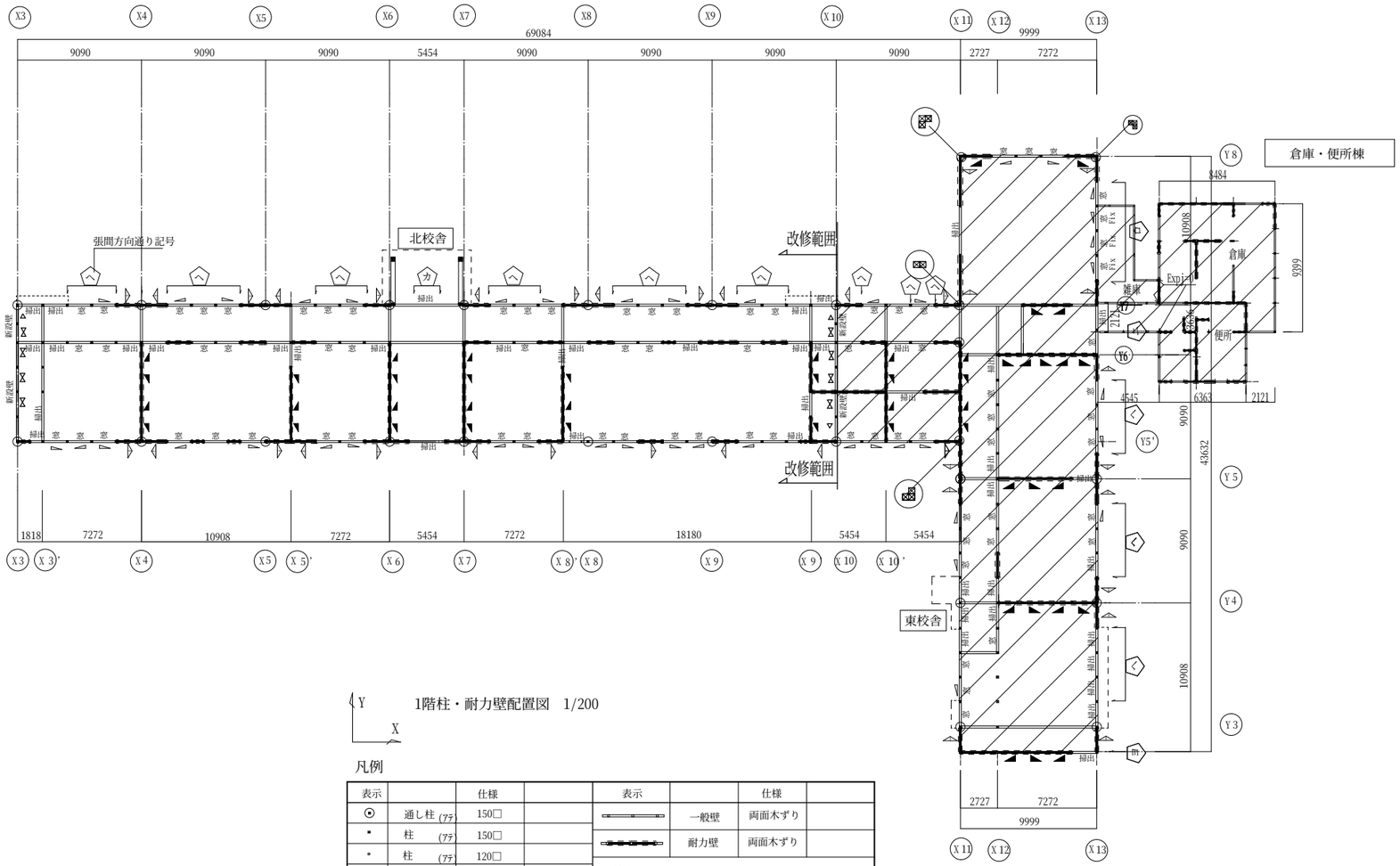


1階柱・耐力壁配置図　1/200

凡例

| 表示 | | 仕様 | |
|---|---|---|---|
| ⊙ | 通し柱 (ｱﾃ) | 150□ | |
| ▪ | 柱 (ｱﾃ) | 150□ | |
| ▫ | 柱 (ｱﾃ) | 120□ | |
| | K形筋交 (ｱｶﾏﾀ) | 120×45 | |
| 下L | 腰筋交 (ｱｶﾏﾀ) | 120×45 | |
| 下F | 壁筋交 (ｱｶﾏﾀ) | 90□(120×75) | |
| | | | |
| ⧖ | X形ステンレスプレス | ステンレスプレス FBL-0257 | 新設壁部分 |
| | 両面構造用合板t9 | 周囲釘打ち150@150 | |
| ▽△ | X形ステンレスプレス | ステンレスプレス FBL-0257 | 新設壁部分 |
| | 両面構造用合板t9 | 周囲釘打ち150@150 | |

| 表示 | | 仕様 | |
|---|---|---|---|
| | 一般壁 | 両面木ずり | |
| | 耐力壁 | 両面木ずり | |

※ 外壁　外側下見板張釘打を木ずり程度
内側木ずり下地しっくい塗りの上仕上げ合板張り
(両面木ずり) として耐力評価

※ 内壁　両側木ずり下地しっくい塗りの上仕上げ合板張り
(両面木ずり) として耐力評価

特記なき部材
土台(ｱﾃ)：150□
大引(ｱﾃ)：120□　@1818
根太(ｱﾃ)：60×90　@455
床束(ｽﾀﾞ)：105□

解体工事範囲を示す (別途工事)

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ・日付<br>・<br>・<br>・ | 富山市安住町７番１号　電話 (076) 432-9785<br>理事長　藤井　均<br>管理建築士　一級建築士登録第８３９１４号　川崎　政善 | **富山県建築設計監理協同組合**<br>一級建築士事務所　登録（１２）３２号 | 工事名　田中小学校既存校舎改修工事<br>図面名　既設躯体図（７） | 縮尺　A1：1/200<br>A3：1/400 | 管理建築士登録第２５７９６７号　新井　撰也<br>担当　水間紀雄　監修 | 図面番号<br>A－２７ |

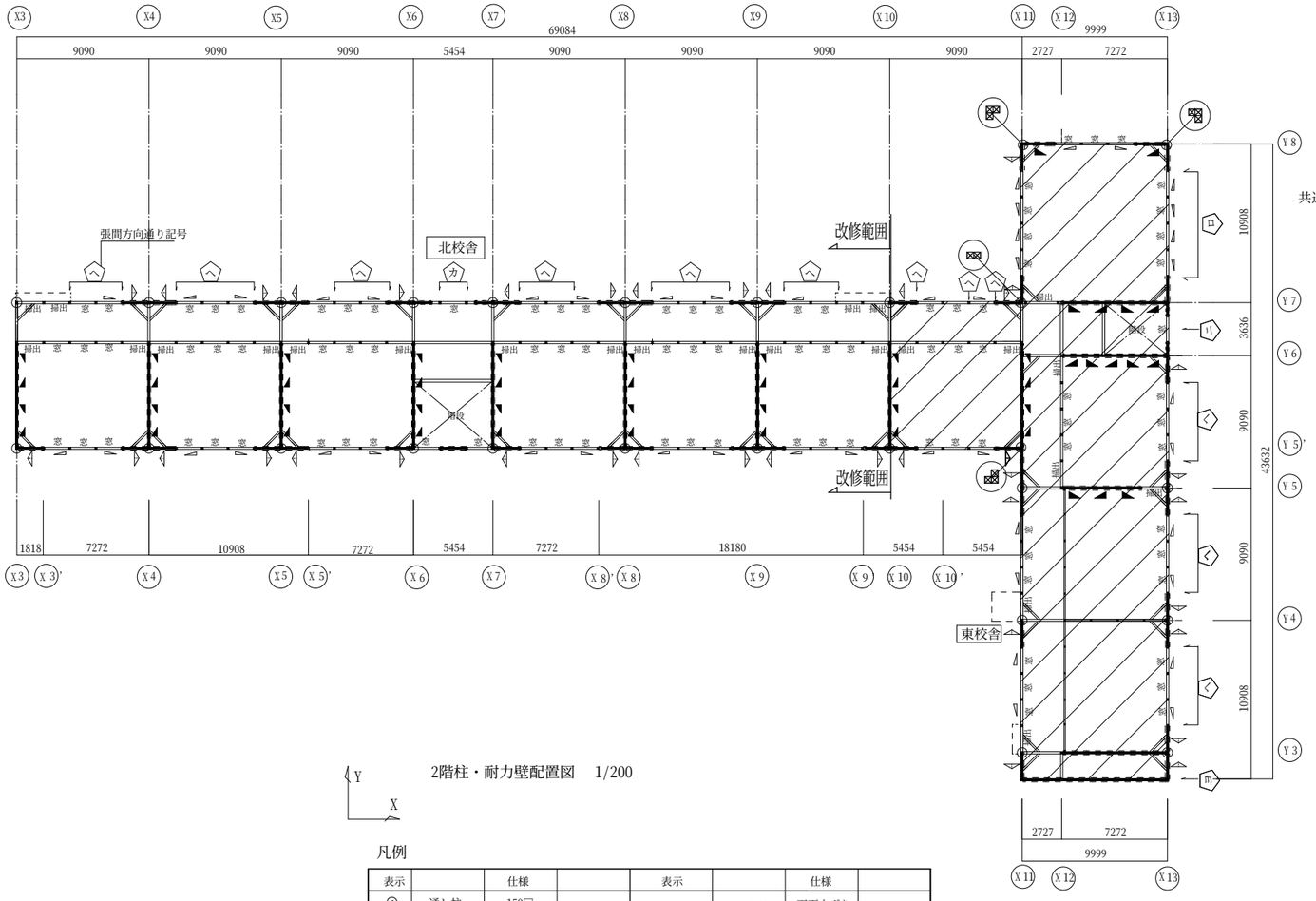


2階柱・耐力壁配置図　1/200

共通事項(特記なき部材は下記による。)

柱　(ｱﾃ)　；　150□
筋交い(ｱｶﾏﾂ)；　120×45　120×75
間柱　；　150×45@455

凡例

| 表示 | | 仕様 | |
|---|---|---|---|
| ⊙ | 通し柱 (ｱﾃ) | 150□ | |
| ▪ | 柱 (ｱﾃ) | 150□ | |
| ▪ | 柱 (ｱﾃ) | 120□ | |
| ◣ | K形筋交 (ｱｶﾏﾂ) | 120×45 | |
| 下 上 | 腰筋交 (ｱｶﾏﾂ) | 120×45 | |
| 下 上 | 壁筋交 (ｱｶﾏﾂ) | 90□(120×75) | |
| | | | |

| 表示 | | 仕様 | |
|---|---|---|---|
| | 一般壁 | 両面木ずり | |
| | 耐力壁 | 両面木ずり | |

※ 外壁　外側下見板張釘打を木ずり程度
内側木ずり下地しっくい塗りの上仕上げ合板張り
(両面木ずり）として耐力評価

※ 内壁　両側木ずり下地しっくい塗りの上仕上げ合板張り
(両面木ずり）として耐力評価

特記なき部材
土台(ｱﾃ)：150□
大引(ｱﾃ)：120□　@1818
根太(ｱﾃ)：60×90　@455
床束(ﾕｶ')：105□

解体工事範囲を示す（別途工事）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| • 日付<br>•<br>•<br>• | 富山市安住町７番１号　電話（076）432-9785<br>理事長　藤井　均<br>管理建築士　一級建築士登録第８３９１４号　川崎　政善 | 富山県建築設計監理協同組合<br>一級建築士事務所　登録（１２）３２号 | 工事名　田中小学校既存校舎改修工事<br>図面名　既設建物図（８） | 縮尺　A1:1/200<br>A3:1/400 | 管理建築士登録第２５７９６７号　新井　撒也<br>担当　水間紀雄　監修 | 図面番号<br>A－２８ |

## 北校舎桁行方向軸組図

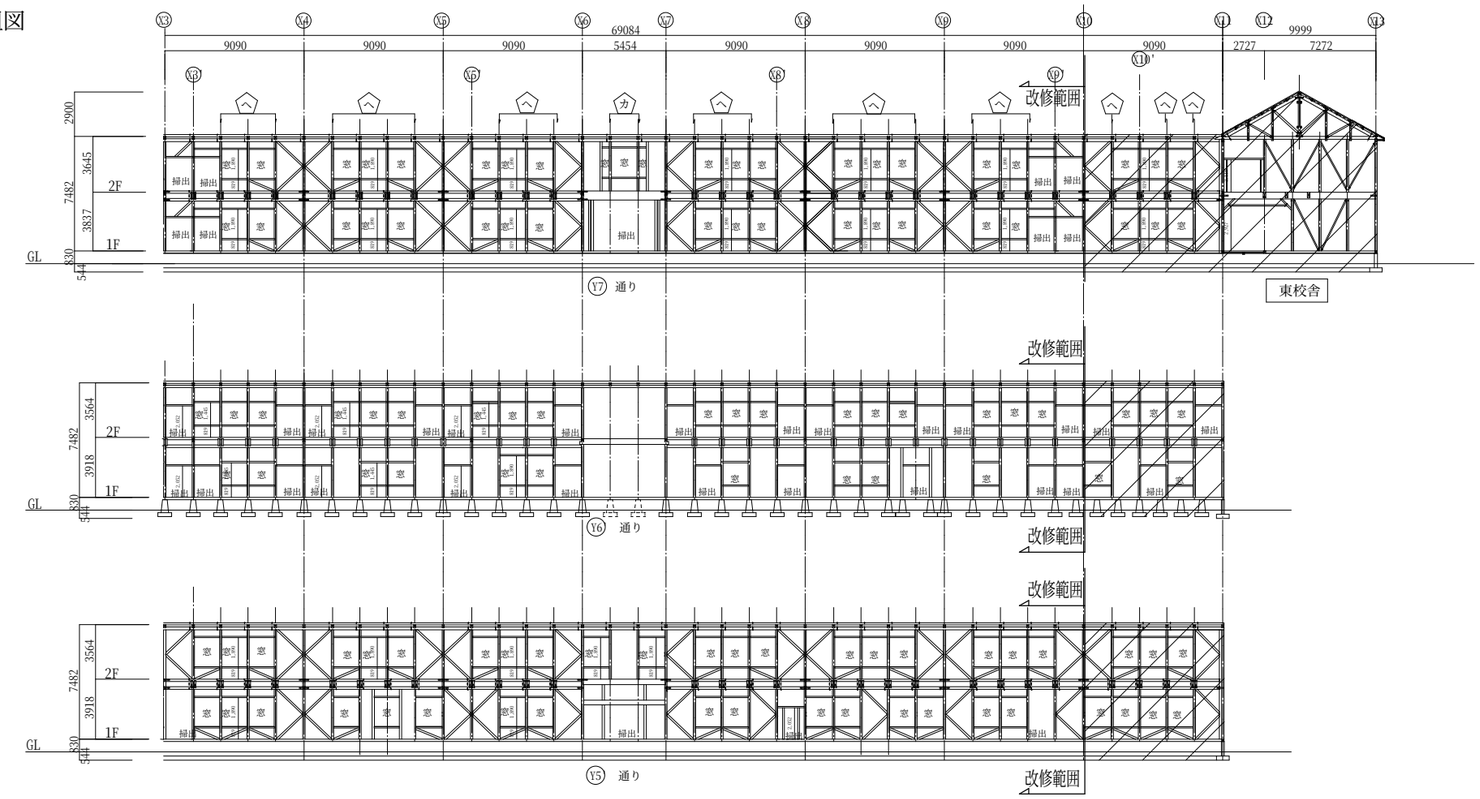


## 北校舎張間方向軸組図

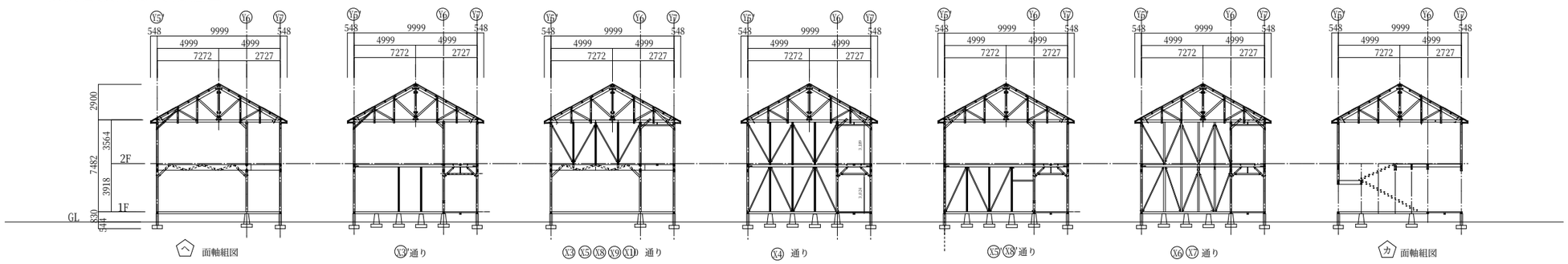


### 凡例

| 表示 | | 仕様 | | 表示 | | 仕様 | | 表示 | | 仕様 | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 柱（ｱﾃ） | 150□ | | | 腰筋交（ｱｶﾏﾂ） | 120×45 | | | 耐力壁 | 両面木ずり | |
| | 柱（ｱﾃ） | 120□ | | | 壁筋交（ｱｶﾏﾂ） | 90□（120×75） | | | 腐朽部分 | | |
| | K形筋交（ｱｶﾏﾂ） | 120×45 | | 窓 | 一般壁 | 両面木ずり | | | | | |

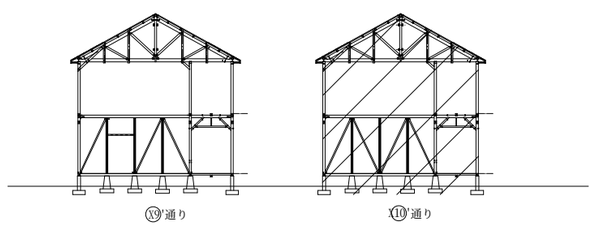


### 共通事項(特記なき部材は下記による。)

柱　（ｱﾃ）　；　150□
筋交い（ｱｶﾏﾂ）；　120×45　120×75
間柱　　；　150×45@455

解体工事範囲を示す（別途工事）

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ・日付<br>・<br>・<br>・ | 富山市安住町７番１号　電話（076）432-9785<br>理事長　　藤　井　　均<br>管理建築士　一級建築士登録第８３９１４号　川崎　政善 | **富山県建築設計監理協同組合**<br>一級建築士事務所　　登録（１２）３２号 | 工事名　田中小学校既存校舎改修工事<br>図面名　既設計物図（９） | 縮尺　A1:1/200<br>A3:1/400 | 管理技術者　一級建築士登録第２５７９６７号　新井　撰次<br>担当　水間紀雄　監修 | 図面番号<br>A－２９ |

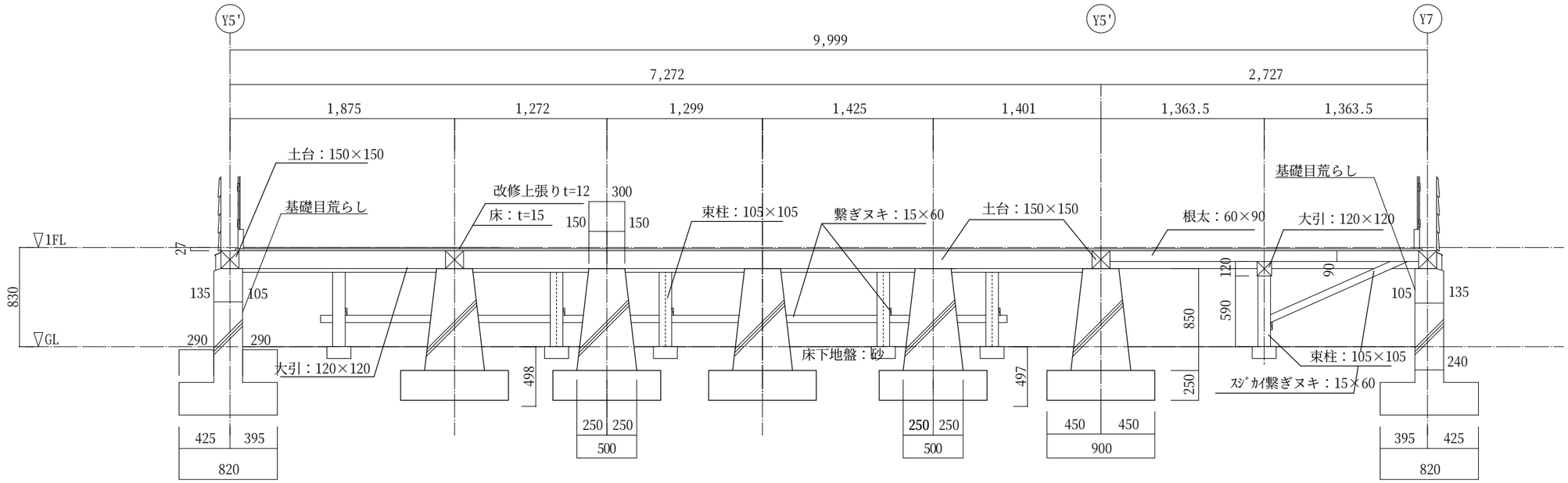


X3' X4 X5' X6 X7 X8' X9'　断 面 図 （1）

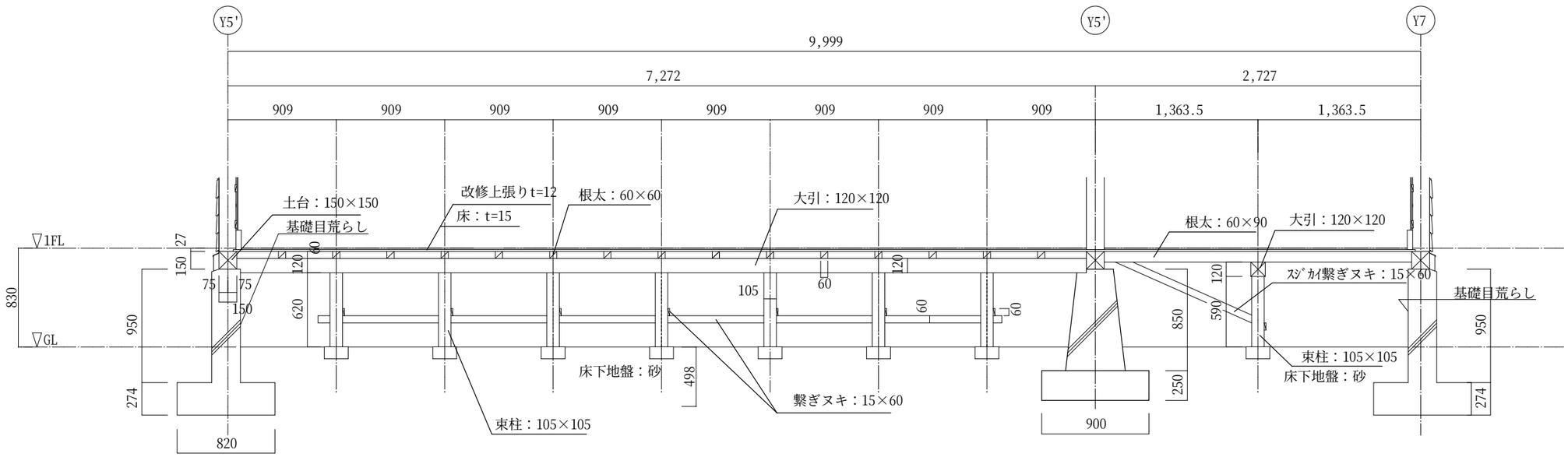


1階床組及び基礎の解体範囲を示す

**断 面 図 （2）**

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| • 日付<br>•<br>•<br>• | 富山市安住町７番１号　電話（076）432-9785<br>理事長　藤 井 均<br>管理建築士　一級建築士登録第８３９１４号　川崎　政善 | **富山県建築設計監理協同組合**<br>一級建築士事務所　登録（１２）３２号 | 工事名　田中小学校既存校舎改修工事<br>図面名　既設建物図（１０） | 縮尺　A1：1/20<br>A3：1/40 | 管理建築者　一級建築士登録第２５７９６７号　新井　悠<br>担当　水間紀雄　監修 | 図面番号<br>A－３０ |

# 張間軸組詳細図 -2-　1/40

※　ﾎﾞﾙﾄ類全て15Φ

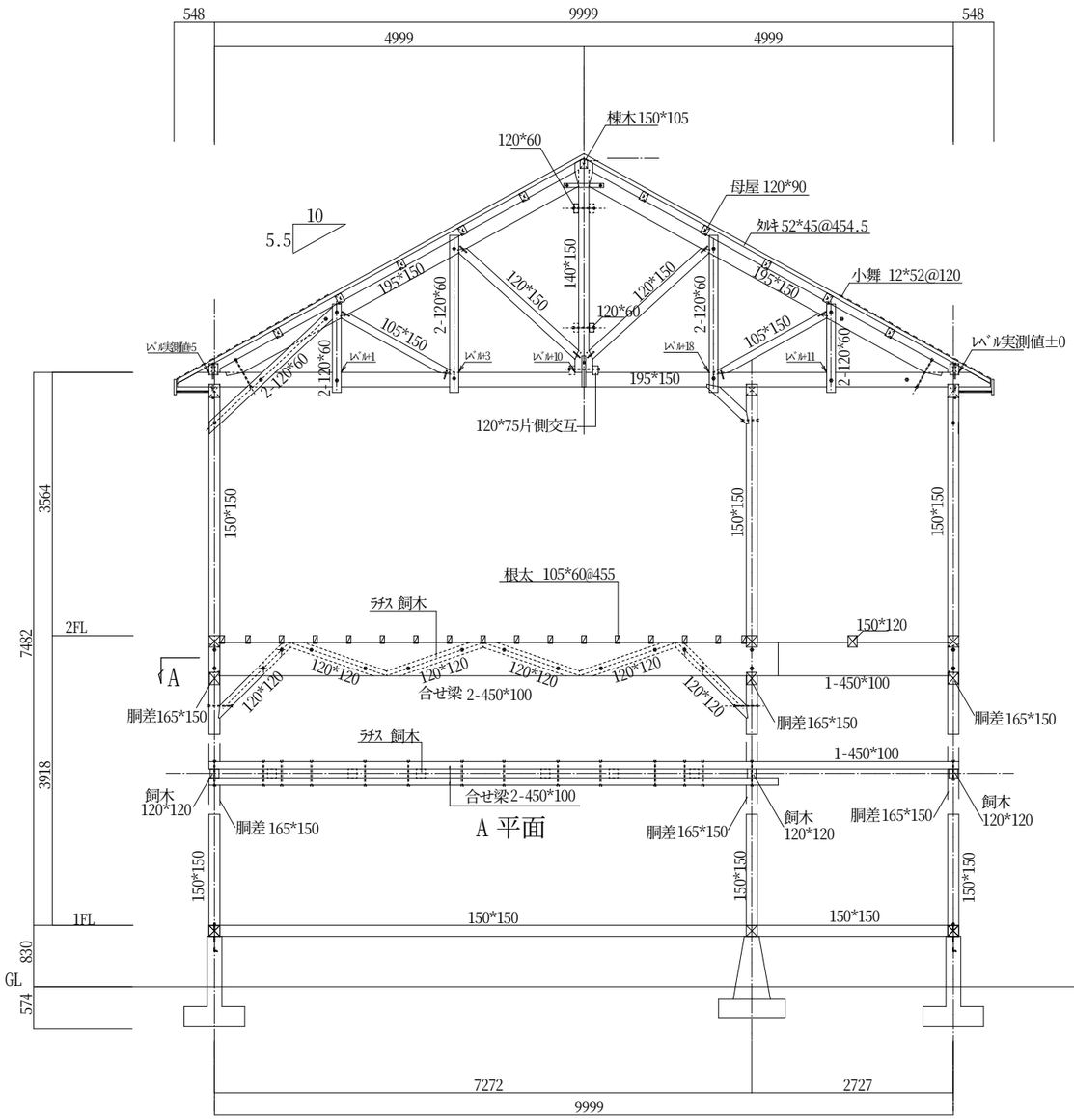


ハ　軸組図

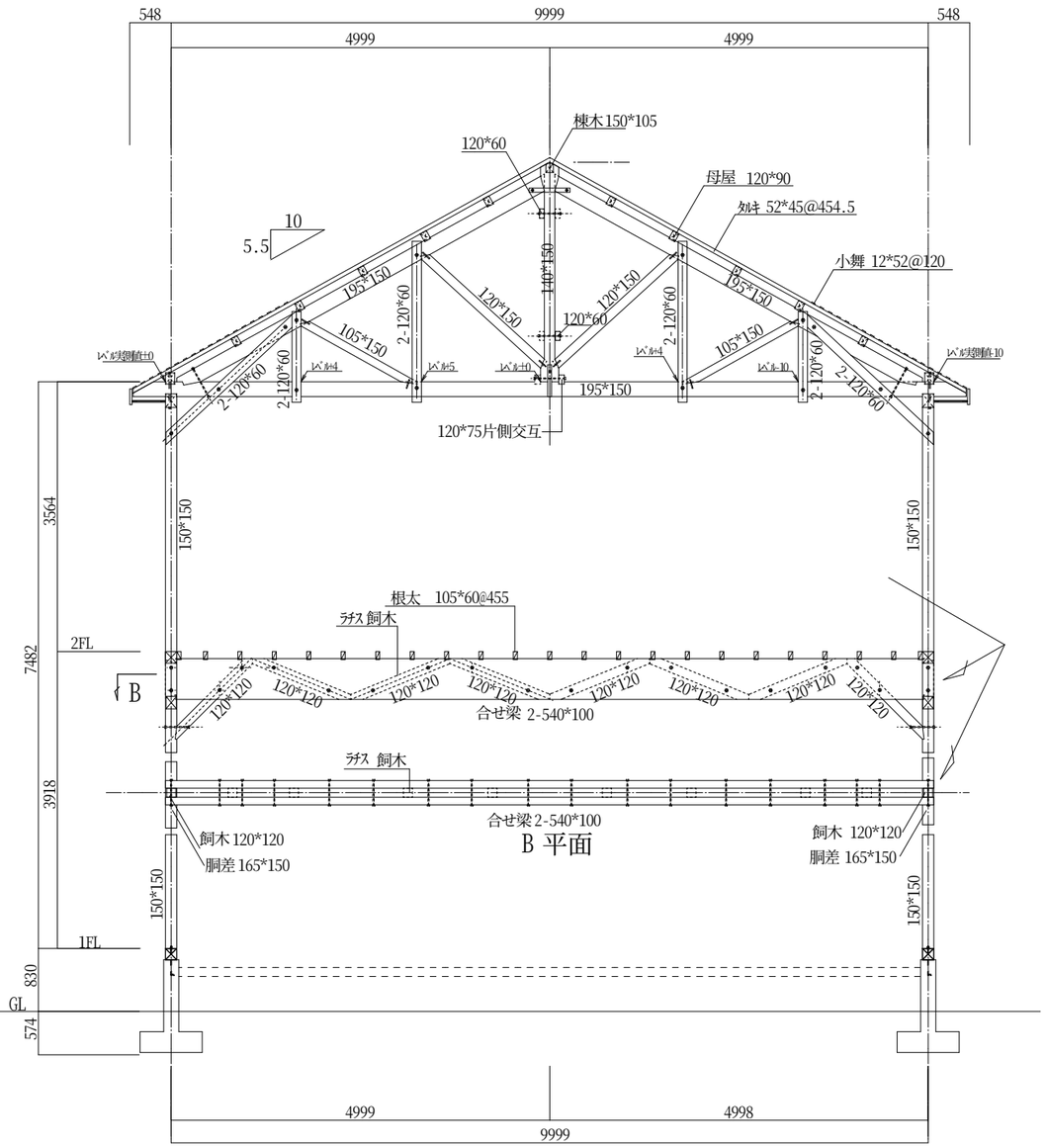


ロ　軸組図

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ・日付<br>・<br>・<br>・ | 富山市安住町７番１号　電話（076）432-9785<br>理事長　藤井　均<br>管理建築士　一級建築士登録第８３９１４号　川崎　政善 | **富山県建築設計監理協同組合**<br>一級建築士事務所　登録（１２）３２号 | 工事名　田中小学校既存校舎改修工事<br>図面名　既設建物図（１１）　縮尺　A1：1/40 A3：1/80 | 管理建築者　一級建築士登録第２５７９６７号　新井　潤<br>担当　水間紀雄　監修 | 図面番号<br>A－３１ |

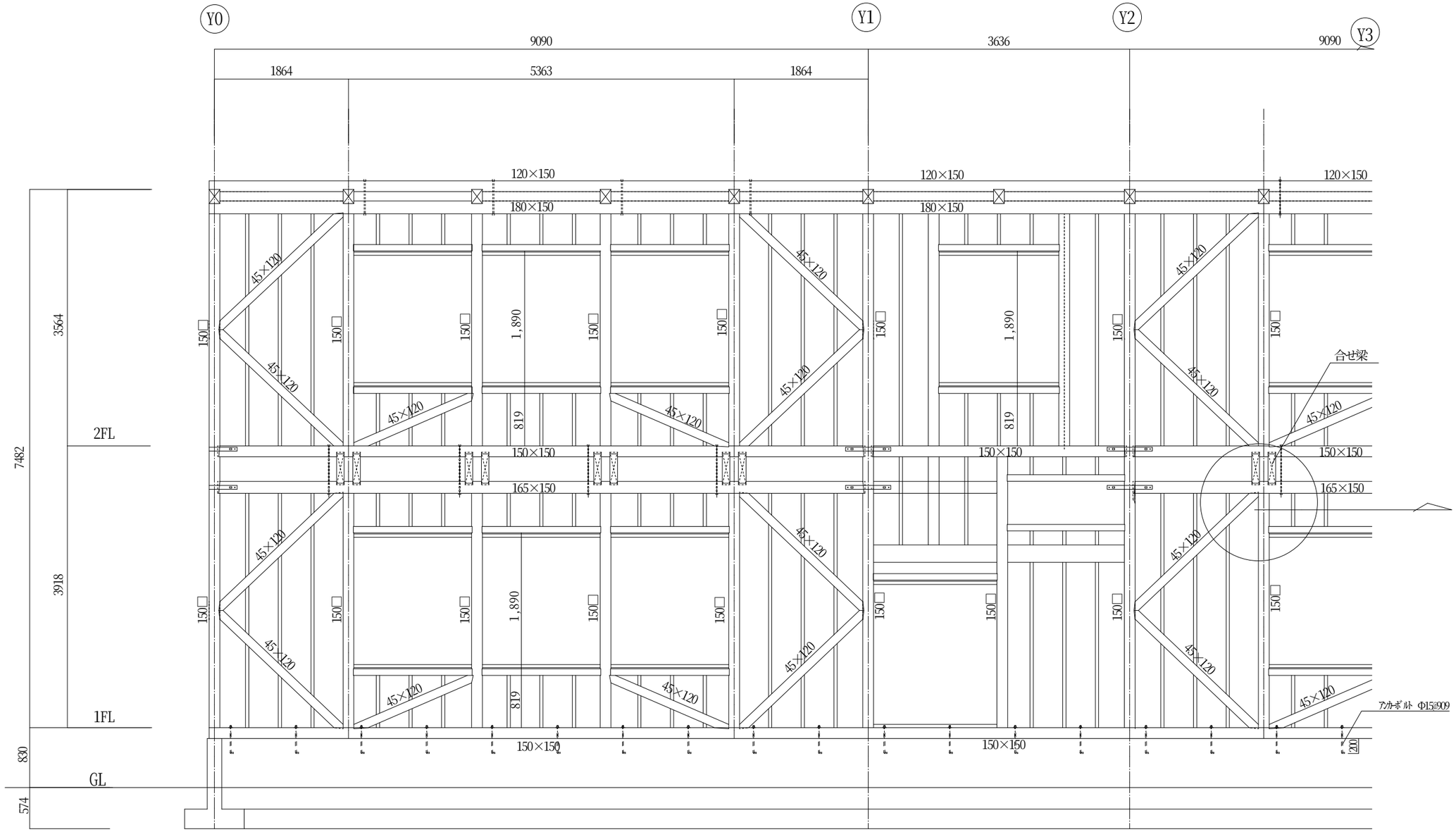


Y7　Y5'通り

桁方向軸組詳細図　1/30

※ ボルト類全てΦ15

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ・日付<br>・<br>・<br>・ | 富山市安住町７番１号　電話（076）432-9785<br>理事長　藤井　均<br>管理建築士　一級建築士登録第８３９１４号　川崎　政善 | **富山県建築設計監理協同組合**<br>一級建築士事務所　登録（１２）３２号 | 工事名　田中小学校既存校舎改修工事<br>図面名　既設建物図（１２）　縮尺　A1：1/30　A3：1/60 | 管理建築士　一級建築士登録第２５７９６７号　新林　潤<br>担当　水間紀雄　監修 | 図面番号<br>A－３２ |

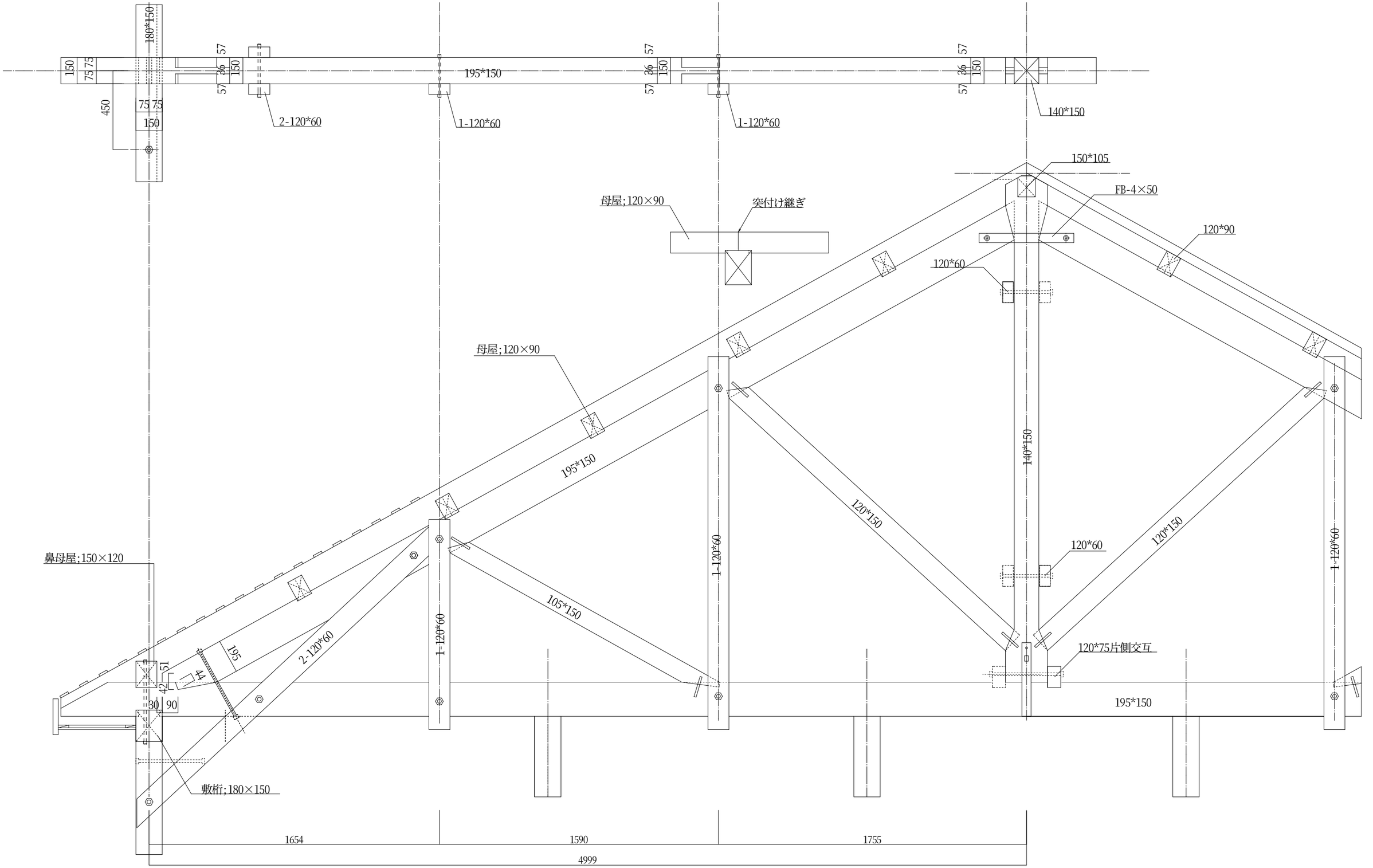


合掌詳細図　1/30

※　ボルト類全て15Φ

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ・日付<br>・<br>・<br>・ | 富山市安住町７番１号　電話（076）432-9785<br>理事長　藤井　均<br>管理建築士　一級建築士登録第８３９１４号　川崎　政善 | **富山県建築設計監理協同組合**<br>一級建築士事務所　登録（１２）３２号 | 工事名　田中小学校既存校舎改修工事<br>図面名　既設建物図（１３）　縮尺　A1：1/10 A3：1/20 | 管理建築士　一級建築士登録第２５７９６７号　新井　潤<br>担当　水間紀雄　監修 | 図面番号<br>A－３３ |

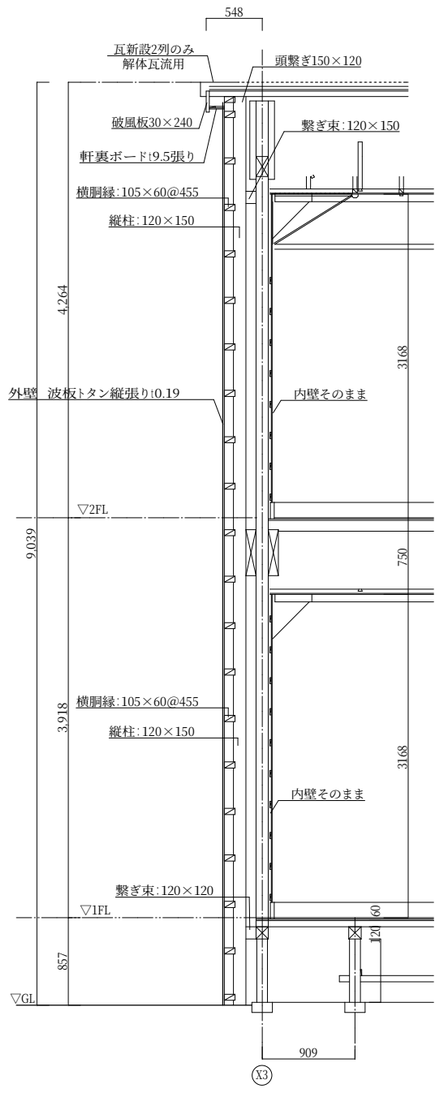


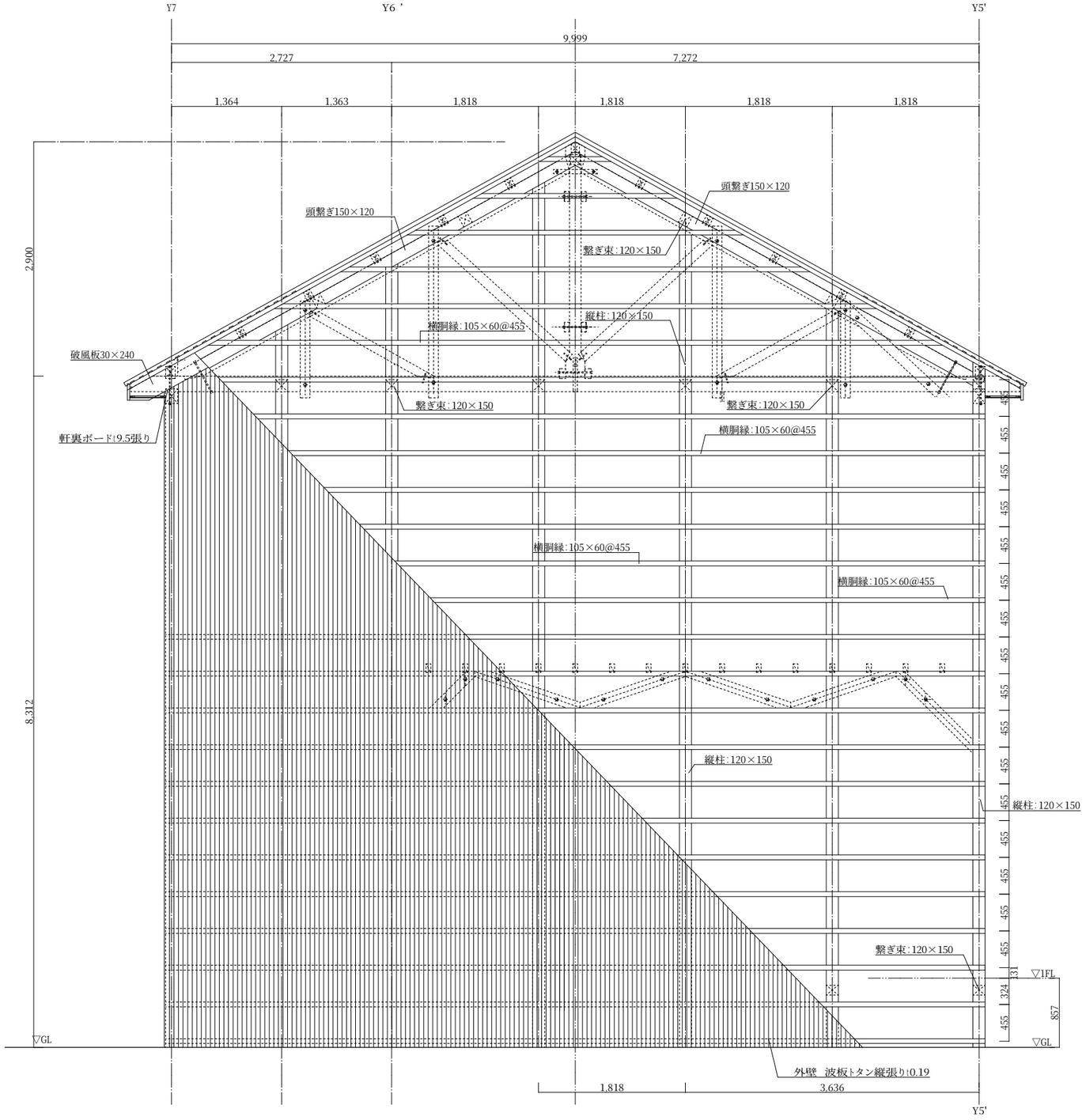
Y7
Y6 '
Y5'
9,999
2,727
7,272
1,364
1,363
1,818
1,818
1,818
1,818
2,900
8,312
頭繋ぎ150×120
頭繋ぎ150×120
繋ぎ束:120×150
縦柱:120×150
横胴縁:105×60@455
破風板30×240
繋ぎ束:120×150
繋ぎ束:120×150
軒裏ボード†9.5張り
横胴縁:105×60@455
横胴縁:105×60@455
横胴縁:105×60@455
縦柱:120×150
縦柱:120×150
繋ぎ束:120×150
455
455
455

# Ⅰ．工 事 概 要

1. 工 事 場 所　富山県　滑川 郡・(市)　加島 (町)・村　地内
2. 建 物 概 要

| 建 物 名 称 | 構 造 | 階 数 | 延 面 積 (㎡) | 消防法施行令 別 表 第 一 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 田中小学校 | | | | | |
| | | | | | |

3. 工 事 種 目（○印をつけたものを適用する。）

| | | |
|---|---|---|
| (○) 電灯設備 | ・ 動力設備 | ・ 雷保護設備 |
| ・ 受変電設備 | ・ 電力貯蔵設備 | ・ 発電設備 |
| ・ 構内交換設備 | ・ 映像音響設備 | (○) 拡声設備 |
| ・ 情報通信網・防犯・監視設備 | ・ 情報表示設備 | ・ 誘導支援設備 |
| ・ テレビ共同受信設備 | (○) 火災報知設備 | ・ 構内配電線路 |
| ・ 構内通信線路 | ・ | |

# Ⅱ．工 事 仕 様

1. 共 通 仕 様

(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編(平成22年版))、公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編(平成22年版))及び国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の公共建築設備工事標準図(電気設備工事編(平成22年版))による。

(2) 建築工事及び機械設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの仕様書を適用する。

2. 特 記 仕 様

(1) 項目は番号に○印の付いたものを適用する。

(2) 特記事項において選択する事項は、○印の付いたものを適用する。

(3) 特記事項に記載の（　）内表示番号は、国土交通省標準仕様書の当該項目又は当該表を示す。

| 項　　目 | 特　　記　　事　　項 |
|---|---|
| ① 適用基準等 | 設計図書の優先順位　1.特記仕様　2.図面　3.標準仕様書　(1.1.1) |
| | ・ ISO9001適用　電気設備工事施工管理要領(公共建築協会) |
| ② 工事実績情報の登録 | ・ 適用する(「工事カルテ受領書」の写しを提出)。 |
| ③ 施工体制に関する書類の提出 | 建設業法に基づく施工管理体制台帳を作成した場合は、下記の事項について監督職員に提出する。<br>(1) 建設業法施工規則　第14条の2の第1項に掲げる事項<br>(2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名 |
| ④ 下請関係の適正化 | 本工事を下請けに付す場合は、「建設工事の下請関係の適正化に関する留意事項」を遵守すること。 |
| ⑤ 個人情報の取扱いについて | 「富山県土木工事共通仕様書」1-1-48個人情報の取扱い記載事項による。 |
| ⑥ 機　材　等 | (1) 本工事に使用する設備機材等は設計図書に規定するもの又はこれらと同等以上のものとする。ただし、同等以上とする場合は、監督職員の承諾を受ける。<br>(2)使用する機材等に「富山県グリーン購入調達方針」で定めるものがある場合には、それに適合するものとする。<br>(3) 主要な材料・機材等の製造業者等は次の 1)から 6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料または外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。<br>1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること<br>2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。<br>3) 安定的な供給が可能であること。<br>4) 法令等で定められる場合は、その許可、認定又は免許を取得していること。<br>5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。<br>6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。以下、必要に応じ追記。<br>（なお、システムとして機能するものにあっては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。）<br>(4) 揮発性有機化合物を放散させる建築材料等<br>本工事の建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の 1)から 5)の事項を満たすものとする。<br>1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗剤は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。<br>2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。<br>3) 接着剤はフタル酸ジ－n －ブチル及びフタル酸ジ－2 －エチルヘキシンを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。<br>4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。<br>5) 上記 1)、 3)及び 4)の材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。<br>なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料がない場合は、第三種のものを使用するものとする。<br>また設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 |

| ホルムアルデヒドの放散量 | 該当する建築材料 |
|---|---|
| 規 制 対 象 外 | ①JIS及びJASのF☆☆☆規格品<br>②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品<br>③下記表示のあるJAS規格品<br>a. 非ホルムアルデヒド系接着剤使用<br>b. 接着剤等不使用<br>c. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用<br>d. ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用<br>e. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用<br>f. 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用 |
| 第　三　種 | ①JIS及びJASのF☆☆☆規格品<br>②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品<br>③旧JISのEo規格品<br>④旧JASのFco規格品 |

・本工事で使用する下記の品目については、公共工事における富山県認定リサイクル製品利用方針において優先利用グループに区分されている製品を利用する。

| 工　種 | 品　目 | 規　格 |
|---|---|---|
| | | |

7 地場産品の優先使用等

・ 地場産品の優先使用

受注者は、工事に使用する資材等について、品質が水準以上であり、かつ価格が適正である場合には県内地場産品（建設資材又は製品等で、県内で最終製造工程が施されたもの又は県内に本社・本店を置く取扱業者から調達したものをいう。）を使用するものとする。

・ 県内企業の優先選定等

受注者は、工事に係る下請契約又は資材等納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は富山県内に本社・本店を置くものの中から選定するよう努めなければならない。

・ 不採用調書の提出

受注者は、工事の施工に関する下請契約において富山県内に本社・本店を置くもの中から選定しない場合又は工事に使用する資材等について県内地場産品を使用しない場合は、あらかじめ、「下請契約における県内企業及び県内地場産品の不採用調書」を監督員に提出しなければならない。

(8) 機材の品質・性能証明

使用する機材が、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業　設備機材等評価名簿(平成22年度版)」による場合は、評価書の写しをもって、標準仕様書第1編第1章第4節1.4.2の品質及び性能を有することを証明できる資料の提出を省略することができる。ただし、標準仕様書に規定される製作図、試験成績表等は除く。

(9) 発生材の処理等

・ 建設リサイクル法対象工事（請負代金額１億円以上（税込み））

・ 再資源利用計画書等作成及び提出(FD)

(○) 発生材は構外搬出処分とし、その費用も含め元請業者自らの責任において適正に処理するものとする。　(1.1.3.8)

(○) 運搬、処分委託契約書写し及び許可証写しの提出

(○) マニフェストの写し提出(A、B2、D、E票)

(○) PCBを含む機器類は、PCBが飛散、流出及び地下への浸透等が無いよう適当な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、施設担当者に引き渡す。

・特別管理産業廃棄物(　　)

・同上の処理方法　(　　)

・再資源化を図るもの(　　)

(10) 主任技術者等の適用

建設業法第26条のよる部門、等級とする。

(11) 電気保安技術者

電気保安技術者を工事現場に (○) おく　・ おかない　(1.1.3.2)

(12) 施工従事者

一般用電気工作物及び自家用電気工作物においては、法令で定める電気工事士とする。なお、需要設備500kW以上の自家用電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行うものとする。　(1.2.1.1)(建2.3.1)

(13) 監督職員事務所

(○) 設けない　・ 設ける

(14) 工事用電力・水その他

本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続き等の費用は受注者の負担とする。

(15) 工事用仮設物

構内につくることが　・できる　・できない

(16) 足場、さん橋類

・別契約の関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。

・本工事で設置とする。（改修標準仕様書第1編2.2.2によるほか下記による。）

・内部仮設足場等（　種　種）・外部仮設足場等（　種　種）

(17) 仮設物

仮設備期間（　・図示　・　　）

仮設備項目（　・受変電設備　・発電設備　・　　）

(18) 建築物又は工作物の解体等の作業

石綿等が使用されている場合、石綿障害予防規則に基づき、作業を行うこと。また、解体等の作業における保護具の装着・湿潤を保つ費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用等及びそれらに費やす工期については、監督職員と協議を行うこと。

19 建築工事との取合

(1) 開口部補強筋

工事区分表によるほか、次による。

補強を要する鉄筋コンクリート躯体(梁、壁、床)の貫通スリーブ補強筋は

(・ 別途　・ 本工事)とする。

壁、床貫通の仮枠(盤類、ダクト、吹出口、大便器、換気扇等)の補強筋は

(・ 別途　・ 本工事)とする。

(2) 機器の基礎

屋上基礎(・ 別途　・ 本工事)

屋内基礎(・ 別途　・ 本工事)

屋外基礎(・ 別途　・ 本工事)

(20) 提出図書等

(1) 設計図の製本

提出図書等は①適用基準等によるほか次による。

着工時 (○) 原図版 1 部　(○) 縮小版 6 部

(2) 工事写真

建設大臣官房官庁営繕部監修の工事写真の撮り方(改訂第2版)-建築設備編-による。〈デジタルカメラ(130万～300万画素)による撮影〉

着工前 (○) L版程度(3枚/頁) 1 部　・ サムネイル版(3x4枚/頁)　部

施工中　・ L版程度(3枚/頁)　部　(○) サムネイル版(3x4枚/頁) 1 部

完成時 (○) L版程度(3枚/頁) 1 部　・ キャビネ版　部

(3) 機材の仕様

(○) 主要な機材については、発注前に製作図等を提出し、監督職員の確認を受ける。

(4) その他

(5) 完成時の図書

(a) 完成図

監督職員の指示する書類。

(○) 標準仕様書の1編1.7.1による。

(○) 設計図及び施工図を黒表紙に製本したもの

製本部数は (○) 原図版 1 部　(○) 縮小版 2 部

・ 標準仕様書の1編1.7.3による。

・ 電子納品対象工事　(以下に記す書類を電子納品する。)

(○) 工事写真　・施工計画書　(○) 完成図(CADデータ)　・参考図(ラスターデータ)

なお、電子納品の実施は「富山県電子納品運用ガイドライン［建築工事編］」に基づいて行う。

(b) 保全に関する資料

(21) 電子納品

(○) 機材については標準仕様書の1編 1.4.4 及び1編 1.4.5 による。

(○) 施工については標準仕様書の1編 1.5.3 及び1編 1.5.4 による。

(22) 検査及び試験

23 土工事

(1) 残土処理

・ 構内敷きならし　・ 構内の指定場所に堆積

・ 構外搬出適切処理（受入れ場所：公共残土置き場　　）

※構外搬出の場合は関係法令に従い適切に処理するとともに、建設発生土情報交換システム及び公共工事土量調査システムを活用し、建設発生土の需給調整に努めること。

(2) 埋め戻し及び盛土

・ 根切り土の中の良質土　・ 山砂　(1.2.2.1)

(3) 地業工事

砂利事業(・ 切り込み砂利　・ 切り込み砕石　・ 再生クラッシャラン)　(1.2.3.1)

24 コンクリート工事

・ レディミクストコンクリート(・ Ⅰ類　・ Ⅱ類)　(1.2.4.1)(建表 6.1.1)

(1) 普通コンクリート

・ 普通練りコンクリート(・ 機械練り　・ 手練り)

コンクリート設計基準強度(・ 21N/mm2-15-25（捨てコン）　・ 24N/mm2-15-25　・ 27N/mm2-15-25)

コンクリート強度試験(・ 実施する　・ 省略する)

(2) 鉄　　筋

・ 異形鉄筋(・ SD295A　・ SD345)

25 施工機械

「富山県土木工事共通仕様書」1-1-34環境対策に記載の排出ガス対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械を使用するものとする。

26 現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間

次のいずれかに該当し、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、工事現場における常駐を要しない期間として取り扱う。

(1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間

(2) 工事の全部の施工を一時中止している期間

(3) 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

(27) 安全教育・訓練の実施

労働安全衛生法等に基づき行う日々の安全教育のほか、すべての作業員を対象に、工事現場に即した安全教育・訓練等を、 月当たり半日以上の頻度で実施するものとする。　「富山県土木工事共通仕様書」1-1-30　工事中の安全確保

(28) 調査・試験に対する協力

公共工事労務費調査等の対象工事となった場合は、監督員の指示により必要な協力をしなければならない。　(富山県土木工事共通仕様書 1.1.13)

29 工事特性・創意工夫・社会性等の実施

受注者は、工事施工において、施工条件等への対応や自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完成までに「富山県請負工事成績評定要領」第4第7項に定める様式により提出することができる。

30 暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置

受注者は、本工事を施工するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を監督員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、下請業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、下請業者から報告を受けた場合は、速やかにその旨を監督員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。

31 低入札となった場合における技術者の増員等

1　工事に係る入札の結果、調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者が受注者となった場合における技術者の配置については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めることによる。

(1)　建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられる工事の場合

専任配置が義務付けられている技術者とは別に、同法の規定により監理技術者の配置が義務付けられる工事にあっては監理技術者の資格を有する者を、それ以外の工事にあっては主任技術者になり得る資格を有する者を１人、専任にて配置するものとする。この場合において、これらの工事に配置する技術者は、受注者と３ヶ月以上の雇用関係がある者に限る。

(2)　建設業法の規定による技術者の専任配置が義務づけられていない工事の場合

同法の規定により配置が義務付けられている技術者を、専任にて配置するものとする。

2　１の(1)により別に配置される技術者は、監理技術者等を補助し、監理技術者等と同様の職務を行うものとする。

32 近接して工事を発注する場合の取扱いについて

本工事の請負代金額については、富山県が先行発注した下記の工事（以下「先行工事」という。）の受注者がその工事の工事完成日までに本工事についても受注した場合には、全工事の設計額の合計額より定まる率によって算定した諸経費等から、先行工事にかかる諸経費等を控除した額をもって速やかに再積算し、変更するものとする。

工事番号：　工事名：　工事

33 総合評価方式

1　受注者は、実際の施工に際しては、事前に提出し適正とされた技術資料（富山県公共工事総合評価方式試行要領様式第１号、２号）の内容を履行すること。

2　受注者は、事前に提出した総合評価方式に係る技術資料(富山県公共工事総合評価方式施行要領様式第４号）に記載した配置予定技術者を配置しなければならない。

3　なお、上記１、２を履行できない場合及び、受注者が事前に提出した総合評価方式に係る技術資料（富山県公共工事総合評価方式施行要領様式第１号から４号）に記載した内容に虚偽の報告があった場合においては、富山県公共工事総合評価方式施行要領に基づき工事成績の減点（標準型においては、工事成績の減点及び違約金の徴収）をすることがある。

34 耐震安全性の分類と耐震施工

(1)「官庁施設の総合耐震計画基準（平成18年8月4日国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）」による耐震安全性の分類は下記による。

構造体　・Ⅰ類　・Ⅱ類　・Ⅲ類

建築非構造部材　・Ａ類　・Ｂ類

建築設備　・甲類（特定の施設）　・Ｚ類（一般の施設）

(2)設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針2005年版」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）による。

1)設計用水平地震力

機器の重量[ｋｇｆ]に、設計用水平震度を乗じたものとする。なお特記なき場合、設計用水平震度は次による。

設計用水平震度

| 設置場所 | 機器種別 | 特定の施設 | | 一般の施設 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 重要機器 | 一般機器 | 重要機器 | 一般機器 |
| 上層階,屋上及び塔屋 | 機　器 | 2.0 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| | 防振支持の機器 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 1.5 |
| | 水　槽　類 | 2.0 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| 中間階 | 機　器 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| | 防振支持の機器 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| | 水　槽　類 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| 地下・１階 | 機　器 | 1.0 | 0.6 | 0.6 | 0.4 |
| | 防振支持の機器 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| | 水　槽　類 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |

重要機器

・配電盤　・発電装置　・直流電源装置　・交流無停電電源装置

・交換機　・火災報知受信機　・中央監視装置　・

上層階の定義は次による。

２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４層とする。

2)設計用鉛直地震力

設計用水平地震力の１／２とし、水平地震力と同時に働くものとする。

35 非破壊検査等

・ 機械はつり箇所は、金属探知機等による非破壊検査にて埋設物の調査を行う。

・ 機械はつり箇所は、放射線透過検査による非破壊検査にて埋設物の調査を行う。

なお、報告書を提出する。撮影枚数は、1枚以上/部位とする。　(改2.10.2)

36 呼び線及び予備配管

長さ1m以上の入線しない管路には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を入線する。埋込分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合(25)を1本、5個の場合(25)を2本、天井まで立上げる。

(37) 電線本数、管路等

分電盤、制御盤及び端子盤等のニ次側以降配線経路は、電線太さ、電線本数及び管径等は監督職員の承諾を受けて変更しても差し支えない。

また、機械室等の床配線は図面上PF管で記載している場合であっても、立上部分等の露出配管部分は金属管とし、その場合は全長にわたって接地線を設ける。

38 金属管の塗装

ｲ)次の箇所の露出配管は塗装を行う。

・ 屋外　・ 屋内(　　)

ﾛ)次の箇所の露出配管は塗装不要とする。

・ 機械室内　・ (　　)

(39) フラッシュプレート

(○) 新金属製　・ ステンレス製　・ 樹脂製

40 フロアプレート

・ 水平高低調整式(空転防止リング付)　・ 水平調整式

(41) 再使用機器

取外し再使用機器は清掃、絶縁測定のうえ取付ける。

(42) 保温、結露防止

外気に面する壁・天井で、内断熱施工される構造体のコンクリートに埋込むボックス等には、断熱材等を取付ける。　(2.2.2.5)

43 消火器

44 電話機への配線

45 火災報知設備用総合盤

46 ｶﾞｽ漏火災警報装置

47 管の埋設深さ

48 ハンドホール

49 地中埋設標等

50 取付高さ

適用範囲（　・受変電設備　・発電設備　）

・ ABC粉末消火器＿＿＿号＿＿本

・ 消火器収納箱＿＿＿＿本入＿＿個　・ 鋼板製　・ SUS製

・ 表示板　（　・ 鋼板製　・ SUS製　・ アルミ製）

・ 内線電話機1台につき、EM-TIEF0.65-2Cを2m、2号ワイヤプロテクタ1.5mを見込む。

・ ボタン電話機1台につき、電子ボタン電話用ケーブルEBT0.4-4Cを2m、2号ワイヤプロテクタ1.5mを見込む。

・ 消火栓箱(別途)に組込　・ 専用

ガス種類　・ 都市ガス　・ LPガス

監視方式　・ 個別式　・ 集中監視式

・ 受信機(＿＿型＿＿級＿＿回線)　・ 火報盤と一体　・ 単独

原則として、管の上端より一般敷地では600mm以上、車両通路では800mm以上とする。

・ 標準図による(蓋は富山県章入りとする)

(1)地中埋設標　・ 要（図示による）　・不要

(2)埋設表示テープ　・ 要　・不要

壁付、壁掛形の機器等の取付高さは、図面に記載のない場合は原則として下表による。

| 名　　称 | 測　点 | 取付高[mm] |
|---|---|---|
| ブラケット（一般） | 床上～中心 | 2,100 |
| 〃　（踊場） | 〃 | 2,500 |
| 〃　（鏡上） | 鏡上端～中心 | 150 |
| | | |
| | | |
| スイッチ（一般） | 床上～中心 | **1,200** |
| 〃　（多機能便所用） | 〃 | 1,200 |
| ｺﾝｾﾝﾄ,電話用ｱｳﾄﾚｯﾄ,ﾃﾚﾋﾞ端子（一般） | 〃 | 300 |
| 〃　（和室） | 〃 | 150 |
| 〃　（台上） | 台上～中心 | 150 |
| ｺﾝｾﾝﾄ（土間） | 床上～中心 | 800 |
| 引込開閉器箱（低圧） | 床上～上端 | 1,500 |
| 分電盤,制御盤,実験盤 | 床上～中心 | 1,500(上端1,900以下) |
| 開閉器箱 | 〃 | 1,500 |
| 電磁開閉器用押しボタン | 〃 | 1,200 |
| 接地用端子箱 | 地上,床上～中心 | 500 |
| 試験用接続端子箱 | 床上～下端 | 800 |
| 接地極埋設標 | 地上～中心 | 600 |
| 給油ボックス | 地上～給油口 | 1,000 |
| 室内端子盤（廊下・室内） | 床上～下端 | 300 |
| 中間端子盤（EPS・電気室） | 床上～中心 | 1,500 |
| 親時計 | 〃 | 1,500(上端1,900以下) |
| 子時計,スピーカ | 〃 | (天井高)×0.9 |
| アッチネータ | 〃 | 1,200 |
| 表示盤 | 〃 | (天井高)×0.9 |
| 発信器（出退表示用） | 〃 | 1,200 |
| 外部受付用インターホン（子機） | 〃 | 標準図による |
| 壁付インターホン（上記以外） | 〃 | 1,100 |
| 呼出ボタン（多機能便所用） | 〃 | 900 |
| 復帰ボタン（　〃　） | 〃 | 1,800 |
| 廊下表示灯（　〃　） | 〃 | 2,000 |
| テレビ機器収容箱 | 天井下～上端 | 200 |
| 火報受信機（複合盤） | 床上～操作部 | 800～1,500 |
| 副受信機 | 床上～中心 | 1,500 |
| 自動通報機器収容箱 | 〃 | 800～1,500 |
| 発信機 | 〃 | 800～1,500 |
| 警報ベル | 〃 | (天井高)×0.9 |
| 表示灯 | 〃 | (天井高)×0.8 |
| 連動制御器（自動閉鎖） | 〃 | 1,500 |
| ガス漏れ検知器（重ガス） | 〃 | 300 |
| 〃　（軽ガス） | 天井面～中心 | (天井面)-200 |
| | | |

（備考）　天井高が3,000mm以上の場合は、監督員と協議する。

(51) 電線類

(1)電線及びケーブルは、図示によりEMケーブルを使用する。

(2)EM電線で規格等の記載のないものは、ハロゲン及び鉛を含まない材料で構成されたものとし、次の記号及び仕様による。

| 記　号 | 仕　様 |
|---|---|
| EM-UTP | JCS 5503「耐燃性ポリオレフィンシースLAN用非シールドツイストペアケーブル」 |
| EM-UTP5E | 耐燃性ポリオレフィンシース　カテゴリ5e　UTPケーブル（UTP-CAT5E/F） |
| EM-UTP6 | 耐燃性ポリオレフィンシース　カテゴリ6　UTPケーブル（UTP-CAT6/F） |
| EM-UTP6A | 耐燃性ポリオレフィンシース　カテゴリ6A　UTPケーブル（UTP-CAT6A/F） |

(3)接地線は、600V耐燃性ポリエチレン絶縁電線(EM-IE)とする。

(4)二重床内に配線するEM-UTPケーブルは、用途に応じ色分けすること。

52 二重床内器具

二重床内に設置する器具の位置表示としてマーキングを、直上の天井面につけること。また、用途に応じ色分けすること。

(13.485)
隣地境界線
(14.532)
(29.629)
(10.933)
(6.700)
敷地境界線
(27.957)
(3.058)
(19.870)
(27.976)
(27.319)
(4.259)
(18.310)
(42.621)
倉庫1
倉庫2
5,899.8
13,325
5,175
7,000
庭土
砂利
主出入口
引き込み撤去
改修範囲
アスファルト
無電極ランプ５０Ｗ×１　街路灯
参考:YEV41772K
ﾎﾟｰﾙ,外灯基礎共
(5.620)
(11.413)
(18.463)
12,809.9
25,040
(23.509)
海老地蔵
取外し再取付
(CP1⑤-19)300撤去
既存校舎　北校舎
PB(SUS-WP)200×200×200
ﾀｲﾏｰ取付け
EM-CE5.5-3C(FEP30)
*床下
EM-CE5.5-3C(FEP30)
*地中
5,400
(4.925)
(9.829)
(7.643)
(20.897)
(13.651)
(10.961)
道路境界線
1項1号道路　市道加島町田中小学校線
公共桝
既存新校舎
既存体育館
4,000
(10.403)
(11.825)
(4.401)
15,206
18,000
川(中田)
倉庫3
土

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| • 日付<br>• <br>• <br>• | 富山市安住町７番１号　電話（076）432-9785<br>理事長　藤井　均<br>管理建築士　一級建築士登録第８３９１４号　川崎　政善 | **富山県建築設計監理協同組合**<br>一級建築士事務所　登録（１２）３２号 | 工事名 | 田中小学校既存校舎改修工事 | | 管理技術者　一級建築士登録第257967号　新村勲 | 図面番号 |
| | | | 図面名 | 構内配電線路図 | 縮尺 A1：1/200<br>A3：1/400 | 担当　横田　大輔 | 監修 | E－2 |

解体図

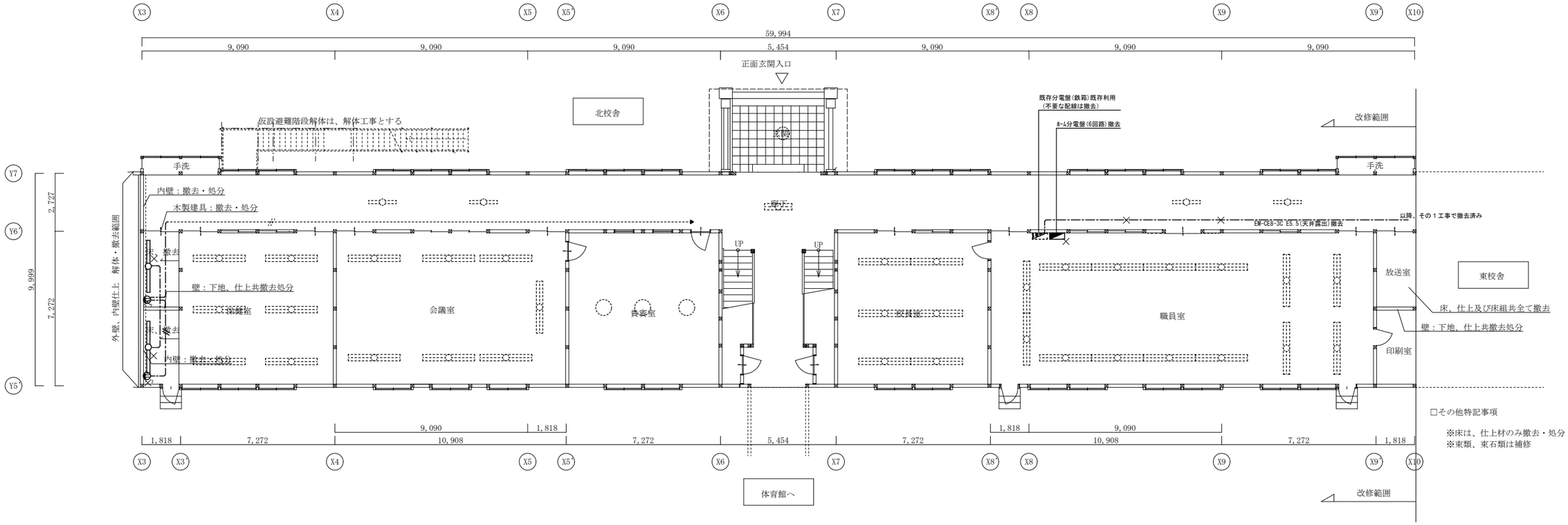


改修図

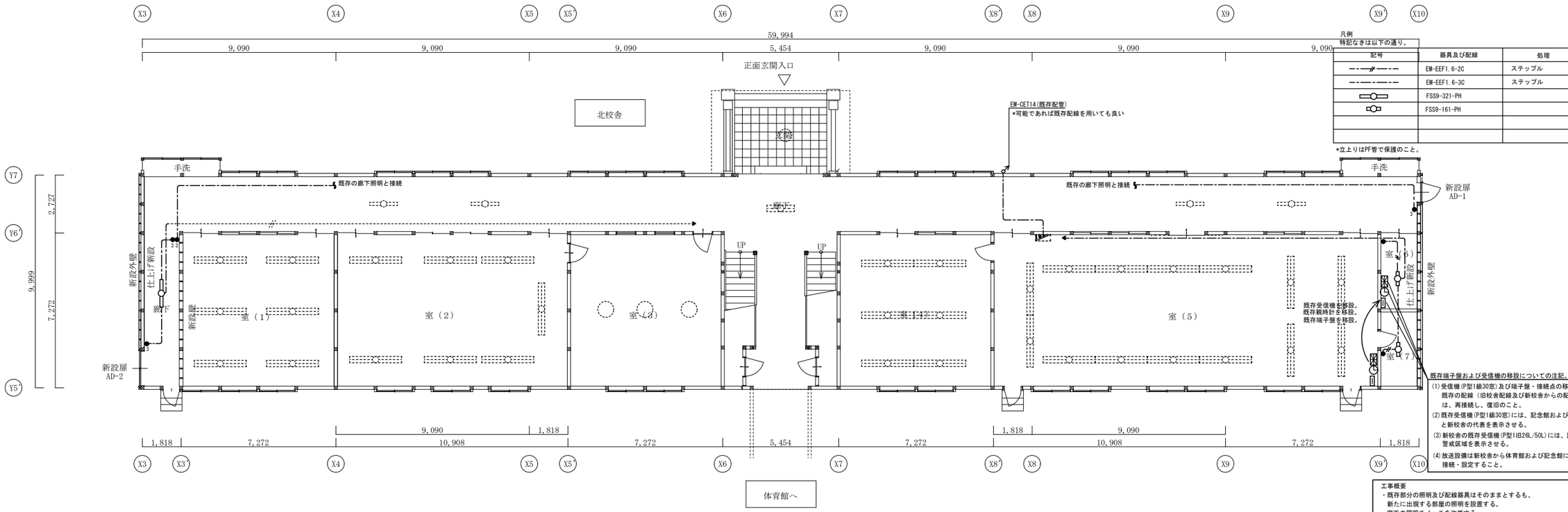


| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| • 日付<br>•<br>•<br>• | 富山市安住町７番１号　電話（076）432-9785<br>理事長　藤井　均<br>管理建築士　一級建築士登録第８３９１４号　川崎　政善 | **富山県建築設計監理協同組合**<br>一級建築士事務所　登録（１２）３２号 | 工事名　田中小学校既存校舎改修工事<br>図面名　１階　電気設備配線図　縮尺　A1：1/100　A3：1/200 | 管理担当者　一級建築士登録第257967号　新村浩<br>担当　横田　大輔　監修 | 図面番号<br>E－3 |

**解体図**

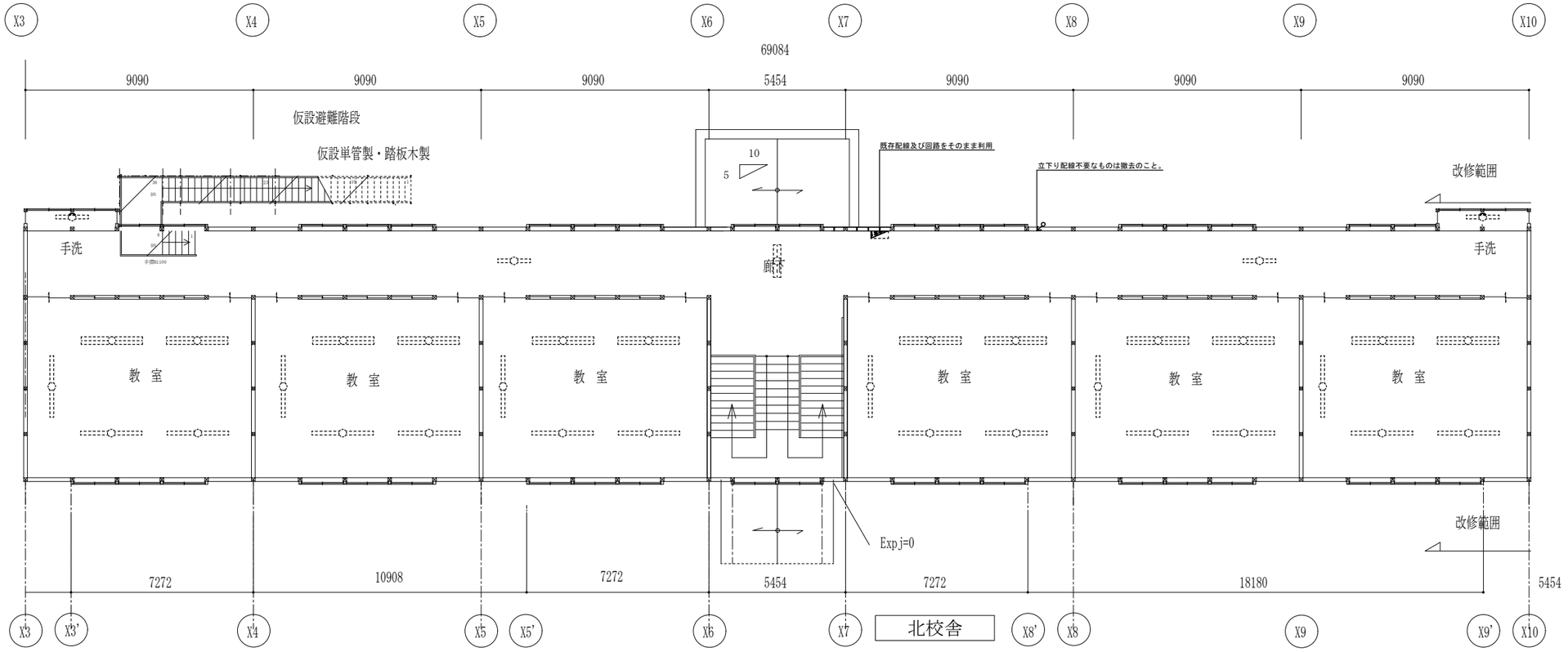


**改修図**

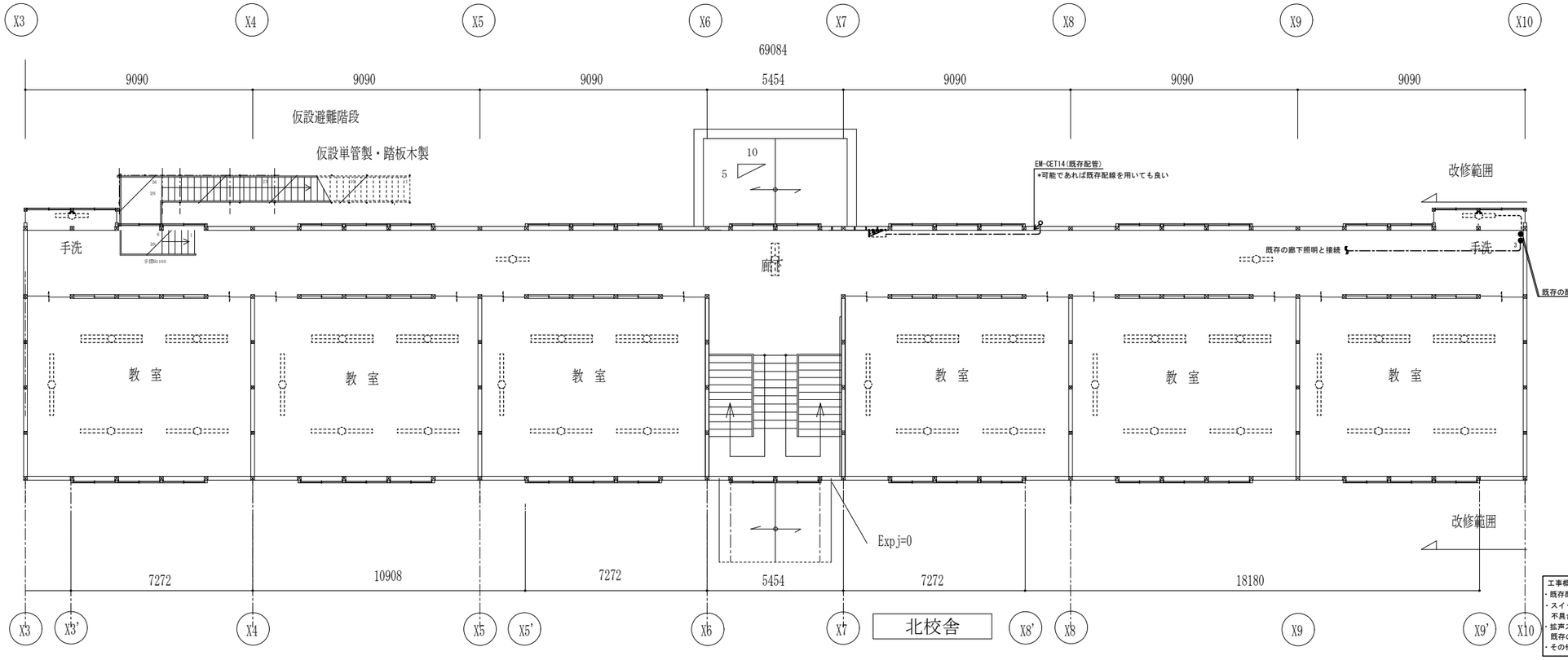


工事概要
・既存配線及び配線器具はそのまま使用する。
・スイッチやコンセント等、X10通りの解体工事で
不具合を生じるものは配線接続替え等で復旧。
・拡声スピーカー及び電気時計設備及び自動火災報知設備の感知器は
既存のまま使用する。
・その他弱電設備は既存のまま放置とする。

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| • 日付<br>• <br>• <br>• | 富山市安住町７番１号　電話（076）432-9785<br>理事長　藤井均<br>管理建築士　一級建築士登録第８３９１４号　川崎　政善 | **富山県建築設計監理協同組合**<br>一級建築士事務所　登録（１２）３２号 | 工事名　田中小学校既存校舎改修工事<br>図面名　２階　電気設備配線図　縮尺　A1：1/100 A3：1/200 | 管理技術者　一級建築士登録第257967号　新村勲<br>担当　横田　大輔　監修 | 図面番号<br>E－4 |

# Ⅰ．工 事 概 要

1. 工 事 場 所　富山県　滝川市　田中町　地内
2. 建 物 概 要

| 建 物 名 称 | 構 造 | 階 数 | 延 面 積 (㎡) | 消防法施行令 別 表 第 一 | 備 考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 滝川市立　田中小学校 | 木造 | 2 | | | |
| | | | | | |

3. 工 事 種 目（○印をつけたものを適用する。）

・衛 生 器 具 設 備　・給 水 設 備　・排 水 設 備　・消 火 設 備
・厨 房 設 備　・ガ ス 設 備　・給 湯 設 備　・さ く 井 設 備
・融 雪 設 備　・消 火 器 設 備　・換 気 設 備　○撤 去 工 事

# Ⅱ．工 事 仕 様

1. 共 通 仕 様

(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編（平成22年版））、公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編（平成22年版））及び国土交通省大臣官房官庁営繕部設備・環境課監修の公共建築設備工事標準図（機械設備工事編（平成22年版））による。
(2) 建築工事及び電気設備工事を本工事に含む場合は、それぞれの仕様書を適用する。
2. 特 記 仕 様
(1) 章及び項目は番号に○印のfollowいたものを適用する。
(2) 特記事項において選択する事項は、○印の付いたものを適用する。
(3) 特記事項に記載の（　）内表示番号は、国土交通省標準仕様書の当該項目又は当該表を示す。

| 章 | 項 目 | 特 記 事 項 |
|---|---|---|
| ○一般共通事項 | ①適用基準等 | 設計図書の優先順位　1.特記仕様　2.図面　3.標準仕様書　(1.1.1.1)<br>・　ISO9001適用　機械設備工事施工管理委領(公共建築協会)<br>○　適用する(「工事カルテ受領書」の写しを提出)。<br>建設業法に基づく施工管理体制台帳を作成した場合は、下記の事項について監督職員に提出する。<br>(1) 建設業法施工規則　第14条の2の第1項に掲げる事項<br>(2) 安全衛生責任者名、安全衛生推進者名、雇用管理責任者名<br>本工事を下請けに付す場合は、「建設工事の下請関係の適正化に関する留意事項」を遵守すること。<br>「富山県土木工事共通仕様書」1-1-48個人情報の取扱い特記事項による。<br>(1) 本工事に使用する設備機材等は設計図書に規定するもの又はこれらと同等以上のものとする。ただし、同等以上とする場合は、監督職員の承諾を受ける。<br>(2)使用する機材等に「富山県グリーン購入調達方針」で定めるものがある場合には、それに適合するものとする。<br>(3) 主要な材料・機材等の製造業者等は次の 1)から 6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料または外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出して監督職員の承諾を受ける。<br>1)　品質及び性能に関する試験データが整備されていること。<br>2)　生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。<br>3)　安定的な供給が可能であること。<br>4)　法令等で定めがある場合は、その許可、認定又は免許を取得していること。<br>5)　製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。<br>6)　販売、保守等の営業体制が整えられていること。以下、必要に応じ追記。<br>（なお、システムとして機能するものにあっては、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。）<br>(4) 揮発性有機化合物を放散させる建築材料等<br>本工事の建物内部に使用する材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の 1)から 5)の事項を満たすものとする。<br>1)　合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ塗剤は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。<br>2)　保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。<br>3)　接着剤はフタル酸ジ－n －ブチル及びフタル酸ジ－2 －エチルヘキシンを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。<br>4)　塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。<br>5)　上記 1)、3)及び 4)の材料等を使用して作られた家具、畳架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散させないか、放散が極めて少ないものとする。<br><br>なお、ホルムアルデヒドを放散させないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料がない場合は第三種のものを使用するものとする。<br>また、設計図書に規定する「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。<br>ホルムアルデヒドの放散量 ／ 該当する建築材料<br>規 制 対 象 外 ／ ①JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品<br>②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品<br>③下記表示のあるJAS規格品<br>a.非ホルムアルデヒド系接着剤使用<br>b.接着剤等不使用<br>c.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用<br>d.ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用<br>e.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用<br>f.非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用<br>第 三 種 ／ ①JIS及びJASのF☆☆☆規格品<br>②建築基準法施行令第20条の7第3項による国土交通大臣認定品<br>③IBJISのEo規格品<br>④IBJASのFco規格品<br>・本工事で使用する下記の品目については、公共工事における富山県認定リサイクル製品利用方針において優先利用グループに区分されている製品を利用する。<br>工 種 ／ 品 目 ／ 規 格<br>ただし、その製品の入手が困難な場合は、監督員と協議し、通常製品（新材で製造された製品）へ変更できるものとする。<br>○公共工事における富山県認定リサイクル製品利用方針に基づくグループ区分一覧は、富山県ホームページを参照すること。<br>URL：http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1510/kj00004091-003-01.html<br>・　本工事は「公共工事における富山県認定リサイクル製品利用方針に基づき、パイロット工事として下記の製品を使用する。<br>工 種 ／ 品 目 ／ 規 格 ／ 製品名 |
| | ⑦地場産品の優先使用等 | ○地場産品の優先使用<br>受注者は、工事に使用する資材等について、品質が水準以上であり、かつ価格が適正である場合には県内地場産品（建設資材又は製品等で、県内で最終製造工程が施されたもの又は県内に本社・本店を置く取扱業者から調達したものをいう。）を使用するものとする。 |
| | ⑧機材の品質・性能証明 | ○県内企業の優先選定等<br>受注者は、工事に係る下請契約又は資材等納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方は富山県内に本社・本店を置くものの中から選定するよう努めなければならない。<br>○不採用調書の提出<br>受注者は、工事の施工に関する下請契約において富山県内に本社・本店を置くもののの中から選定しない場合又は工事に使用する資材等について県内地場産品を使用しない場合は、あらかじめ、「下請契約における県内企業及び県内地場産品の不採用調書」を監督員に提出しなければならない。<br>使用する機材が、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「建築材料・設備機材等品質性能評価事業設備機材等評価名簿（平成22年度版）」による場合は、評価書の写しをもって、標準仕様書第1編第1章第4節1.4.2の品質及び性能を有することを証明できる資料の提出を省略することができる。ただし、標準仕様書に規定される製作図、試験成績表等は除く。 |
| | ⑨発生材の処理等 | ・　建設リサイクル法対象工事（請負代金額 1 億円以上（税込み））<br>・　再資源利用計画書等作成及び提出(FD)<br>○　発生材は構外搬出処分とし、その費用も含め元請業者自らの責任において適正に処理するものとする。　(1.1.3.8)<br>○　運搬、処分委託契約書写し及び許可証写しの提出<br>○　マニフェストの写し提出(A、B2、D、E表)<br>・特別管理産業廃棄物(　　)<br>・同上の処理方法　(　　)<br>・再資源化を図るもの(　　) |
| | ⑩主任技術者等の適用 | 建設業法第26条のよる部門、等級とする。 |
| | 11 電気保安技術者 | 電気保安技術者を工事現場に　○おく　・おかない　(1.1.3.2) |
| | ⑫技能士の適用 | ○　配管技能士（・１級　・２級）　○　熱絶縁施工技能士（・１級　・２級）<br>・　建築板金技能士（・１級　・２級）　・　冷凍空気調和機器施工技能士（・１級　・２級）<br>○設けない　・　設ける　(1.2.1.1)(建2.3.1) |
| | ⑬監督職員事務所 | 本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続き等の費用は受注者の負担とする。 |
| | ⑭工事用電力・水その他 | 構内につくること　○できる　・できない |
| | ⑮工事用仮設物 | ・別契約の関係受注者が定置したものは、無償で使用できる。 |
| | ⑯足場、さん橋類 | ・本工事で設置とする。（改修標準仕様書第1編2.2.1によるほか下記による。） |
| | ⑰建築物又は工作物の解体等の作業 | ・内部仮設足場等（　　種　　種）・外部仮設足場等（　　種　　種）<br>石綿等が使用されている場合、石綿障害予防規則に基づき、作業を行うこと。また、解体等の作業における保護具の装着・湿潤を保つ費用、石綿の使用の有無を分析によって調査した場合に要する費用等及びそれらに費やす工期については、監督職員と協議を行うこと。 |
| | 18 建築工事との取合 | 工事区分表によるほか、次による。 |
| | (1) 開口部補強筋 | 補強を要する鉄筋コンクリート躯体(梁、壁、床)の貫通スリーブ補強筋は<br>○　別途　・　本工事)とする。<br>壁、床貫通の仮枠(壁類、ダクト、吹出口、大便器、換気扇等)の補強筋は<br>○　別途　・　本工事)とする。 |
| | (2) 機器の基礎 | 屋上基礎（○別途　・本工事）、屋内基礎（○別途　・本工事）、屋外基礎（○別途　・本工事） |
| | ⑲提出図書等 | 提出図書等は①適用基準等によるほか次による。 |
| | (1) 設計図の製本 | 着工時　○　原図版　部　○　縮小版　部 |
| | (2) 工事写真 | 建設大臣官房官庁営繕部監修の工事写真の撮り方(改訂第2版)-建築設備編-による。(デジタルカメラ(130万～300万画素)による撮影) |
| | (3) 機材の仕様 | ○　主要な機材については、発注前に製作図等を提出し、監督職員の確認を受ける。 |
| | (4) その他 | 監督職員の指示する書類。 |
| | (5) 完成時の図書 | |
| | (a)完成図 | ○　標準仕様書の1編1.7.1による。<br>○　設計図及び施工図を黒表紙に製本したもの。 製本部数は ○原図版　部　○縮小版　部 |
| | (b)保全に関する資料 | ○　標準仕様書の1編1.7.3による。 |
| | ⑳電子納品 | ○　電子納品対象工事　(以下に記す書類を電子納品する。)<br>○工事写真　・施工計画書　○完成図(CADデータ)　・参考図(ラスターデータ)<br>なお、電子納品の実施は「富山県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて行う。 |
| | ㉑検査及び試験 | ○　機材については標準仕様書の1編 1.4.4 及び1編 1.4.5 による。<br>○　施工については標準仕様書の1編 1.5.3 及び1編 1.5.4 による。 |
| | ㉒土工事 | |
| | (1) 残土処理 | ○　構内散きならし　・　構内の指定場所に堆積<br>・　構外搬出適切処理（受入れ場所：公共残土置き場　　）<br>※構外搬出の場合は関係法令に従い適切に処理するとともに、建設発生土情報交換システム及び公共工事土量調査システムを活用し、建設発生土の需給調整に努めること。 |
| | (2) 埋め戻し及び盛土 | ○　根切り土の中の良質土　○　山砂　(1.2.2.1) |
| | (3) 地業工事 | 砂利事業（・　切り込み砕利　・　切り込み砕石　○　再生クラッシャラン）　(1.2.3.1) |
| | 23 コンクリート工事 | ○　レディミクストコンクリート（○　Ⅰ類　・　Ⅱ類）　(1.2.4.1)(建表 6.1.1) |
| | (1) 普通コンクリート | ・　普通軽リコンクリート（・　機械練り　・　手練り）<br>コンクリート設計基準強度（・　21N/mm2-15-25（捨てコン）　・　24N/mm2-15-25　・　27N/mm2-15-25）<br>コンクリート強度試験：・　実施する　・　省略する）<br>・　異形鉄筋（○ SD295A　・ SD345） |
| | (2) 鉄　筋 | 「富山県土木工事共通仕様書」1-1-34環境対策に記載の排出ガス対策型建設機械及び低騒音型・低振動型建設機械を使用するものとする。 |
| | ㉔施工機械 | 次のいずれかに該当し、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、工事現場における常駐を要しない期間として取り扱う。 |
| | ㉕現場代理人の工事現場における常駐を要しない期間 | (1)契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間<br>(2)工事の全部の施工を一時中止している期間<br>(3)上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間 |
| | ㉖安全教育・訓練の実施 | 労働安全衛生法等に基づき行う日々の安全教育のほか、すべての作業員を対象に、工事現場に即した安全教育・訓練等を、月当たり半日以上の頻度で実施するものとする。<br>「富山県土木工事共通仕様書」1-1-30　工事中の安全確保<br>公共工事労務費調査等の対象工事となった場合は、監督員の指示により必要な協力をしなければならない。 |
| | ㉗調査・試験に対する協力 | 受注者は、工事施工において、施工条件等への対応や自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完成までに「富山県請負工事成績評定要領」第4第7項に定める様式により提出することができる。 |
| | ㉘工事特性・創意工夫・社会性等の実施 | 受注者は、本工事を施工するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を監督員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、下請業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、速やかにその旨を報告するよう指導し、下請業者から報告を受けた受注者は、速やかにその旨を監督員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。 |
| | ㉙暴力団関係者から不当な介入を受けた場合の措置 | 1　工事に係る入札の結果、調査基準価格に満たない価格をもって入札をした者が受注者となった場合における技術者の配置については、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めることによる。<br>(1)　建設業法の規定により技術者の専任配置が義務付けられる工事の場合<br>専任配置が義務付けられている技術者とは別に、同法の規定により監理技術者の配置が義務付けられる工事にあっては監理技術者の資格を有する者を、それ以外の工事にあっては主任技術者になり得る資格を有する者を 1 人、専任にて配置するものとする。この場合において、これらの工事に配置する技術者は、受注者と 3 ヶ月以上の雇用関係がある者に限る。<br>(2)　建設業法の規定による技術者の専任配置が義務づけられていない工事の場合<br>同法の規定により配置が義務付けられている技術者を、専任にて配置するものとする。<br>2　1 の(1)により別に配置される技術者は、監理技術者等を補助し、監理技術者等と同様の職務を行うものとする。 |
| | ㉚低入札となった場合における技術者の増員等 | |

| 章 | 項 目 | 特 記 事 項 |
|---|---|---|
| | 31 近接して工事を発注する場合の取扱いについて | 本工事の請負代金額については、富山県が先行発注した下記の工事（以下「先行工事」という。）の受注者がその工事完成日までに本工事についても受注した場合には、全工事の設計額の合計額より定まる率によって算定した諸経費等から、先行工事にかかる諸経費等を控除した額をもって速やかに再積算し、変更するものとする。<br>工事番号：　　工事名：　　工事 |
| | 32 総合評価方式 | 1　受注者は、実際の施工に際しては、事前に提出し適正とされた技術資料（富山県公共工事総合評価方式施行要領様式第１号、２号）の内容を履行すること。<br>2　受注者は、事前に提出した総合評価方式に係る技術資料(富山県公共工事総合評価方式施行要領様式第４号）に記載した配置予定技術者を配置しなければならない。<br>3　なお、上記１、２を履行できない場合及び、受注者が事前に提出した総合評価方式に係る技術資料（富山県公共工事総合評価方式施行要領様式第１号から４号）に記載した内容に虚偽の報告があった場合においては、富山県公共工事総合評価方式施行要領に基づき工事成績の減点（標準型においては、工事成績の減点及び違約金の徴収）をすることがある。 |
| | 33 運転操作説明板 | 系統図、機器等の取り扱い方法及び重要な定期点検項目を書いたアクリル樹脂製の運転操作説明板を機械室に設ける。説明板の大きさは約　㎡とする。 |
| | ㉞総合調整 | ○　本工事　・　別途<br>調整項目（測定箇所等は監督職員の指示による。）<br>・　風量調節　・　水量調節　・　室内空気の温湿度の測定<br>・室内気流及びじんあいの測定　・　騒音の測定　・　飲料水の水質の測定 |
| | ㉟容量等の表示 | (1) 機器類の能力、容量等(電動機出力を除く)は原則として表示された数値以上とする。<br>(2) 電動機の出力は原則として表示された出力以下の容量とする。 |
| | 36 電気工事 | (1) 機器付属の制御盤及び操作盤以降の電気配管、配線は（・　本工事　・　別途工事）とする。<br>(2) 制御盤及び操作盤に付属する機器の接地は（・　本工事　・　別途工事）とする。 |
| | ㊲耐震安全性の分類と耐震施工 | (1)「官庁施設の総合耐震計画基準（平成18年8月4日国土交通省大臣官房官庁営繕部制定）」による耐震安全性の分類は下記による。<br>構造体　・Ⅰ類　○Ⅱ類　・Ⅲ類<br>建築非構造部材　○A類　・B類<br>建築設備　○甲類（特定の施設）　・乙類（一般の施設）<br>(2)設備機器の固定は、次に示す事項を除き、すべて「建築設備耐震設計・施工指針2005年版」（国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修）による。<br>1)設計用水平地震力<br>機器の重量[ｋｇｆ]に、設計用水平震度を乗じたものとする。なお特記なき場合、設計用水平震度は次による。<br>設計用水平震度 |

| 設置場所 | 機器種別 | 特定の施設 | | 一般の施設 | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 重要機器 | 一般機器 | 重要機器 | 一般機器 |
| 上層階、屋上及び塔屋 | 機　　器 | 2.0 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| | 防振支持の機器 | 2.0 | 2.0 | 2.0 | 1.5 |
| | 水　槽　類 | 2.0 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| 中間階 | 機　　器 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| | 防振支持の機器 | 1.5 | 1.5 | 1.5 | 1.0 |
| | 水　槽　類 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| 地下・1階 | 機　　器 | 1.0 | 0.6 | 0.6 | 0.4 |
| | 防振支持の機器 | 1.0 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |
| | 水　槽　類 | 1.5 | 1.0 | 1.0 | 0.6 |

注1) 上層階の定義は次による。
２～６階建の場合は最上階、７～９階建の場合は上層２階、１０～１２階建の場合は上層３階、１３階建以上の場合は上層４層とする。
注2) 機器種別の欄の「機器」は、防振設置機器、水槽類以外の機器を示す。
重要機器
・　水槽類（　・　・　・　・　）
・　消火設備機器　・
2)設計用鉛直地震力
設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。

| | | |
|---|---|---|
| 38 | 管の地中埋設深さ | 埋設深さ（管の上端深さ）は原則として、車両通行部分は（○ 600mm　・　）<br>その他の部分は（○ 450mm　・　）以上とする。 |
| 39 | 埋設管の防食処理 | 標準仕様書の2編2.7.1、2.7.2及び2.7.3による。 |
| 40 | ピット管の布設 | 砕石100mm、山砂管上100mmとする。 |
| 41 | 配　　管 | (1)建物導入部の変位吸収方法は標準図(建築物導入部の変位吸収配管要領)による。<br>・(a)　・(b)　○(c) |
| | | (2)溶接部の非破壊検査　・不要　・要（　　） |
| | | (3)異種接合の場合は、標準仕様書第2編2.5.16による。なお、接合要領は標準図（異種管の接合要領）による。 |
| 42 | 保　　温 | (1)材料・施工順序及び厚さは特記がなければ標準仕様書第2編第3章の表2.3.1～2.3.7による。なお、保温材は原則としてグラスウール保温材を使用するものとし、温水・蒸気・冷温水・給湯以外の屋外多湿箇所はポリスチレンフォーム保温材を使用するものとする。また、排煙ダクト及び煙道はロックウール保温材を使用するものとする。 |
| | | (2)非水管の保温種別については冷水管の保温種別によるものとする。 |
| 43 | 弁類の保護カバー | 給水、非水用の配管で呼び径65以上の弁、ストレーナ等は、ビス等により容易に着脱できる金属製のカバーによる外装を施す。なお、屋内用は（○・　カラー亜鉛鉄板　・　）、屋外及び多湿箇所は（○　ステンレス鋼板　・　）とする。 |
| 44 | 塗装及び防錆工事 | 適用の基準は標準仕様書第2編第3章第2節による。<br>屋外及び多湿箇所の支持架台等は溶融亜鉛めっき鋼材(HDZ35以上)またはステンレス鋼材を使用する。<br>次の箇所の保温ない配管及びダクトは塗装不要とする（ただし、SGP-黒管及びSTGP370-黒管は除く）。<br>・機械室内　・（　　） |
| 45 | マンホール蓋 | MH形、MHB形及びMHD形は富山県章入り（鋳出し）とする。 |
| 46 | は　つ　り | 既存のコンクリート床及び壁の配管用の穴あけは、ダイヤモンドカッターによる。 |
| 47 | 非破壊検査等 | ・　機械はつり箇所は、金属探知機等による非破壊検査にて埋設物の調査を行う。<br>・　機械はつり箇所は、放射線透過検査による非破壊検査にて埋設物の調査を行う。<br>なお、報告書を提出する。撮影枚数は、1枚以上/部位とする。　(改4.1.2) |
| 48 | ス　リ　ー　ブ | ・　紙製（一般）　・　鋼製（ピット等）　・　塩ビ製（地中等） |
| 49 | 試　　験 | (1)各種配管の試験は、新設配管に適用する。<br>(2)新設配管は、既設配管との接続前に試験を行う。 |
| 50 | 電　線　類 | 電線及びケーブルの規格は標準仕様書第4編1.5.1表4.1.11による。 |
| 51 | 吊り及び支持金物 | ○地中、槽内、ピット内　・　)の吊り金物・支持金物類はステンレス鋼製(SUS304)とする。 |

・衛生器具設備

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 和風大便器 | 耐火カバー　・　設ける（ピット内不要）　・　設けない |
| 2 | 洋風大便器 | 便座　・　温水洗浄便座　○　暖房便座　・　普通便座 |
| 3 | 大便器洗浄弁 | 図面に特記がなければ、洋風便器の洗浄水量は10.5L/回以下とする。 |
| 4 | 小便器節水装置 | 図面に特記がなければ、洗浄水量は4L/回以下とし、使用状況により洗浄水量が制御できるものとする。 |
| 5 | 手洗器 | 手洗器は止水栓付とする。 |
| 6 | ユニット型器具 | ・　(5.1.1.3～5.1.1.8) |

・給水設備

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 給水方式 | ○　水道直結　・　高置水槽　・　圧力水槽　○　ポンプ速度制御式給水<br>・　井水（冷水）　・　上水 |
| 2 | 量水器 | ・　親メーター（　・貸与品　・　）　・　子メーター（　・貸与　・　） |
| 3 | 量水器桝 | ・　水道業者指定品（　・貸与品　・貸取り）　・　標準図MC型<br>量水器桝及び弁桝のコンクリート部は工場製品としてもよい。 |
| 4 | 弁　　類 | ・　呼び径65以上の鋳鉄製の弁はライニング弁とする。<br>・　逆止弁の振動吸収式はライニング不要とする。<br>・　ステンレス配管を使用する場合の材質はステンレス製とする。<br>図面に記載のない場合の耐圧は下記による。<br>水道直結部分　JIS（・　5kgf/cm2　○　10kgf/cm2）<br>その他の部分　JIS（○　5kgf/cm2　・　10kgf/cm2） |

・給湯設備

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 配管材料 | ○　ステンレス鋼管 JIS G 3448（呼び径60Su以下は拡管式）　○架橋ﾎﾟﾘｴﾁﾚﾝ管（ﾍｯﾀﾞｰ以降） |
| 2 | 絶縁継手 | 取付ける（鋼製ボイラ、熱交換器などに異種金属管を接続する場合） |
| 3 | 弁類 | JIS（・　5kgf/cm2　○　10kgf/cm2）　（ステンレス鋼弁に取り付ける弁類は、ステンレス製とする。） |
| 4 | ガス湯沸器 | 使用するガス（・　都市ガス　・　LPガス）<br>発熱量（・　kcal/m3　・　kcal/kg）　(5.1.3.6) |
| 5 | ガス湯沸器の接続 | 給湯管及び給水管の接続は、ステンレス製フレキシブルチューブを使用してよい。 |
| 6 | 保　　温 | 湯沸器の給排気筒（二重管）の隠ぺい箇所は保温を行う。なお、保温の種別は標準仕様書第2編3.1.5表2.3.5のﾛ・(ｲ)・ﾍ)とする。 |

・換気設備

| | | |
|---|---|---|
| 1 | ダ　ク　ト | ・　低圧ダクト（・　ｱﾝｶｰﾌﾗﾝｼﾞ工法<br>・　ｺｰﾅｰﾎﾞﾙﾄ工法（・共板ﾌﾗﾝｼﾞ　・ｽﾗｲﾄﾞｵﾝﾌﾗﾝｼﾞ）工法とする。<br>・厨房系統の排気用ダクトは、標準仕様書第3.2.2のダクトの板厚の項より1番手厚いものを使用する。 |
| 2 | 風量測定口 | 図示した位置に取り付ける。 |
| 3 | ダンパー | 空気調和設備の当該項目による。 |
| 4 | シールする排気ダクトの系統 | ・　厨房系統　・浴室（シャワー室、脱衣室を含む）系統　・ |
| 5 | チャンバー | 空気調和設備の当該項目による。 |
| 6 | 保　　温 | 次のダクトは保温を行う。<br>・外気ダクト（保温の厚さ25mm、面ホコなき場合は全て。全熱交換ユニットの二次側含む。）<br>・多湿箇所のダクト　（保温の厚さ25mm、範囲は図示による。） |
| 7 | 24時間換気 | ○排気ダクト(保温の厚さ25mm、範囲は（○外壁から1m ・図示による。））<br>各居室において、換気量を測定し、必要換気回数以上であることを確認し、監督職員に報告すること。 |

・消火設備

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 消火設備の種類 | ・　屋内消火栓　・　連結送水管　・　屋外消火栓　・スプリンクラー<br>・　不活性ガス消火　・　泡消火　・粉末消火　・連結散水<br>・　フード等用簡易自動消火 |
| 2 | 配管材料 | ・　配管用炭素鋼鋼管　JIS G 3452(SGP-白)<br>・　圧力配管用炭素鋼鋼管　JIS G 3454(STPG 370 白管 Sch80)(不活性ガス消火)<br>・　消火用硬質塩化ビニル外面被覆鋼管　WSP 041(SGP-VS)(地中配管用)　(表2.2.5) |
| 3 | 屋内消火栓開閉弁 | ○　10kgf/cm2　圧力調整弁付き |
| 4 | 保　　温 | 原則として保温は行わない。但し、屋外露出配管（弁類含む）は、防凍保温を行うものとし、仕様は給水管の項による。 |
| 5 | 地中埋設標等 | (1)地中埋設標　○　要（図示による）　・不要<br>(2)埋設表示テープ　○　要　・不要 |
| 6 | 地中埋設配管の接合 | 外面被覆鋼管の呼び径100以下はねじ接合とする。 |

・厨房設備

| | | |
|---|---|---|
| 1 | システム | ・　ドライシステム　・ |
| 2 | 機器の寸法 | 概略寸法とする。 |
| 3 | 機器機能等 | 図示による。 |

・ガス設備

| | | |
|---|---|---|
| 1 | 使用ガス | ・　都市ガス　○　液化石油ガス |
| 2 | 配管材料 | ○　配管用炭素鋼鋼管　JIS G 3452(SGP-白)<br>・　圧力配管用炭素鋼鋼管　JIS G 3454(STPG)<br>・　ポリエチレン被覆鋼管　JIS G 3469　PLS（地中配管用）<br>・　ポリエチレン管　JIS K 6774　PE　（地中配管用・ロケーティングワイヤー共） |
| 3 | ガス集合装置 | ○　本工事（　本組）　○　既設品 |
| 4 | ガスメータ | ・　本工事　○既設品（貸与）　(6.2.1.7)(6.3.1.3) |
| 5 | 充てん容量 | ○　別途（　○50kg　・　）　×　2　本 |
| 6 | 転倒防止等 | 標準図「液化石油ガス容器転倒防止施工要領」の　○(a)　・(b)　による。 |
| 7 | 地中埋設標 | 設置する（埋設シート共） |
| 8 | 漏洩検知装置 | ・　要　・不要 |
| 9 | 電気防食 | ・　要　・不要 |
| 10 | 引込負担金 | ・　要（　・別途　・本工事）　・　不要 |

・撤去工事

| | | |
|---|---|---|
| ① | 撤去内容 | 図示による。 |
| ② | 支持金物等 | 機器、ダクト及び配管等の支持金物・吊りボルト等は本工事にて撤去する。 |
| ③ | アスベスト含有材料調査等 | ・アスベスト含有分析調査（・　定性分析　・　定量分析）ただし費用は別途とする。<br>分析方法は「建材中の石綿含有率の分析方法について」（厚生労働省基準局安全衛生部化学物質対策課長通達　平成17年6月22日　基発化発第0622001号）による。<br>・　撤去方法　・　図示による |
| ④ | 冷媒（フロン類）の回収 | 冷凍機等の撤去に伴う冷媒の回収方法は、平成19年10月1日改正の「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」による。<br>ただし、冷媒の回収等の費用は　・本工事　・別途　とする。<br>冷媒の回収にあたっては、監督職員に次の書類を提出する。<br>（ア）第一種フロン類回収業者登録通知書の写し<br>（イ）フロン類引取証明書<br>（ウ）フロン回収行程管理票<br>（エ）特定家庭用機器廃棄物管理表（家電リサイクル券）の写し（家庭用エアコン等の場合） |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ・日付　２０１３．３． | 富山市安住町７番１号　電話（076）432-9785<br>理事長　藤 井 均<br>管理建築士　一級建築士登録第83914号　川崎 政善 | 富山県建築設計監理協同組合<br>一級建築士事務所　登録（12）32号 | 工事名　田中小学校既存校舎改修工事 | 管理技術者　一級建築士　登録第257967号　新村　勲 | 図面番号<br>M－1 |
| | | | 図面名　機械設備　特記仕様書 | 縮尺　―― | 担当　吉田　剛　／　監修 |

# 1階平面図 1/200

N

敷地境界線
隣地境界線
道路境界線
1項1号道路　市道加島町田中小学校線
田母三

主出入口
正面玄関入口
既存校舎　北校舎
既存新校舎
既存体育館
既存校舎 倉庫・便所棟
既存校舎 東校舎
既存校舎 仮設音楽室
新校舎 受水槽
器具庫1
倉庫1
倉庫2
倉庫3
公共桝
既設公共桝
既設校舎用 80mm量水器
既校プール用 ○80m量水器
水道本管より
散水栓へ
脱水栓へ
手洗へ
消火水槽へ
プールへ
仮設避難階段
アスファルト
庭土
砂利
下足場
昇降口
便所
ことばの教室
給食配膳室
家庭科室
印刷室
相談室
更衣室
会議室
校長室
教員室
食堂
厨房
倉庫
灯油
灯油庫
プール

本工事 改修範囲
別途 解体範囲

撤去 温風暖房機(5.8KW) ×2基
撤去 温風暖房機(7.4KW) ×2基
撤去 洗面化粧台×2台
撤去 床置形エアコン14.0kw ×2基
撤去 温風暖房機(5.8KW) ×2基
撤去 温風暖房機(5.8KW)
撤去 室外機28.0kw ガス処理共
撤去 ｶﾞｽ給湯器
撤去 室外機14.0kw ×2基
撤去 灯油
撤去 灯油庫
撤去 壁付換気扇 25cm ×2基
撤去 壁付換気扇 30cm
撤去 ﾍﾞﾝﾁﾚｰﾀｰ換気扇
撤去便所より

残し置き 天吊形ｴｱｺﾝ14.0kw
残し置き 室外機14.0kw
壁付換気扇 塞ぎ共

別途
給水管　排水管　閉塞工事はその1 工事
給水× 7ヶ所
排水× 1ヶ所

改修工事(本工事)　その他
1、温風暖房機撤去　× 7基
温風暖房機排気筒、冷媒管の壁開口後は室内、化粧キャップ(SUS製)取付の事
× 9 箇所
外壁改修( 建築) の為、屋内のみ
2、外壁不要配管撤去処分
3、既設消火栓ﾎﾞｯｸﾌﾟ吐出側
逆止弁65Aの撤去、新設

逆止弁65Aの撤去、新設
既設消火栓ﾎﾞｯｸﾌﾟ吐出側

撤去図凡例

| | | 給水管 | 排水管 |
|---|---|---|---|
| -×---×- | 埋殺配管　(点線) | 塩ﾋﾞﾆﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 | 硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管 |
| ---------- | 既設再利用 (点線) | 塩ﾋﾞﾆﾗｲﾆﾝｸﾞ鋼管 | 硬質塩化ﾋﾞﾆﾙ管 |
| ⬭ | 既設配管切断　閉塞箇所 | | |
| | | | |

工事伴い既設配管経路を調査、検討し監督員の承諾の上施工の事。


富山市安住町7番1号　電話 (076) 432-9785
理事長　藤井　均
管理建築士　一級建築士登録第83914号　川崎　政善

富山県建築設計監理協同組合
一級建築士事務所　登録(12)32号


| | | | |
|---|---|---|---|
| 日付　2013.3. | 工事名　田中小学校既存校舎改修工事 | 管理技術者　一級建築士　登録第257967号　新村　勲 | 図面番号 |
| | 図面名　機械設備　1階平面図　縮尺 1/200 | 担当　吉田　剛　監修 | M－2 |

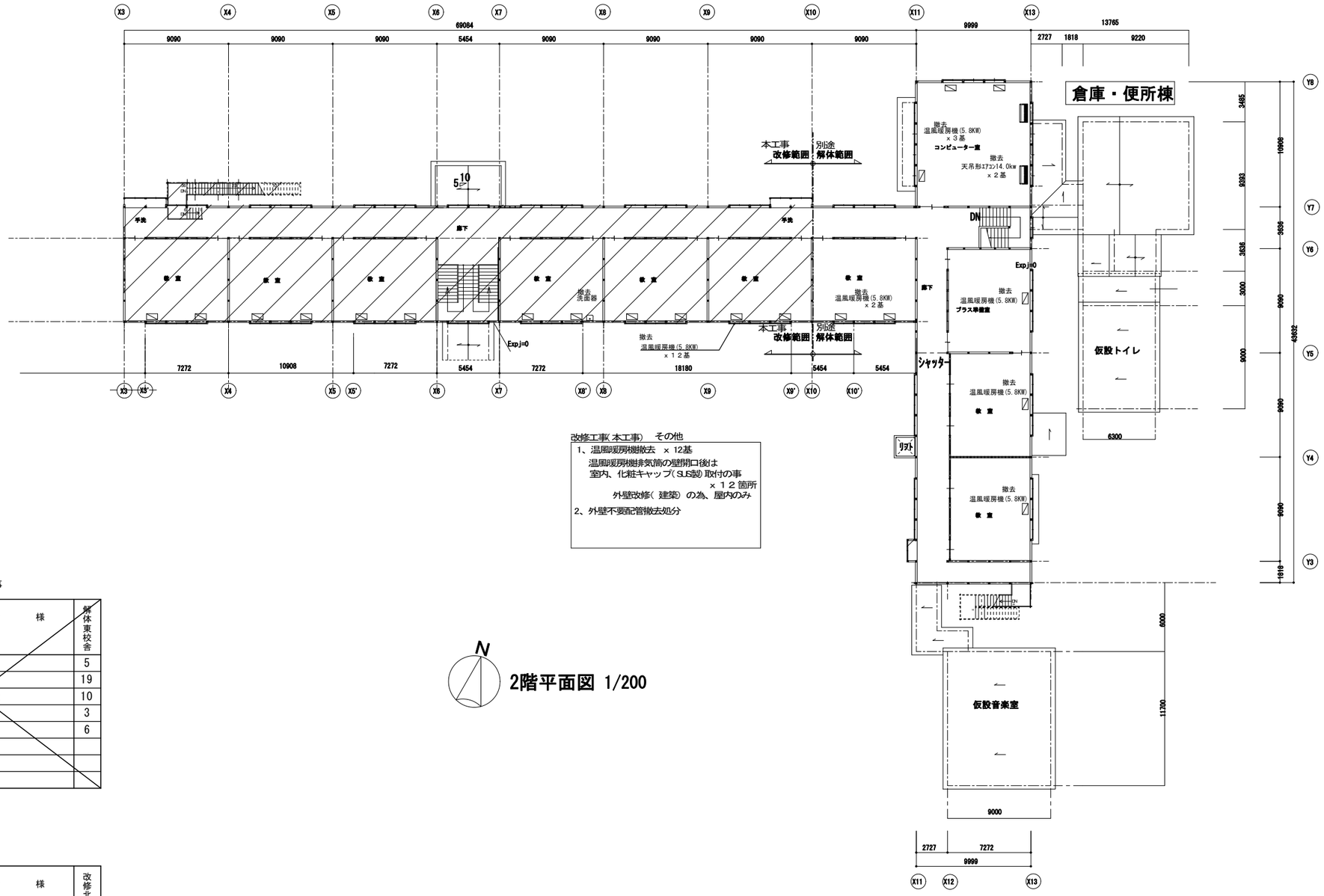


改修工事(本工事)　その他

1、温風暖房機撤去　×12基
　温風暖房機排気筒の壁開口後は
　室内、化粧キャップ(SUS製)取付の事
　×12箇所
　外壁改修(建築)の為、屋内のみ
2、外壁不要配管撤去処分

N

## 2階平面図 1/200

**撤去衛生器具表**　別途工事

| 器具名 | 仕様 | 解体東校舎 |
|---|---|---|
| 和風大便器 | ﾛｰﾀﾝｸ | 5 |
| 洋風大便器 | ﾛｰﾀﾝｸ | 19 |
| 小便器 | ｽﾄｰﾙ式 | 10 |
| 掃除流し | | 3 |
| 洗面器 | | 6 |
| | | |
| | | |
| | | |

**撤去衛生器具表**　本工事

| 器具名 | 仕様 | 改修北校舎 |
|---|---|---|
| 洗面化粧台 | | 3 |
| 洗面器 | | 1 |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |


富山市安住町7番1号　電話(076)422-9785
理事長　藤井　均
管理建築士　一級建築士登録第83914号　川崎　政善

富山県建築設計監理協同組合
一級建築士事務所　登録(12)32号


| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 日付　２０１３．３． | 工事名　田中小学校既存校舎改修工事 | | 管理技術者　一級建築士　登録第257967号　新村　勲 | 図面番号 |
| | 図面名　機械設備　２階平面図 | 縮尺　1/200 | 担当　吉田　剛 | 監修 | Ｍ－３ |